

令和 6 年第 4 回定例会

九十九里町議会会議録

令和 6 年 12 月 5 日 開会

令和 6 年 12 月 10 日 閉会

九十九里町議会

令和6年第4回九十九里町議会定例会会議録

目 次

○招集告示	1
-------	---

第 1 号 (12月5日)

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期決定の件	5
○諸般の報告	5
○行政報告	6
○一般質問	9
古 川 徹 君	10
西 村 み ほ 君	18
松 井 由美子 君	31
原 田 教 光 君	40
阿 井 賢 一 君	56
○散会の宣告	62

第 2 号 (12月6日)

○議事日程	65
○出席議員	65
○欠席議員	65

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	65
○職務のため出席した者の職氏名	66
○開議の宣告	67
○議事日程の報告	67
○一般質問	67
谷川優子君	67
細田一男君	81
○休会の件	90
○散会の宣告	90

第 3 号 （12月10日）

○議事日程	91
○出席議員	91
○欠席議員	92
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	92
○職務のため出席した者の職氏名	92
○開議の宣告	93
○議事日程の報告	93
○諸般の報告	93
○議案第1号から議案第5号までの上程、説明、質疑、討論、採決	93
・議案第1号 令和6年度九十九里町一般会計補正予算（第6号）	
・議案第2号 令和6年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	
・議案第3号 令和6年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	
・議案第4号 令和6年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第2号）	
・議案第5号 令和6年度九十九里町ガス事業会計補正予算（第2号）	
○議案第6号及び議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	101
・議案第6号 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
・議案第7号 九十九里町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	

○議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 0 3
・議案第 8 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する 条例の制定について	
○議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 0 4
・議案第 9 号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び 千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について	
○議案第 10 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 0 5
・議案第 10 号 指定管理者の指定について	
○諮問第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 1 5
・諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて	
○請願第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 1 6
・請願第 3 号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に 行うことを求める請願書	
○日程の追加……………	1 1 9
○議案第 11 号の上程、説明、質疑、討論、採決……………	1 1 9
・議案第 11 号 令和 6 年度九十九里町一般会計補正予算（第 7 号）	
○閉会の宣告……………	1 2 1
○署名議員……………	1 2 3

令和 6 年第 4 回九十九里町議会定例会を次のとおり招集する。

令和 6 年 1 1 月 3 日

九十九里町長 浅 岡 厚

1 期 日 令和 6 年 1 2 月 5 日

2 場 所 九十九里町議会議場

令和 6 年第 4 回九十九里町議会定例会会議録（第 1 号）

令和 6 年 1 2 月 5 日（木曜日）

令和6年第4回九十九里町議会定例会

議 事 日 程 （第1号）

令和6年12月5日（木）午前9時39分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期決定の件

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

出席議員 （14名）

1 番	小野谷 元 伸 君	2 番	阿 井 賢 一 君
3 番	松 井 由美子 君	4 番	西 村 み ほ 君
5 番	小 川 浩 安 君	6 番	原 田 教 光 君
7 番	鐘 田 貴 俊 君	8 番	中 村 義 則 君
9 番	古 川 徹 君	10 番	内 山 菊 敏 君
11 番	善 塔 道 代 君	12 番	細 田 一 男 君
13 番	高 橋 功 君	14 番	谷 川 優 子 君

欠席議員 （なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	浅 岡 厚 君	副 町 長	藤 原 慎 君
教 育 長	鈴 木 弘 君	総 務 課 長	篠 崎 英 行 君
企画政策課長	羽 斗 伸 一 君	財 政 課 長	鈴 木 桂 君
税 務 課 長	川 島 常 嗣 君	住 民 課 長	古 川 紀 行 君
健康福祉課長	鶴 岡 正 美 君	社会福祉課長	鵜 澤 康 子 君

農林水産課長	作 田 延 保 君	商工観光課長	古 関 保 君
まちづくり 課 長	麻 生 雅 弘 君	会 計 管 理 者	小 森 克 彦 君
ガ ス 課 長	山 口 義 則 君	教 育 委 員 会 長	鍵 田 貴 賜 君
教 育 委 員 会 事 務 局 主 幹	中 村 勝 君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	木 原 隆 行 君	書 記	鈴 木 克 奈 君
---------	-----------	-----	-----------

◎開会及び開議の宣告

開 会 午前 9 時 3 9 分

○議 長（中村義則君） ただいまの出席議員数は全員です。

ただいまから令和 6 年第 4 回九十九里町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議 長（中村義則君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議 長（中村義則君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、

3 番 松 井 由美子 君

1 1 番 善 塔 道 代 君

を指名いたします。

◎日程第 2 会期決定の件

○議 長（中村義則君） 日程第 2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から10日までの 6 日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から10日までの 6 日間と決定いたしました。

◎日程第 3 諸般の報告

○議 長（中村義則君） 日程第 3、諸般の報告をいたします。

本定例会の議案として、町長より、議案第 1 号から議案第10号、諮問第 1 号の送付があり、これを受理いたしました。

また、本日までに受理した請願は、お手元に配付いたしました請願文書表のとおり、文教

民生常任委員会に付託します。

次に、本定例会の説明者として、本職から地方自治法第121条の規定により出席を求めた者は、町長、浅岡厚君であります。また、町長より、本定例会の説明者として委任した旨、通知のあった者はお手元に配付のとおりでありますので、御了承願います。

次に、令和6年度第2回定期監査が11月6日、7日の2日間にわたり実施され、監査委員から定期監査結果の報告がありました。お手元に配付の印刷物によって御了承願います。

◎日程第4 行政報告

○議長（中村義則君） 日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長、浅岡厚君。

（町長 浅岡 厚君 登壇）

○町長（浅岡 厚君） 皆さん、おはようございます。

令和6年度、第4回九十九里町議会定例会の開催に当たり、御挨拶を申し述べさせていただきます。

本日ここに、議会の皆様全員の御出席を賜り、本定例会が開催できますことを厚く御礼申し上げます。

早いもので、今年も残すところあと一月足らずとなりました。私が町長に就任してから今日までの約1年間、「みんなで考え、みんなで行動、みんなで創る九十九里」をスローガンに、子育て世帯の負担を軽減するための小・中学校の給食費完全無償化や、行政手続における住民の利便性の向上を図るため、LINE町役場の導入など、様々な事業に取り組んでまいりました。

コロナ禍以来、行事も例年どおり実施されるようになり、少しずつですが、町にも活気が戻ってきております。しかしながら、いまだ課題は山積しており、人口減少対策は今後特に力を入れて取り組むべき課題です。

町の持続可能な発展を確保するため、定住促進住宅取得奨励金や、空き家・空き地バンク等の移住・定住促進施策のほか、こども園における英語教室や体操教室等の独自教育の実施、地域公共交通の充実はもとより、さらなる町の活性化のため、九十九里浜を生かした通年型の観光振興事業等にも重点的に取り組んでまいります。

こうした状況において、町立小学校の再編、役場新庁舎の建設や、東金市外三市町清掃組

合の新ごみ処理施設の整備など、大型事業が計画されており、依然として財政運営は厳しい状況ですが、皆様の御協力をいただきながら、誠心誠意努めてまいりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、水道事業について御報告いたします。

令和8年4月の統合に向けた九十九里地域と南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合協議が現在進められており、県から統合後の施設整備計画や財政収支計画を盛り込んだ基本計画案が示されたところでございます。町では引き続き安定した水道事業の運営基盤の維持及び水道料金の上昇抑制に取り組んでまいります。

それでは、令和6年第4回町議会臨時会以降の主な事業について御報告いたします。

10月1日からLINE町役場の運用を開始しました。現在、中央公民館等の公共施設の予約やごみ収集日の通知に加え、10月15日からは、マイナンバーカードを利用した住民票や印鑑証明書、各種税証明書のオンライン申請が新たに開始され、既に御活用いただいている状況でございます。今後も引き続き行政手続の利便性の向上を図ってまいります。

11月17日には、山武市と合同で津波避難訓練及び防災フェアを実施しました。避難訓練に作田納屋・丘自治区から90名の方が、防災フェアでは、全体で約500名の方が参加されました。住民一人一人が常に防災に関心を持ち、自らの問題として受け止め、防災に関する正しい知識と技術を身につける格好の機会となりました。議員の皆様におかれましても、率先して御参加いただき、誠にありがとうございました。改めて御礼申し上げます。

次に、今後の予定となりますが、12月28日から30日にかけて、消防団による歳末特別警戒が実施されます。消防団員の皆様におかれましては、御多用のことと存じますが、全ての町民が笑顔で新年を迎えられるよう御協力をお願いいたします。

新年を迎えた1月1日には、片貝中央海岸において、観光協会主催による元旦祭が開催されます。太平洋から昇る初日の出を目当てに、多くの来遊客が見込まれます。明るい未来が期待できるようなすばらしい元旦となることを切に望んでおります。

1月12日には、九十九里町成人式～はたちのつどい～を、実行委員会の御尽力により開催いたします。今年度二十歳を迎える112名の門出をお祝いする予定としております。

1月19日には、九十九里町消防出初式を挙行し、消防活動に尽力された団員や関係者の表彰式を行います。

2月23日には、2025東金・九十九里波乗りハーフマラソンが開催されます。「波に乗って、非日常を走ろう！」をキャッチフレーズに、大会ゲストとして、国民栄誉賞受賞者でシドニ

一五輪金メダリストの高橋尚子さんをお招きし、九十九里有料道路などをコースとして、最大3,600名のランナーを迎え入れます。

本マラソンは、本年度4月に一般財団法人アールビーズスポーツ財団が指定する全国ランニング大会100選に選出されました。このことで、より多くの参加者が訪れ、本町の魅力を肌で感じていただける機会になることを望みます。

今後の各行事の実施に当たりましては、議員の皆様のより一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本定例会において、御審議いただく議案の概要について御説明申し上げます。

議案第1号 令和6年度九十九里町一般会計補正予算（第6号）でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,007万1,000円を追加し、予算の総額を70億8,434万9,000円とするものでございます。また、年度内の事業完了が見込めない観光振興事業の繰越明許費の補正及び事業費の増額などによる漁港整備事業など、2事業の地方債の補正を行うものです。

議案第2号 令和6年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ4,068万8,000円を追加し、予算の総額を21億6,699万1,000円とするものでございます。

議案第3号 令和6年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ199万円を追加し、予算の総額を2億8,199万円とするものでございます。

議案第4号 令和6年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第2号）でございますが、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ6,832万7,000円を追加し、予算の総額を20億7,849万1,000円とするものでございます。

議案第5号 令和6年度九十九里町ガス事業会計補正予算（第2号）でございますが、既定のガス事業会計予算第3条に定めた収益的支出のうち、供給販売及び一般管理費に24万3,000円を増額し、同額の24万3,000円を予備費より減額するものでございます。

なお、補正予算の詳細につきましては、各担当課長から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

議案第6号 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、消防団員の地元就業者が減少していることにより、平日の日中における出勤人員が不足していることを考慮し、一定の時間に発生した災害にのみ出

動する機能別消防団員制度を導入することに伴い、同団員の年額報酬を定めるため、同条例の一部を改正するものでございます。

議案第7号 九十九里町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、提案理由は、議案第6号と同様となりますが、本条例では、同団員の任用要件等を定めるため、同条例の一部を改正するものでございます。

議案第8号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございますが、懲役または禁錮を拘禁刑に改める刑法等の一部を改正する法律が令和7年6月1日に施行されることに伴い、本町の関連する条例の整理が必要となることから、本条例を制定し、それぞれの条例の一部を改正するものでございます。

議案第9号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合規約の変更に関する協議についてでございますが、千葉縣市町村総合事務組合の構成団体のうち、布施学校組合が令和7年3月31日をもって解散することにより、千葉縣市町村総合事務組合を組織する団体数が減少すること、また、このことに伴い、同組合規約を変更する必要があることから、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第10号 指定管理者の指定についてでございますが、いわしの交流センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてでございますが、人権擁護委員の長野恵子氏が令和7年3月31日をもって任期満了となりますが、引き続き同氏を人権擁護委員に推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

以上が議案及びその他の概要でございます。

詳細につきましては担当者から説明いたさせますので、何とぞ慎重に御審議いただき、原案のとおり御賛同いただきますようお願い申し上げまして、御挨拶といたします。よろしくお願ひいたします。

◎日程第5 一般質問

○議長（中村義則君） 日程第5、一般質問を行います。

順次発言を許します。

通告順により、9番、古川徹君。

(9番 古川 徹君 登壇)

○9番(古川 徹君) 9番、古川徹です。

皆さん、改めまして、おはようございます。

議長の承認をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

我が国の新たな首相、石破総理大臣がさきに誕生いたしました。心からお喜びを申し上げますとともに、総裁選に当たり、自分で言った約束事はしっかりと守り、貫き通し、また、国に関わる諸問題の解決と改善策に、大いに期待している1人でございます。

そして、我が町の首長、浅岡町長も就任から1年が過ぎましたが、一丁目一番地の公約に掲げた産業の活性化と子育て支援を進め、雇用の創出や子育て支援を強化して、人口減少問題に歯止めをかけたいと力説をされていたことを記憶にしております。

そのような中で、これからのまちを守って、背負っていただく若い世代の支援として、子育て環境の充実も重要であり、町内には数か所の公園はありますが、大勢の人で触れ合う公園はございません。そこで、今回取り上げた子育て環境についての1点目、家族で伸び伸びと触れ合う公園、ふれあい広場の整備については、子育て世代と限らず、一家族で移住していただくなどの人口増加にもつながる施策の一つだとは思いますが、どうお考えになるのかお聞きします。

次に、今後、触れ合い広場の整備を進めていただけるものならば、公園内には、小さな山、築山や遊具、そしてバスケットボールコートやスケートボード場などの設置についても考えられないか、お聞きします。

次に、海の駅周辺のちびっこ広場ですが、遊具の老朽化や敷地内も荒れており、津波対策工事の時期には使用できない状況。今後の活用はどうされていくのか、お聞きします。

2点目のふるさと納税ガバメントクラウドファンディングなどの取組について。

以前からクラウドファンディングの取組を推進しておりますが、なぜ取組ができないのか。取組できない理由をお聞かせください。

次に、魅力的なまちづくりをしていくためには、ガバメントクラウドファンディングなどを活用し、町が抱える課題や諸問題など、解決の糸口を見いだし、実現に向けて取り組んでいくべきと思いますが、御見解をお聞きします。

以上で1回目の質問とし、再質問は自席にて行います。

○議 長（中村義則君） 古川徹議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、浅岡厚君。

（町長 浅岡 厚君 登壇）

○町 長（浅岡 厚君） 古川徹議員の御質問にお答えいたします。

初めに、子育て環境についての御質問にお答えいたします。

1点目の家族でふれあう公園、ふれあい広場の整備をして、子育て環境を充実させていく考えはと、2点目のふれあい広場内には築山、遊具、バスケットボールコート、スケートボード場などの設置についての御質問については関連がありますので、一括してお答えいたします。

子育て環境を充実させるための目的として、公園を整備することは有効な手段だと考えております。既存の資源を活用した公園の整備について、子育て世代のみならず、町民全体にとってのニーズに即した環境整備を行えるよう検討し、子育て環境の充実が図れるよう進めてまいります。

3点目の海の駅周辺のちびっこ広場は、遊具の老朽化や敷地内も荒れており、津波対策工事などで使用できない時期もあり、今後の活用はどうかとの質問ですが、現在、ちびっこ広場の遊具は、修繕を行いながら使用している状況です。また、ちびっこ広場付近において、引き続き津波対策工事が令和7年度から令和8年度の2か年で施工される予定であると、県から伺っております。今後は利用者が快適に使用できるよう、適した公園づくりに努めてまいります。

次に、ふるさと納税、G C F、ガバメントクラウドファンディングなどの取組についての御質問にお答えいたします。

1点目のクラウドファンディングの取組については、以前より提案しておりますが、取組できない理由はと、2点目の魅力的なまちづくりを進めていくためには、ガバメントクラウドファンディングの活用などで、課題や諸問題の解決に向けて、実現していく考えはとの御質問については、関連がありますので一括してお答えいたします。

厳しい財政状況下において、クラウドファンディングは財源確保を図るために有効な手段であるとの認識のもと、今後は、ふるさと納税型クラウドファンディングの早期実施に向け、取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上で、古川徹議員からの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議 長（中村義則君） 9番、古川徹君。

○9番（古川 徹君） 古川です。

それでは、1点目の子育て環境についての再質問をいたします。

今回取り上げたふれあい広場については、当然のこと、子育て世代からの切実な願いと、町の人口増加にもつながればという施策でもあります。

先ほども述べたように、町内には、幾つかの公園はあるものの、小さな公園で遊具類も少なく、子供を連れていっても、狭くて、遊具もほかの子供たちが使用していれば使えない状況であるようです。

我々大人がよく口にする言葉であります、子供は宝、勉強や、たくさんの友達と伸び伸びと遊び、すくすくと成長してほしいと願っておりますという言葉や、また挨拶などでも言われていると思います。

残念ながら、町内には、伸び伸びとたくさんの友達と遊べる公園施設は見当たりません。特に、片貝地域には、遊具類で遊ぶ公園もなく、できれば、安全・安心な場所として、例えば旧片貝幼稚園や、旧かたかいこども園の場所でもお借りして、子供だけと限らず、町民がまた家族が触れ合う交流施設として、ふれあい広場の整備を推進したいのですが、どうでしょうか。

町長から答弁いただきましたが、担当課長からの思いを御答弁ください。

○議長（中村義則君） 社会福祉課長、鶴澤康子君。

○社会福祉課長（鶴澤康子君） 子育て支援の立場からお答えさせていただきます。

子育て環境を充実させるための目的として、公園を整備することは有効な手段だと認識しております。国は、こどもまんなか社会を実現するため、こども家庭庁を創設し、こども大綱に基づき、こどもまんなか実行計画を策定いたしました。

こどもまんなか社会をつくっていくために大事にすることは、子供の声を聞き、その声を大切にして、子供や若者に対し最もよいことは何かを考えることです。

子育て担当といたしましても、この子供の声を大事にし、施策に反映させていきたいと考えておりますので、ニーズを把握する取組を実施した上で、子育て関係の環境の充実が図れるよう進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中村義則君） 9番、古川徹君。

○9番（古川 徹君） 古川です。

まんなか社会実行計画という言葉、今出てきました。いろいろな子供の意見等々を収集し

ながらということだと思いますけれども、いずれにしても、その代弁をしているのが父兄であり、保護者でありますからね。子供たちの意見をしっかり聞くということも大事かも知れませんが、直接じゃなくそれを代弁するのは親でありますので、それは十分考えてください。

次に、このような交流施設を前向きに進めていただけるものならば、遊具類のほかに、先ほど言ったように築山やバスケットボールコート、バスケットコートといっても、このバスケットボールコートは、片面だけでもいいと思います。ゴールをつくって、片面だけのバスケットボールコートみたいなもの、また、スケートボード場なども設置したりして、幅広い年齢層の子供たちや、また家族ぐるみで交流できる施設が町にも必要だとは思いますが、担当課ではどう考えられますか。御見解を求めます。

○議長（中村義則君） 社会福祉課長、鵜澤康子君。

○社会福祉課長（鵜澤康子君） お答えさせていただきます。

議員御提案の施設につきましては、近隣自治体の整備の状況等を参考にしながら、子育て担当だけにとどまらず、関係する各課と協議を重ねながら、子供の声を聞き、その声を大事にして、課題に向き合いたいと考えております。

まずはニーズを把握して、子育て環境の充実を図れるよう、関係各課と協議を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（中村義則君） 9番、古川徹君。

○9番（古川 徹君） 古川です。

今、課長言われたニーズというものは誰に聞くのかね。そこですから、そこはしっかり子供だけの意見じゃなく、やっぱりその親御さんたちの、保護者の方々の意見、その辺も十分含めた中で検討していってもらいたいと思います。

今回御提案した場所については、今課長言われたように、社会福祉課だけの問題ではないと。対応できない部分も出てきますよね。なぜ私があそこの場所かというところ、あそこは解体したときにフェンスが残っているんじゃないですか。だから安全な場所だなというところがあって、また見晴らしもいい場所であって、また旧かたかいこども園についても、道路から1本入った道であって、車通りもそんなにないところでありますので、そのようなところが有効に活用できたらいいのかなと。なかなか町有地で広い場所があれば一番いいんですけども、そういった場所も見当たらないので、やっぱり広い公園となるとお借りするしかない

のかなということで今回のこのような質問になっておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

では、海の駅周辺のちびっこ広場の再質問になりますが、海の駅いわしの交流センターを建設するに当たり、当時は、計画当時は集客を上げるためにも、海の駅周辺へ公園広場を設置していただければ、観光客だけではなく、地元の住民も遊びに来てもらえば、自然に海の駅にも立ち寄ってくれるのではないかと、そのような御提案をいたしましたところ、職員の皆様や有志の方々が、手作りの遊具や芝生を植えたりと、一生懸命努力をして整備をしてくださった。

しかしながら、遊具類は、恐らくこの塩害による腐食や、敷地内の芝生部分はかなり荒れてしまっていて、ぼこぼこになっておりますよね。あれでは、幼い子供たちは転んでけがをしてしまいます。

それと、津波対策工事も、今町長のほうから2か年かけてと言われていました。7年度、8年度でしたか。今後2か年かけて行われる予定とのことですから、その期間というのは、また使用できない状況になるとは思いますが、その確認をしたいのと、例えば、遊具の修繕を行っていくというけれども遊具の修繕を行っている状況と今言われていましたよね。私は修繕を行っているような状況は見当たらないと思うんですけれども、例えば修繕をしても、その後また塩害等で傷むのも早く、浜風もあり、敷地内の砂地も荒れやすい状況で、管理もしにくい状況じゃないんでしょうか。その点については担当課でどういうふうに考えているのか、2点について併せて御答弁ください。

○議 長（中村義則君） 商工観光課長、古関保君。

○商工観光課長（古関 保君） お答えさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、ちびっこ広場につきましては、浜風や塩害などにより管理が非常に難しい状況となっております。

また遊具につきましては、作業員等で修繕を行いながらやっているのが、現実そういう状況となっております。

先ほど町長答弁もさせていただきましたが、今後利用者が快適に利用できるような公園づくりに努めてまいりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議 長（中村義則君） 9番、古川徹君。

○9番（古川 徹君） 古川です。

課長今言ったように、修繕といっても修繕のどこを修正しているのか見当たりませんので、

その辺もしっかり、修正するならするでも構わないんですけれども、今言ったように、塩害のこともありますし、やっぱり管理が大変難しいと思うんですよ、あの場所。1回提案しましたが、やっぱりあの場所ですといろんな問題も出てくる。やはり、子供たちを遊ばせる場所は、津波対策などの考慮をすると、なるべく安全な場所に設け、防犯上にも見晴らしのよい場所で、そして、遊具類も傷みにくく、管理しやすい場所で、整備後の修繕維持管理費、その辺も抑えられるように考えていただき、できる限り、早期に進めていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、クラウドファンディングをできない理由はの再質問になります。

前回質問したのは、令和3年の6月定例議会だったでしょうかね。町もいろいろな課題や進めたいこともあるとは思いますが、限られた財源の中で、諸問題に順次対応していくためには、多くの皆様からの支援を求めているかなければできないことがありますよねと、そのような質問をさせていただきました。

お聞きしますが、前の質問時に、しっかりとしたコンセプトを持って、クラウドファンディングをぜひとも成功させてほしいとお願いをしてありますが、今までに、どのようなプロジェクトやコンセプト、いわゆる計画、企画をされてきましたか。御答弁をください。

○議長（中村義則君） 企画政策課長、羽斗伸一君。

○企画政策課長（羽斗伸一君） 私のほうからお答えをさせていただきます。

これまで検討を行ってまいりました寄附型のクラウドファンディングにつきましては、支援者に対し、返礼品などの物理的な商品やサービスの提供はなく、手紙や写真のようなアイテムがリターンとして提供されるものでございます。

リターンの提供が不要のため、プロジェクトの実施者にとりましては、金銭的な負担が軽減されるメリットがあります一方、支援者にとりましては、寄附に対する価値のある報酬が望めないということになります。このため支援者につきましては、プロジェクトの目標と、自らの貢献がプロジェクトにどのように影響するのかということを主眼に、支援するプロジェクトを選定されることになります。

寄附型のクラウドファンディングは、いかに寄附者の賛同を得られるようなプロジェクトを設定できるかがかぎとなるところでございますが、これにふさわしい事業を構想できなかったこと、また、寄附額が目標に達しなかった場合でも一定のコストが必要となり、こういったことが寄附型クラウドファンディングを実施できなかった要因となってございます。

説明につきましては以上でございます。

○議長（中村義則君） 9 番、古川徹君。

○9 番（古川 徹君） 古川です。

課長、今取組ができなかった理由をお聞きしましたが、それでは、町の課題がいろいろありますよね、また諸問題。そういったものに対応していくためには、財源の確保というものは不可欠なことであるわけです。限られた財政の中で、財源の中で、やっていくのは大変難しいことだと思うんですよ。そのようなことから、このような取組が必要だよということは前々から申し上げております。

これから、企画政策課として、どのような考えを持たれて進めていかれるのか、それについてお聞かせください。

○議長（中村義則君） 企画政策課長、羽斗伸一君。

○企画政策課長（羽斗伸一君） お答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、各種の施策を継続的に展開していくためには、財源の確保は非常に重要な課題でございます。

本町では、これまで個人版ふるさと納税や企業版ふるさと納税などによります財源確保に注力してまいりましたが、これに加えて、先ほど町長答弁でもありましたとおり、ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングについても活用を図ってまいりたいというふうに考えてございます。

説明につきましては以上です。

○議長（中村義則君） 9 番、古川徹君。

○9 番（古川 徹君） 古川です。

今、課長の答弁の中で企業版ふるさと納税という言葉が出てきました。これも前々から、強く要望を出しております。まだまだ納税のほうも、少しずつ上がってきているようですが、もっと伸びるこの事業だと思いますので、どんどん、町長を先頭に、PR、企業のほうに回ってもらって、どんどん増やしていただければ、なおさら強みになると思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、魅力的なまちづくりを進めていくためには、また、諸問題の解決を目指して、実現させていくためには、今回御提案したふるさと納税型ガバメントクラウドファンディングの取組であります。

ふるさと納税ガバメントクラウドファンディングは、いろいろな形式のあるクラウドファンディングとはちょっと違いがあり、目的を持って進めたいプロジェクト事業計画に対し、

寄附金をお願いする形式で、目標額に達しなかった場合でも、頂いた寄附金をその事業費に充てられ、一切の町負担なく取り組めるといったメリットがあります。

前までに御提案をしていたふるさと納税クラウドファンディングでは、目標額に達しなかった場合、寄附金の返還をしなくてはならず、別途手数料やリターン提供などもかかるという負担だけがかかってしまう形式のデメリットがあったと思います。

ふるさと納税型ガバメントクラウドファンディングは、2,000円以上からの少額でも寄附が可能であり、寄附金も頂きやすいシステムになっており、言うまでもなく、寄附金税額控除の対象にもなります。

ぜひとも、このような取組で、様々な事業に充てられる財源の確保、例えばこれから町が進める、恐らく次年度の当初予算で進めていくんでしょうけれども、町バスの購入等、そういったものにもこういったものは使えるんです。様々なそのような事業に充てられる財源確保、また、様々なコンセプトを考え、魅力的なまちづくりを進めていただきたいと思います。が、御見解を求めます。

○議長（中村義則君） 企画政策課長、羽斗伸一君。

○企画政策課長（羽斗伸一君） お答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、これまで取り組んでまいりました寄附型クラウドファンディングの活用には一定のハードルがあり、活用について検討してまいりましたが、実現には至っておりません。

今後につきましては、ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングを活用し、寄附の傾向やコンセプトの打ち出し方等を学んでいければというふうに考えてございます。いずれにいたしましても、実際に取り組んでみなければ分からないことが多々あると思いますので、失敗を恐れずにチャレンジしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 9番、古川徹君。

○9番（古川 徹君） 古川です。

今課長が言われたように、失敗を恐れずにチャレンジしていきたいという心強い言葉をいただきました。今までも、さんざんいろいろな形で取り組んできてくれたことは今答弁いただきましたが、では、これも一つの提案になりますが、もし、このクラウドファンディングの取組を成功させるために不安があるようでしたら、クラウドファンディングの代行サービスにお任せするという方法もございます。

しかしながら、それには委託金、委託料金がかかってしまいますが、成功率はかなり高く、取り組んでいる自治体も多くあるそうです。多くと言ったらちょっと誇張しているかもしれませんが、取り組んでいる自治体もあるそうです。参考までに申し添えておきますので、ぜひそのようなことがありましたら活用していただきたいと思います。

今回の質問に当たり、町長をはじめ、担当課長の御答弁、誠にありがとうございました。

今年も師走を迎え、もう何日もございませんが、迎える2025年が町民にとって幸多き、光り輝く光輝燦然な年となりますよう御祈念を申し上げまして、私からの質問を終わります。
ありがとうございました。

○議 長（中村義則君） 暫時休憩します。

再開は10時45分です。

（午前10時29分）

○議 長（中村義則君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時42分）

○議 長（中村義則君） 順次発言を許します。

通告順により、4番、西村みほ君。

（4番 西村みほ君 登壇）

○4番（西村みほ君） 4番、西村です。

議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回は質問が多岐にわたっておりますので、町民の方からいただいた御意見を基に、早速質問に入ります。

大項目1、小・中学校の不登校児童・生徒についての質問です。

義務教育では、子供たちの個性や特性の基礎づくりが目的の一つとして掲げられており、多様性を認め合い、その中で他者と協力し、能力を育んでいきます。子供たちはそれぞれの異なった個性や能力を発揮する機会を得ることができ、その主なステージが学校です。

しかしながら、文部科学省によると、昨年度、年間30日以上学校を欠席する不登校状態だった小・中学生は、全国で前年度の1.16倍に当たる34万6,482人であったとし、これは11年連続の増加で過去最多を更新しております。

千葉県においても、増加傾向は変わらず、令和4年度のデータですが、県内で1万2,082人の児童・生徒が学校を欠席しております。本町についても、この数字がゼロだと思いませんが、児童・生徒に対する支援や対策が急務と感じております。

そこでお伺いいたします。

1、町内小・中学校の不登校児童・生徒数について現状を教えてください。

2、自身の経験でもあることですが、子供が不登校になった場合、学校や教育委員会だけでなく、何かしらのサポートや支援を求めたいと感じます。現在、公共はもとより、民間でサポートしていただける施設も増加してまいりましたが、それら情報を得られる千葉県教育委員会が発行している不登校サポートガイドの配布状況を教えてください。

3点目、不登校または不登校の前段階である行き渋りの児童・生徒がいらっしゃるのであれば、その原因調査と対応方法をどのようにされているのか。教育長からの御答弁よろしくお願ひいたします。

続きまして、大項目2、農業政策について質問させていただきます。

6月定例会でも質問させていただきました農業振興地域整備計画全体見直しについてですが、今年6月の定例会では、早期の全体見直し完了に向けて努めると御答弁をいただきました。また、再質問においては、突発的な業務量の増加など、不測の事態が発生した際は、係の枠を飛び越えて業務に当たりたいと力強い御回答をいただいております。

そこで質問いたします。今年度の進捗状況はどのようになっていますでしょうか。

続きまして、大項目3の防災対策についてお聞きいたします。

1点目ですが、令和6年度予算で建設の計画がされている片貝地区の防災備蓄倉庫兼津波避難施設の契約締結議案が2回否決されております。この判断は様々な理由がございますが、主に、建物の設計などが否決理由でないと私は理解しております。しかし、この否決を理由に、再度設計変更を行い、入札予定価格が増額することに疑問を感じております。

以前の臨時会で、総務課からの説明では、労務単価等が上昇しているので、設計変更を行うというような御答弁がございましたので、県の技術管理課に確認したところ、年度内に設計書を作成した場合は見直しは行いませんとの回答をいただいております。

3回目の入札に向けて、再々度の設計変更を行うのか。そして再々度の入札予定価格が上昇するのか、疑問に思っております。町として今後どのような対応をとられるのか教えてください。

2点目、片貝・豊海・作田の3地域の避難施設の建設に当たり、適地として選定した理由

と、有識者、専門家の意見は取り入れたのかについてです。

片貝地域に関しては、以前、広域行政組合中央消防署九十九里分署があった場所、豊海地域は豊海出張所跡地、作田地域は旧作田保育所が建設予定地となっております。それぞれ町の町有地に建設される予定ですが、ここが住民の大切な命を守る、最適な避難場所として選定した理由と、その場所が適地だという識者や専門家の意見を取り入れたのか、お聞きいたします。

3点目、防災の三原則は「自助・共助・公助」です。自ら取り組む「自助」、地域でみんなで協力して取り組む「共助」、行政、公的機関が取り組む「公助」です。

この「公助」ですが、大規模災害時には行政が本格的に支援に動き出すまでには時間がかかり、災害による被害を最小限に抑えるべく、「自助」「共助」の機能強化が必要となります。

大規模災害が起きたとき、津波警報が発令されれば、「自助」という意味では、自分自身で車や徒歩での避難、「共助」という意味では、地域の方などと協力し合って、車や徒歩で避難することになるでしょう。その際、この予定された場所に、どのように避難するのか。どのルートで避難するのか。現実問題、この場所に避難可能か。避難施設の建設に当たり、地域住民への説明や、避難想定区域の住民との意見交換を行ったのか、お答えください。

1回目の質問は以上です。

再質問は自席にて行います。

○議 長（中村義則君） 西村みほ議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、浅岡厚君。

（町長 浅岡 厚君 登壇）

○町 長（浅岡 厚君） それでは、西村みほ議員の御質問にお答えいたします。

なお、小・中学校の不登校児童・生徒についての御質問は、後ほど教育長から答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは初めに、農業政策についての御質問にお答えいたします。

農業振興地域整備計画全体見直しの今年度の進捗はとの御質問ですが、現在の状況としましては、農地の現況を整理しながら、データの修正作業を進めているところでございます。

引き続き、事業の早期完了に向けて取り組んでまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、防災対策についての御質問にお答えいたします。

1点目の片貝地区の防災備蓄倉庫兼津波避難施設の契約締結議案が2回否決されているが、今後の対応はとの御質問ですが、当該施設は町民の安全・安心を確保するために必要であり、町民の生命に関わる重要な施設でありますので、一刻も早い完成を目指すため、再度積算単価の見直しをし、令和6年度中に工事の発注をしたいと考えております。

2点目の三地域（片貝・豊海・作田）の避難施設の建設に当たり、適地として選定した理由と、有識者、専門家の意見は取り入れたのかとの御質問ですが、適地として選定した理由につきましては、津波浸水想定や、既設の小関納屋津波避難タワー、また町で指定している津波避難ビルを考慮した上で、津波歩行避難困難地域を解消するため当該地域を選定させていただいております。また、適地としての選定においては、有識者、専門家の意見は取り入れておりません。

3点目の避難施設の建設に当たり、地域住民への説明や、避難想定区域の住民と意見交換を行ったのかとの御質問ですが、本計画を進めるに当たり、関係機関や自治区へ説明し御意見を伺っております。また、本年4月に開催された自治区連絡協議会総会においても、避難施設の建設について自治区長の皆様に御説明をさせていただき、あわせて自治区単位での説明会開催の要望をお伺いいたしましたが、現在まで要望はございません。

以上で西村みほ議員からの御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（中村義則君） 教育長、鈴木宏君。

（教育長 鈴木 弘君 登壇）

○教育長（鈴木 弘君） 西村みほ議員からの御質問のうち、私からは、小・中学校の不登校児童・生徒についての御質問にお答えいたします。

1点目の町内の不登校児童・生徒数はの御質問ですが、けがや病気等の理由も含め、欠席が30日を超えた児童・生徒を長期欠席として把握しております。人数ですが、令和6年10月末現在において、小学校で6名、中学校では21名でございます。

2点目の千葉県教育委員会が発行している不登校サポートガイドの配布状況はの御質問ですが、各小・中学校に確認しながら、必要部数を配布しております。そのほかインターネットでも閲覧可能であることを周知しており、児童・生徒の状況に合わせ、効果的に活用できるよう努めておるところでございます。

3点目の不登校または行き渋りの原因調査と対応方法はの御質問ですが、年度当初に、長欠児童生徒担当者会議を開催、加えて、各学期に1回ずつ、学校別の長欠児童生徒対策会議を実施し、児童・生徒一人一人の現状把握による原因調査や、対応策を検討、実施しており

ます。また、ケースによっては、個別の支援会議を開催し、状況に応じた対応を図っております。

いずれの会議も教育委員会、学校のみならず、多くの関係機関に出席いただき、結果に結びつく支援となるよう努めておるところです。引き続き各機関と連携を図りながら対応してまいりますので、御理解くださるようお願いいたします。

以上で、西村みほ議員に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（中村義則君） 4番、西村みほ君。

○4番（西村みほ君） 再質問に入ります。

大項目1の1点目です。

不登校の児童・生徒数ですが、けがや御病気で長期欠席をされている方も人数に含まれていると思いますが、やむを得ず学校不登校となっている児童・生徒の方が、望んだ環境で教育支援、サポートを受けられているのか心配しているところなんです。分かる範囲で結構ですので、何らかの支援を受けられているのか、フリースクールなどに通われているのか、状況を教えてください。

○議長（中村義則君） 教育委員会事務局主幹、中村勝君。

○教育委員会事務局主幹（中村 勝君） 状況でございますが、山武郡市広域行政組合の運営によるハートフルさんぶやNPO法人の運営によるフリースクールなど、様々な機関による通級指導を受けている児童・生徒や、自宅でのタブレットを活用したオンラインにてつないだ授業参加や、中学生が対象になりますが、千葉県教育委員会によるオンライン授業配信の視聴など、在宅での学習を続けている方など様々でございます。

いずれも個々の状況に応じ、教育委員会として、多様な形態での支援を続けておるところです。

○議長（中村義則君） 4番、西村みほ君。

○4番（西村みほ君） 御答弁ありがとうございます。

正直、不登校児童・生徒数の数が多い、少ないということは、私自身問題視をしておりますが、それぞれが希望や夢を持ち、田舎であれ、望んだ環境で教育を受けられるよう要望いたします。

続いて、2点目のサポートガイドの配布状況について再質問をいたします。

必要部数を配布されているということですが、こちらは全児童・生徒に配布していると理解してよろしいでしょうか。

○議 長（中村義則君） 教育委員会事務局主幹、中村勝君。

○教育委員会事務局主幹（中村 勝君） 千葉県教育委員会から町へ配布された不登校サポートガイドにつきましては、全て各小・中学校へ配布いたしておりますが、枚数が1校当たり20部程度でありますので、全児童・生徒を対象とするものではありません。

対応する中で、各小・中学校からの追加要望がある場合には、県教育委員会へ追加依頼し対応しております。

○議 長（中村義則君） 4 番、西村みほ君。

○4 番（西村みほ君） 3 回目の質問をいたします。

1校当たり20部程度の配布ということですが、不登校とはどの子供にも起こり得るものであり、こちらの資料では、それ以前の支援を受けられる公的機関の情報も掲載されております。

昨年のお話ですが、不登校、それ以前の行き渋りの児童・生徒をお持ちの保護者の方から相談を受けた際、こちらの資料は学校側から配布されず、掲載されている学校外の教育機関の情報も知らなかったということでした。

先生方も日々教育現場で大変御苦労されているかと思います。学校外の教育機関の専門的な方から、様々な方法、環境で支援を受けるのも選択肢の一つとして考えます。

サポートガイドは、ホームページにも、県教育委員会のほうで掲載されておりますし、今後は広く周知する必要があると考えますが、お考えをお聞かせください。

○議 長（中村義則君） 教育委員会事務局主幹、中村勝君。

○教育委員会事務局主幹（中村 勝君） 不登校や登校に対する不安に寄り添えるよう、学校では、児童・生徒だけでなく、保護者もスクールカウンセラーへの相談につなぐなど、多様な対応を取っております。

また、町ホームページでは子育てガイドブックを掲載し、山武郡市教育相談センターや千葉県子どもと親のサポートセンターなど、様々な相談窓口を紹介しております。

児童・生徒、そしてその家庭に必要な支援が行き届くよう、県が作成しているサポートガイドも含め、引き続き周知に努めてまいります。

○議 長（中村義則君） 4 番、西村みほ君。

○4 番（西村みほ君） 御答弁ありがとうございました。

支援に関する情報は知らなかったではなく、知っていてよかったと知識を持っていただけのよう、積極的に御周知いただければと思います。

3 点目、不登校または行き渋りの原因調査と対応について再質問いたします。

昨年度、県では不登校実態調査を行い、不登校状態である児童・生徒にアンケートを取った結果、「先生のことで気になることがあった」が27%で一番多く、そのほか、「勉強が分からない」が24%、「嫌がらせやいじめがあった」が22%という結果になっています。

これに対し、文部科学省が行った調査で、学校側が不登校児童・生徒について把握している事実としては、「学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった」が32%で一番多く、続いて、「不安、うつ状態の相談があった」が23%、「生活のリズムの不調に関する相談があった」が23%でした。この結果を見る限り、不登校児童・生徒側の理由と、学校側が把握している事実には乖離があるということが分かります。

教育長の御答弁では、教育委員会が加わり、対策会議や支援会議を行っているということですが、児童・生徒の不登校の実態について、学校側からどのような調査結果が得られているのか、また、定期的に児童・生徒にアンケートを行っているのであれば、その対応方法をお聞かせください。

○議 長（中村義則君） 教育委員会事務局主幹、中村勝君。

○教育委員会事務局主幹（中村 勝君） 学校側からの調査結果とのことですが、児童・生徒本人の様子や家庭との連携など、細かな状況を毎月1回、学校から報告を受けております。

また、アンケート調査とのことですが、学期ごとに教育相談アンケートを実施しており、必要に応じ、面談の実施や関係機関への連携など対応しておるところです。

その他、学校ごとに相談担当の教諭を複数配置しており、児童・生徒への支援につながる体制づくりに努めております。

○議 長（中村義則君） 4 番、西村みほ君。

○4 番（西村みほ君） 教育長、御答弁ありがとうございました。主幹、ありがとうございました。

支援については多岐にわたると理解をしております。直近では千葉市で学びの多様化学校を2030年に開校する方針と明らかにしております。こちらでは、個別指導や、希望に応じてグループ学習、引き籠もりの生徒向けにオンラインコースも設置を検討するということでした。

子供たちはそれぞれすばらしい才能を秘めた若者です。学校に行けないことで、この学びが止まらぬよう、一人一人の状況をきちんと把握し、教育現場の慣例などという考えを取り除き、全ての子供たちに対して学びの場を提供していただけるよう要望いたします。

続きまして、大項目2、農業政策について再質問に入ります。

町長の御答弁の中に、農地の現状を整理しながら、データの修正作業を進めているとありますが、どのような修正作業なのか、具体的にお答えください。また事業の早期完了とありますが、今の段階で何年度の完了を目指しているのか、お答えください。

○議長（中村義則君） 農林水産課長、作田延保君。

○農林水産課長（作田延保君） 初めに現在の状況でございますが、令和5年度に計画の変更の準備段階として、県から指摘を受けておりました事項の修正を終わったところでございます。

さらに、地番図情報を基に、現況の地図と突合しまして、不突合のデータ修正の作業を進めておりまして、この内部作業が終了した後に、県との協議を再開することになるかと思っています。

また、いつ終わるのかということで、この後の予定でございますが、土地所有者から農振区域の変更の受付、さらに変更後の計画案の作成、県協議を経て、公告縦覧権の同意取得計画の公告といった手続を踏んでまいりますので、具体的な完成の時期について、ここでお示しすることは難しいものと考えてございます。また、複数年を要するものと理解しているところでございます。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 4番、西村みほ君。

○4番（西村みほ君） 御答弁ありがとうございます。

3回目の質問です。

具体的な完成時期の件なんですけれども、複数年を要するということですが、私が独自に調べたところ、九十九里町の規模では、全体見直しに要する期間はおおむね2年ほどで、多くても3年ということです。

平成10年度以降止まっていた見直し事業を実施するため、平成30年に予算づけされております。次年度から本腰を入れて行えば3年で完了すると思います。

再度お伺いいたします。なぜ平成30年度で予算化し、完了に至らなかったのか、再度当局の考えをお聞かせください。

○議長（中村義則君） 農林水産課長、作田延保君。

○農林水産課長（作田延保君） 初めに、平成30年当初に立ち返ってお答えをさせていただきますと、まず平成10年の全体見直しから、既にこの時点で20年が経過してございました。当

時の紙の地図、いわゆるアナログ情報、これをデータ化する作業も含めまして、現況の地図に修正する作業が膨大な量であったということが主な要因と考察してございます。

それに加えて、見直し作業の着手後になりますが、当時の職員が急に退職されたこと、さらに令和元年台風で被災をしました農業施設などの災害の復旧に要する事務処理が翌年度にまでわたったということが主な要因であったかと考えているところでございます。

○議長（中村義則君） 4番、西村みほ君。

○4番（西村みほ君） 作田課長、御回答ありがとうございます。

先ほども申し上げましたが、今回の質問に当たり、私独自にこの全体見直しについて調査をさせていただいております。

そこで少し疑問に感じるのは、再々質問の中で九十九里町の規模という言い回しで質問をいたしました、九十九里町が申請している全体見直し事業について調査した結果、完了するまでおおむね2年、多くても3年ということでした。

また、今回の調査を行っている中で、九十九里町が令和5年8月に全体見直し事業中断ではなく、事業の取下げを行っていると聞き、驚きました。

私は、令和6年、今年の6月定例会でも申したとおり、議員は予算の執行については監視し、また事業の完了までしっかり監視する必要があると思っており、既に約568万円もの予算を支出して行っている事業を取り下げたということに、憤りを感じずにはられません。

しかし、6月定例会で、全体見直しの完了に努めてまいりますと、町長の答弁がありましたので、事業の取下げを取り消したのか、再開したのか、詳細は分かりませんが、事業が継続されていることが確認でき、安心しております。

なお様々な要因があり、平成30年度の予算化以降、全体見直しが進まなかった理由として、人員不足があるとすれば、人事部局への人員確保の要望や、外部委託を含め検討していくことも必要だと考えます。

私は、この事業が活力に満ちた豊かな農村を築くための基本計画として策定するものだと理解しておりますので、本年度はもちろんのこと、次年度についても事業が遂行することを期待いたしまして、この質問は終わりにいたしますが、今後も動向を注視し、一般質問で取上げさせていただきます。

大項目3点目の1の再質問を行います。

町長の御答弁では、一刻も早い完成をということでした。東日本大震災から13年経過しておりますので、なぜここに来て、先日の臨時会を開催してまで完成を急いでいるのか疑問で

す。

片貝地域の避難施設は、予算化してから1年以内の短期間で、当初予算より2回増額になると、財政が厳しい状況なので、いかがなものかと考えております。

先ほども登壇した際に申し上げたとおり、以前の臨時会では、1回目は、積算単価の見直しは、労務単価の上昇などが原因と伺っております。今回の短期間での見直しの必要性を教えてください。

○議 長（中村義則君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、お答えをさせていただきます。

今回の見直しの詳細につきましては、議員御存じのとおり入札前になりますので、お答えはいたしかねますが、部材等の価格の確認が主となります。

以上です。

○議 長（中村義則君） 4番、西村みほ君。

○4番（西村みほ君） 3回目の質問をいたします。

部材等の価格の確認ということですが、調べたところ、一般財団法人建設物価調査会が発表した11月の建設資材物価指数の動向は、全国平均で前月比マイナス0.1%と19か月ぶりの下落となっております。これらのデータから大幅な上昇はないと理解してよろしいでしょうか。

○議 長（中村義則君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） お答えをさせていただきます。

工事設計価格の適正さを確認するためとなりますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○議 長（中村義則君） 4番、西村みほ君。

○4番（西村みほ君） もう2回質問してしまったので最後になりますが、要望です。

この確認をするのに、再度設計委託費の補正予算が増額されてくることが予想されております。再度設計変更を行うための議案が上がってきた際には、具体的な説明を求めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

2点目に入ります。

津波避難困難地域を抽出し、3地域を設定した理由ですが、片貝については、防災備蓄倉庫という意味では、海岸より1.8キロ離れても致し方ないと考えております。

しかし、津波避難タワーとなると、片貝だと海岸より1.8キロ、予定されている作田と豊

海については、海岸から2キロほど離れているため、産業道路や県道飯岡一宮線にお住まいの住民の方が徒歩で避難するのは現実的ではありません。

先日、東日本大震災で大きな被害を受けた旭市の津波避難タワーを4基視察してまいりましたが、全て海岸から近いところに設置されております。作田地区と豊海地区の予定地を専門家に示し、ここが適地なのかお話を伺ったところ、想定浸水深と、住宅密集地とは言えないということから、津波避難タワーが必ず必要という状態とは言いがたいという回答でした。

近年、災害が激甚化していることもあり、命を守る立場として、有識者や専門家の意見は取り入れられる考えは今後もないのか、もう一度お答えください。

○議長（中村義則君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、お答えをさせていただきます。

町といたしましては、既存の津波避難施設の重複を考慮しつつ、津波歩行避難困難地域を解消し、町民や来遊者の方々が逃げ遅れてしまった場合に一時的に避難できるよう、津波避難施設を計画したことから、有識者、専門家の意見を取り入れることは考慮いたしませんでした。

早期な津波歩行避難困難地域の解消及び津波避難困難者ゼロを目指し、事業を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（中村義則君） 4番、西村みほ君。

○4番（西村みほ君） 3回目の質問になります。

3.11では九十九里町も被災地です。なぜ外部からの意見を聞かないのか、理由が分からないのですが、一時的であれ、災害による被害を最小限に抑えるため、多くの災害を研究する専門家からの意見は不可欠なのではないのでしょうか。

豊海の予定地は県道沿いに建設されますが、周りは住宅密集地ではありません。作田の予定地は、周辺は住宅地ではなく農地であり、道路の幅員も狭く、町民、来遊者が徒歩で避難するとは考えにくいです。

お名前を出してもいいと御許可をいただいたのでお話ししますが、防災対策、地域防災の専門家である日本大学危機管理学部の秦教授に、九十九里町の立地をお話しし、今後想定される地震・津波を想定して取材をしたところ、先ほど申し上げたとおり、豊海・作田地域については住宅密集地とは言えず、津波避難タワーが必ず必要という状態とは言い難い。さらに、もし建設するのであれば、鉄骨造りで周囲と調和しないような、また日常の利用用途が

全くない施設ではなく、非常時のみならず平常時から地域のにぎわいを創出するようなフェーズフリーな施設として設計をする必要があるという御意見をいただきました。

現段階でどのような建物で、どの地区の方が徒歩何分程度で避難すると想定しているのかお答えください。

○議長（中村義則君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、お答えをさせていただきます。

取材された教授がどのような災害を想定して御意見を申し上げたのかは存じ上げませんが、町で現在進めている避難施設の構造につきましては、片貝・豊海・作田地区、全て鉄骨造りであります。津波避難施設を中心として半径約1キロの地区の方を対象としておりますが、車両での逃げ遅れや来遊者も考慮した上で、津波避難施設への避難者数は勘案してございます。

なお、半径約1キロの根拠といたしましては、千葉県津波避難計画策定指針及び九十九里町津波避難計画において、歩行避難者が津波到達想定40分間で移動可能な距離として、算出されているものを採用しております。

以上です。

○議長（中村義則君） 4番、西村みほ君。

○4番（西村みほ君） 2点目についてまとめます。

40分間で移動可能とは高齢者も考慮されているのでしょうか。3.11の際、旭市にいた私は、液状化で土砂に覆い尽くされた道路、流出した橋、なぎ倒された生け垣やブロックなど、当時の道路状況を思い出すと、海岸から離れた場所にその時間で避難できるとは到底思いません。

本事業を遂行する上で、担当課では、被災地や防災避難施設の視察も十分に行われていると思いますが、なぜ専門家の意見を取り入れなかったのでしょうか。

豊海地域と作田地域については、建設に関し、予算承認を行う上で、今後担当課より設計などの説明があるかと思います。現在内閣府が防災対策として考えている、津波避難ビルではなく、町はなぜ鉄骨造りにこだわっているのか、理由をその際に詳しく聞かせていただきたいと思います。

3点目に入ります。

住民への説明会ですが、自治区長の皆様に御説明をさせていただき、あわせて自治区単位での説明会開催の要望をお伺いしましたが、現在まで要望はございませんという御答弁です。

が、住民の方にお話を聞くと、なぜあの場所に避難タワーが建つのかという声が少なくありません。

建設が完了してから、避難場所はここですと提示するのではなく、もう一度広報などを使って住民周知や説明をしたほうがよいと考えますが、見解をお聞かせください。

○議長（中村義則君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、お答えをさせていただきます。

津波から身を守るためには、まず海岸、河川からできるだけ早く、遠くへ逃げるが大前提となります。繰り返しになりますが、津波避難施設は逃げ遅れた方の一時避難場所として活用していただく施設でございます。これまでも、本会議や常任委員会において、貴重な御意見をいただきながらの御承認により、令和7年度の建設に向け、本年度、豊海・作田地区の津波避難施設の実施設設計を進めており、ほぼ完了している状況ですので、御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（中村義則君） 4番、西村みほ君。

○4番（西村みほ君） 3回目の質問をいたします。

最後に伺います。

本件については、区長を通して、避難想定区域の住民の方から賛同を得て計画を進めており、豊海と作田地域についても、もう既に実施設計を行っているので、場所等の変更は不可能という趣旨の御答弁でよろしいでしょうか。

○議長（中村義則君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） お答えをさせていただきます。

住民の方々への周知や説明につきましては、先ほどの町長答弁でもございましたが、令和6年度自治区連絡協議会総会において、自治区長の皆様に御説明をさせていただき、説明会の開催要望があれば対応させていただく旨の周知をさせていただいておりましたが、要望がございませんでしたので、現在計画している場所への建設で事業を進めさせていただきました。

また、建設計画を進めている中での変更につきましては、設計費用の二重の支出となる上、完成も遅れることとなりますので、議員おっしゃるとおり、建設予定地の変更については考えておりませんので、御理解をいただければと思います。

以上です。

○議 長（中村義則君） 4 番、西村みほ君。

○4 番（西村みほ君） これ以上の質問はできないのでまとめますが、住民の大切な命を守る施設であれば、広く住民の意見を傾聴し、有識者、専門家からの助言、住民の意見に耳を傾けて事業を遂行していくことが必要なのではないのでしょうか。

執行部にとっては既に建設計画を進めているので、今さら私が質問しても遅いという意見があるかもしれません。しかし私は役場の職員でもなく、今住民が疑問に思っていることがあるのであれば代弁し、それを質問する権利がある。そう思い、今回質問に含めさせていただいております。

本件に関し、場所、建築構造の変更が不可能であるのであれば、今後は海岸近くの住民が現実的に徒歩で避難することができ、さらに、バリアフリーであること、そしてフェーズフリーな施設の建設、言い換えますと、平常時と災害時の垣根を取り払い、ふだん利用できる公共施設などを建設する際、避難施設も兼ね備えた建物等を建てられるよう考慮していただき、さらに避難道路の整備の要望をいたしまして、本会議の一般質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議 長（中村義則君） 暫時休憩します。

再開は午後 1 時です。

（午前 11 時 26 分）

○議 長（中村義則君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 零時 58 分）

○議 長（中村義則君） 順次発言を許します。

通告順により、3 番、松井由美子君。

（3 番 松井由美子君 登壇）

○3 番（松井由美子君） 3 番、松井です。

議長のお許しをいただきましたので、令和 6 年 12 月定例会におきまして質問をさせていただきます。

師走に入り、この 1 年を振り返りますと、やはり日本だけでなく世界各地で災害が多発し、大きな被害が発生していることに心が痛みます。いまだ復興の途上である石川県をはじめと

して、全ての被災地において1日も早い復興を切に願っております。

災害は、いつ発生するか予測が付きません。そのために、日頃から備えておくことが重要です。11月には火災予防運動や山武市・九十九里町総合防災訓練及び防災フェアが実施されました。警察、消防など関連機関の方々が様々な取組をされており、この訓練に参加したことで、改めて災害に強いまちづくりをしていくことが、被害を最小限にとどめることになる実感いたしました。開催に向けて携わってこられた皆様は、日頃から見えないところで献身的に準備をされてきたことと思います。多大なる御尽力に対しまして、心から敬意を表し感謝申し上げます。

それでは、九十九里町公明党の政策ビジョンである安全・安心のまちづくりや快適に暮らせるまちづくりの観点から、また、最近、住民の方々からいただいたお声を基に質問いたしますので、町長並びに関連課長の明解な答弁をお願いいたします。

1 項目めとして、マイナ保険証の普及と利用促進について伺います。

この12月2日から従来の健康保険証の新規発行はされなくなり、今後はマイナンバーカードでのマイナ保険証を基本とした利用に移行していくこととなります。円滑に移行するために、政府はマイナンバーカードの総点検を行うなど、国民の信頼回復に努めてきました。しかしながら、医療機関などで様々なトラブルが発生していることは否定できません。マスコミ報道でも、マイナ保険証について否定的と思われる報道がされており、不安を感じている方がいるのは事実です。初めてのことであり、心情としては理解できます。

とはいえ、冷静に考えてみますと、デジタル化が進んでいく過程では、どのシステムや技術でも初期段階では様々なトラブルが発生することがあります。特に旧システムから新システムへのデータ移行は複雑であり、トラブルが発生しやすい部分です。データの整合性を保つために、慎重な計画と実行が必要です。

しかし、歴史を振り返ると、これらの問題は時間とともに解決され、システムが安定化することで徐々に改善されています。トラブルが発生した場合でも、それを通じて得られる改良の機会、将来的な技術の進化に寄与することが多く、それを乗り越えることで得られる利便性や効率性は大きなものです。

マイナ保険証を使用することで、多くのメリットがあります。手続なしで高額医療の限度額を超える支払いを免除できる。医療情報の共有で、お薬の飲み合わせや分量を調整でき、より良い医療が受けられる。紙の保険証よりも医療費が20円節約できる。マイナポータルで医療費控除の申請ができるため、1年分の領収書を管理する必要がなくなるなどが代表的な

ところでは、これらの要因を踏まえ、1人でも多くの方によりよい医療を受けていただくために、利用することの利便性を丁寧に周知することが必要と考えます。

そこで伺います。1点目に、本町におけるマイナ保険証の普及状況をお聞かせください。

2点目に、マイナ保険証の利用促進に向けた取組についてお聞かせください。

続いて、2項目めに、婚姻届の記入例について伺います。

現代社会において、生き方の多様化はますます重要なテーマとなっています。ひと昔前のような画一的な人生観ではなく、個々のライフスタイルや価値観に応じた多様な生き方が尊重される時代に移行しています。このような背景から、自治体における婚姻届の記入例の見直しを検討する必要があると考えます。

婚姻届の記入例において、婚姻後の夫婦の氏の部分で、夫側にチェックを入れている、初めから夫側を選んでいることが多いです。これにより、無意識に男女の役割に固定観念を持つことや、そのために社会的な扱いが差別的になる、いわゆるジェンダーバイアスがかかってしまうことになり、妻の氏の選択の余地を奪ってしまう可能性があります。一部の自治体では、この部分に婚姻後に名乗る氏をお二人で決めてチェックをしてくださいと説明を加えており、夫婦でどちらの姓を名乗るか考える機会となっております。

そこで、本町においても、婚姻届の記入例見直しを御検討いただきたいと思います。当局のお考えを伺います。

3項目めに、空き家、廃屋の対策について伺います。

近年、本町においても適切に管理されていない空き家、廃屋が見られます。これらは、ごみなどの不法投棄、火災の発生、倒壊による周辺地域への影響を及ぼすものです。台風の時期においては、特に倒壊の危険性が懸念されます。昨年12月、空き家対策について一般質問しましたときに、空き家対策特別措置法に基づく空き家対策に移行するように検討しているとの御答弁をいただいております。

そこで伺います。

1点目に、廃屋はどのくらいあるのか、現状をお聞かせください。

2点目に、特定空き家の進捗の状況はどうかをお聞かせください。

1回目の質問は以上となります。再質問は自席にて行います。

○議長（中村義則君） 松井由美子議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、浅岡厚君。

（町長 浅岡 厚君 登壇）

○町 長（浅岡 厚君） それでは、松井由美子議員の御質問にお答えいたします。

初めに、マイナ保険証の普及と利用促進についての御質問にお答えいたします。

1点目のマイナ保険証の普及状況についての御質問ですが、令和5年度末時点のマイナ保険証の登録率は56.9%、本年9月末時点では60.7%であり、徐々に増えてきております。

2点目のマイナ保険証の利用促進に向けた取組についての御質問ですが、マイナ保険証の利用を促すため、リーフレットを住民課窓口に設置し、また町ホームページにも掲載しております。LINE町役場、安全・安心メールなども活用し、住民の皆様に情報が広く伝わるよう、効果的な周知に取り組んでまいります。

次に、婚姻届の記入例についての御質問についてお答えいたします。

婚姻届の記入例の見直しについての御質問ですが、今の社会情勢に合わせ、分かりやすい記入例に適時変えてまいります。

次に、空き家、廃屋の対策についての御質問にお答えいたします。

1点目の廃屋の現状についての御質問ですが、廃屋の現状については把握しておりませんが、空き家については、今年度において空き家等実態調査を実施しており、今年度末に調査が完了する予定でございます。建物の倒壊等が危惧される危険な空き家等の件数、分布状況や所有者、用途、階層などのデータベースを作成することで、空き家等の利活用及び適正管理の促進を進めてまいります。

2点目の特定空き家の進捗状況についての御質問ですが、特定空き家の認定に係る進捗状況については、特定空き家の認定を行う協議会の設置及び町条例等の整備を検討しております。また、本町の空き家等の利活用及び適正管理の方針を定める空き家等対策計画を令和7年度末までに策定する予定でございます。

以上で松井由美子議員からの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議 長（中村義則君） 3番、松井由美子君。

○3番（松井由美子君） 3番、松井です。

町長、御答弁ありがとうございました。

それでは、マイナ保険証の普及状況につきまして再質問をいたします。

現在、本町において約6割の方が登録しているとのことですが、そこで伺います。マイナ保険証に移行していない方に資格確認書を発行することになっていると思いますが、今月2日から保険証の新規発行がされなくなったためか、すぐに資格確認書が来ると思っている方もいるようです。これは、具体的にはどのような流れで発行し、いつ頃届くのでしょうか。

御答弁をお願いいたします。

○議 長（中村義則君） 住民課長、古川紀行君。

○住民課長（古川紀行君） お答えいたします。

現行の紙の保険証の有効期間内は保険証が使用可能なため、資格確認書の一斉交付はいたしません。しかしながら、国民健康保険への新規加入時やマイナ保険証の未登録者が紙の保険証を紛失した際などには、資格確認書を発行いたします。

なお、大部分の方の紙の保険証の有効期間が切れる来年の7月末、それまでにはマイナ保険証の未登録者へ申請することなく無料で資格確認書を一斉交付する予定となっております。以上です。

○議 長（中村義則君） 3番、松井由美子君。

○3番（松井由美子君） ありがとうございます。

では、紙の保険証の有効期間が切れる前に、本人がしなくても交付されるということで承知いたしました。もし、申請が必要となると住民の方々も大変ですので、それを聞いて安心いたしました。

では、再々質問いたします。

マイナンバーカードの所有者は、町役場、医療機関、一部コンビニエンスストアですぐにマイナ保険証への移行、登録が可能となっておりますが、このことを周知していますでしょうか。また、本町では顔認証付カードリーダーの普及状況はどの程度進んでいるのでしょうか、お聞かせください。

○議 長（中村義則君） 住民課長、古川紀行君。

○住民課長（古川紀行君） お答えいたします。

町役場、医療機関にてリーフレットの配布やポスターの掲示など、マイナ保険証の登録の周知を行っております。

また、町内の大部分の医療機関等において、顔認証付カードリーダーの設置が確認されております。

以上です。

○議 長（中村義則君） 3番、松井由美子君。

○3番（松井由美子君） 3番、松井です。

御答弁ありがとうございます。

では、マイナ保険証の利用促進に向けた取組について再質問いたします。

今年7月に厚生労働省からマイナンバーカードの健康保険証利用の促進に向けた協力をお願いについてという事務連絡が発出されております。これに即した対応はされているのかお聞かせください。

○議長（中村義則君） 住民課長、古川紀行君。

○住民課長（古川紀行君） お答えいたします。

リーフレットの配布やポスターの掲示など、政府公告に即しました周知活動を実施しておるところでございます。

以上です。

○議長（中村義則君） 3番、松井由美子君。

○3番（松井由美子君） 松井です。

分かりました。政府広報に即した周知活動をしているということでございますね。

先ほど町長答弁にもありましたけれども、町ホームページにも新着情報にマイナ保険証移行に関することが様々掲載されておりました。私も確認いたしました。ありがとうございます。

今後、町公式LINEや安全・安心メールでも効果的な周知に取り組んでいただけるとの御答弁もございました。特に町公式LINEは、千葉県の中でも導入している自治体はごくわずかです。本町では、先駆を切って導入していただいたことは素晴らしいと思います。御存じのように、LINEは今や幅広い年齢層で利用されています。来庁しなくても、マイナンバーカードを持っている方は住民票の申請や施設の予約など様々な手続きに利用できます。

先ほど確認したところ、現在770人が登録されたようです。私も住民の方々に、このLINEの周知に努めております。昨日お会いした方にも登録をお願いしたところ、すぐに登録をしてくれ、LINEは便利だ、登録も簡単にできると言われておりました。そして、今、マイナ保険証の件が話題になっているから、ぜひ公式LINEで、この保険証のことについていろいろ配信したほうがよいとの御意見も伺いました。ぜひ、LINEでマイナ保険証を使うことのメリットや、資格確認書のことで疑問点がある人もいると思いますので、これを周知していただきますようお願いいたします。

続きまして、再々質問いたします。

高齢者など何らかの事情があって自力で来庁が困難な方に、自宅や施設に出向く取組はされていますか。また、最近、外国人の方が就労のために居住しているケースも増えていると思いますが、外国人のマイナ保険証の対応はどのようになっているのかお聞かせください。

○議 長（中村義則君） 住民課長、古川紀行君。

○住民課長（古川紀行君） お答えいたします。

高齢者施設等に入所されていて来庁が困難な方に対しましては、マイナンバーカードの出張受付、出張交付を実施しております。併せまして、保険証機能の紐付けを希望される方には、紐付けを行った上でマイナンバーカードをお渡しに伺っております。

また、外国人への対応でございますが、町の国民健康保険の被保険者であれば、日本人と外国人で制度対応の違いはありません。

以上です。

○議 長（中村義則君） 3 番、松井由美子君。

○3 番（松井由美子君） 松井です。

御答弁ありがとうございました。

出張受付など対応が大変な場合もあると思いますけれども、引き続き、よろしくお願いいたします。

本件についてまとめますと、冒頭申し上げたように、マイナ保険証への移行に際して様々なトラブルや意見も聞かれます。しかしながら、マイナ保険証は患者さん、医療現場の方々、それぞれにメリットがあります。さらに、電子処方箋や電子カルテの普及など、日本の医療DXを進める上で重要なベースとなっていきます。

私もつい先日、何か困っていることはないかと気になり、町内の薬局を3件ほど訪問し、薬剤師さんに聞き取り調査をいたしました。その中の意見としましては、今のところは特段困っていることはない。薬の履歴が正確に見られるので、薬の飲み合わせが把握できるから助かる。ダブって同じような薬を出すことはなくなる。実際に患者さんに聞いてみると、たくさん薬が残っていて、飲んでいないまま期限が過ぎている。フードロスの薬バージョンになっているとのことでした。これに対し、薬の処方がスリム化されることにより、医療費の節約につながると思うか伺ったところ、これがもっと普及すれば、かなりの節約になると思うと話してくださいました。日本の医療費は、昨年おおよそ4兆円となり、年々増加してきて大きな問題になっております。薬のスリム化はコスト削減につながりますので、医療費削減には必要なことだと思います。

そのほかの意見では、手入力の作業が楽になったですとか、今の機械はマスクをしていてもほとんどの方が顔認証できる。情報漏えいという話もあるが、薬剤師には薬の履歴しか見られないようになっている等、私が聞いた限りではメリットが多く感じられました。

政府は、今、救急隊がマイナ保険証を活用して傷病者の情報をいち早く早期に把握することとで、救急業務の迅速化、円滑化を目指して、一部地域では既に実証実験を開始しており、来年度から全国展開を目指して推進しております。近い将来、システムが安定して医療のデジタル化が進み、医療関係者、自治体の業務が効率化し、何より地域住民の方々がより便利で安全な医療を受けられることを切に願っております。

そして同時に、もう一つ大事なことがあります。人にはそれぞれの考え方があり、マイナ保険証に抵抗感がある方に対しては、丁寧な対応を続けていくことも重要だと考えます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは次に、婚姻届の記入例について再質問いたします。

先ほど町長から、今の時代に合わせた分かりやすい記入例に変えていくとの御回答をいただきました。柔軟かつ思慮深い御判断に感謝いたします。ありがとうございます。これは小さなことのように思いますが、小さなことの積み重ねが、やがて時代に合ったよりよいまちづくりにつながると思います。

そこで、この見直しについて質問いたします。いつ頃を予定しているのか、お伺いいたします。

○議 長（中村義則君） 住民課長、古川紀行君。

○住民課長（古川紀行君） お答えさせていただきます。

今回の御指摘をいただきまして、婚姻届だけでなく、ほかの申請書、届出書の記入例も見直し調査をしております。来年年明け、1月には完了できると鋭意努力しておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議 長（中村義則君） 3番、松井由美子君。

○3番（松井由美子君） ありがとうございます。早速御対応いただけるということで、感謝いたします。

本件につきましては、まだ見直しを実施している自治体はごくわずかです。私の知る限りですけれども、千葉県では八千代市が一般質問をきっかけに、今年の10月に婚姻届の記入例を見直しを実施しています。そして、この動きは今後どんどん広がるものと思われ、本町は先駆を切って他市町村のお手本となる取組をされることになります。業務多忙なところではございますが、時代に合った申請書類の作成を、ぜひよろしくお願いいたします。

それでは次に、空き家対策の廃屋の現状について再質問いたします。

今年度末に調査完了の予定ということですがけれども、現在も危険な廃屋があると思います。風の強い日などは特に危険が懸念されますが、こういったことに対して苦情は来ていないのか。また、何件指導されたのかも御答弁ください。

○議長（中村義則君） まちづくり課長、麻生雅弘君。

○まちづくり課長（麻生雅弘君） お答えいたします。

令和5年度の実績で申し上げますと、苦情や通報は14件ありました。これにより、適正に管理をしない所有者に対する指導を14件行い、そのうち所有者が対応した件数は補修が4件でありました。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 3番、松井由美子君。

○3番（松井由美子君） 松井です。

先ほど14件指導されたということで、その結果4件補修ということだと少ないように感じますがけれども、今後はどのような対応をしていかれるのかお聞かせください。

○議長（中村義則君） まちづくり課長、麻生雅弘君。

○まちづくり課長（麻生雅弘君） お答えいたします。

対応されていない所有者に対しては接触を図り、危険性等について説明を行うとともに、環境美化条例の規定に基づく指導を引き続き行ってまいります。また、併せて令和7年度以降に、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空き家対策への移行を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 3番、松井由美子君。

○3番（松井由美子君） 御答弁ありがとうございました。

それでは次に、特定空き家の進捗状況について再質問いたします。

先ほど協議会を設置するということでしたが、その協議会というのはどのような内容で、また、その委員はどのような方々なのか教えてください。

○議長（中村義則君） まちづくり課長、麻生雅弘君。

○まちづくり課長（麻生雅弘君） お答えいたします。

協議会では、特定空き家の認定及び空き家等対策計画の策定に係る意見等をいただく場となります。また、委員は学識経験者、町議会議員、関係行政機関の職員等を予定しております。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 3 番、松井由美子君。

○3 番（松井由美子君） 松井です。ありがとうございました。

それでは、もう一点、協議会について伺います。

協議会は、いつ頃設置の予定かお聞かせください。

○議 長（中村義則君） まちづくり課長、麻生雅弘君。

○まちづくり課長（麻生雅弘君） お答えいたします。

令和7年度中に協議会の設置を予定しております。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 3 番、松井由美子君。

○3 番（松井由美子君） 分かりました。令和7年度中ということでございますね。ありがとうございます。

空き家対策なんですけれども、やはり指導してもなかなか対応してくれないですとか、困難が多いと思います。しかし、倒壊などで被害が出ないように、また、今現在は火災等があちこちで発生しております。こういったことに関係して被害が出ないように、引き続き改善へ向けての取組をお願いいたします。

以上で私からの質問を終わらせていただきます。

町長並びに担当課長、御答弁ありがとうございました。

○議 長（中村義則君） 暫時休憩します。

再開は1時45分です。

（午後 1時29分）

○議 長（中村義則君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時43分）

○議 長（中村義則君） 順次発言を許します。

通告順により、6 番、原田教光君。

（6 番 原田教光君 登壇）

○6 番（原田教光君） 6 番、原田でございます。

本日は、作田納屋高橋区長をはじめ、後援会の方々、そして栄町の大野議員さんにおかれましては、大変お忙しいところ、ありがとうございます。よろしくお願いします。

私は、町民の皆様方の声を町政に届けるということを使命としております。執行部の皆様方におかれましても、明解な答弁をよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、議長の承認をいただきましたので、通告により一般質問させていただきます。

大項目 1、農業施策について、中項目、地域計画策定について。

高齢化や人口減少の本格化により、農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、地域の農業を誰が担うのか、未来を決める重要な事業であり、食品安全保障にもつながる取組であります。従来は、農業中心経営体や地域農業の将来の在り方を明確にした人・農地プランを策定し、農地の適正な利用が図られたと思います。今回、令和 5 年 4 月 1 日に農業経営基盤強化促進法の一部改正法が施行され、人・農地プランが地域計画として法定化されました。同法に基づく基本構想を策定している自治体は、令和 7 年 3 月末日までに市街化区域等を除く地域計画を策定しなければなりません。

また、この地域計画では、従来の計画をさらに進めた形となっており、10年後に目指すべき農地利用の姿を各地域で定め、農地を一筆ごとに農業者の利用移行など情報を地図帳に定め、誰が耕作するのか定めなければなりません。また、農地の集約・集積し、持続可能な農業を実現するためには、町道・農道の未舗装道路及び排水溝の整備等、用水においてインフラ整備が必要不可欠であり、重要となります。

この計画策定に当たっては、地域農業の現況や将来に向けた課題など、地域集落ごとに中心となる経営体への農地集積や効率的な農地の活用方法などについて検討するほか、農業委員会、千葉県や土地改良区などの意見を伺いながら進めることとされております。今後の目指すべき農地利用の姿を目標地図に明確化することにより、農地利用の将来像が地域に共有され、将来に向けた方針や取組など、地域が一体となって進めていくことが可能であると思われます。

そこでお伺いいたします。①としまして、地域計画の策定についての考え方はどうか。②地域計画の策定の取組経過及び進捗はどうか。③地域計画作成に当たり、町の基幹産業である農業の担い手対策、労働力対策はどうか。④としまして、農業振興するための町道・農道等のインフラ整備はどうか。⑤地域計画策定において、その課題はどうか。

大項目 2 であります。中項目、米の生産についてであります。

8月頃より、米の販売店において米の品薄状態が続きました。これは昨年夏の猛暑による品質低下やインバウンドの増加に伴う需要の増大、そして南海トラフ地震臨時情報、その後の台風による駆け込み需要などが要因として挙げられると思います。現在、新米が出回り、米の品薄状態は解消に向かっていると認識をしておりますが、一方では、JA等が農家から買い取る概算価格は、昨年から比べますと約5割程度上昇しております。米価は長らく低迷していましたが、24年産米で上向いて、農家の再生産が見込める水準までやっと上昇したというところであります。しかしながら、従来からの不安定で安値が続き、生産コストに見合わない米生産現場の窮状、農政が大きな問題であった中で、米価上昇は必然的な流れであります。また、ここにきて、スーパー等では輸入米の取扱いが増加している現実もあります。食料安全保障の重要性と農家の経営持続的安定を図るため、主食であるコメの生産が必要であります。重要であります。

そこでお伺いいたします。①としまして、令和6年度主食用米、また加工用米、飼料用米の生産状況はどうか。②といたしまして、令和6年度の生産者価格、主食用米と転作における加工用米、飼料用米の価格の乖離はどうか。③につきましては、農業経営が資材コスト等の上昇において依然とし経営が圧迫されております。その支援策はどうか。

大項目3番目、小・中学校の施設整備についてであります。

昨年度、町議会第4回定例会にて御質問をいたしました小・中学校への空調設備整備についてであります。

先月の第3回臨時会において、各小・中学校の特別教室に未設置であった理科室に空調を設置するための設計予算が成立をいたしました。私は、かねてから小学校・中学校の特別教室において空調設備がなく、授業を受ける児童・生徒及び指導する教職員が、酷暑の中で長時間を過ごさざるを得ない状況にあり、過度な暑さは学習意欲や集中力の低下、体調不良の原因にもなります。教育環境として望ましくありません。昨今の地球温暖化の影響もあり、近年の夏は例年以上に気温が高く、今年もまた異常な猛暑に見舞われました。このような状況下で、学校教育現場における学習環境の改善を早期に対応していく必要性を町当局に要望してきたところであります。

そこでお伺いいたします。①として、特別教室への空調設備の設置に至る検討経過はどうか。

次に、大項目4番目であります。作田の農村広場のリニューアルについて。

作田農村広場は、作田保育所や農業振興センターと同時期に落成し、既に45年、約半世紀

を経過しようとしております。当時は子供の数も多く、大変にぎわっていたと記憶しております。しかし、時代の変遷により、少子化とともに作田保育所が閉園し、また老朽化によりトイレ等も使用できず、農村広場も寂れています。現在では、テニスコートの利用者が訪れているものの、決して活気があるとは言えない状況であります。

そのような状況の中で、作田納屋自治区からも農村広場の再整備要望が提出をされております。高齢者のグラウンドゴルフや子供たちが自由に遊べる広場、さらに農業者の休憩場所としての活用など、私も農村広場には、かつてのにぎわいを取り戻したいという強く思いもございます。広場の再整備は必要な事業と考えております。

そこでお伺いをいたします。①としまして、施設の老朽化及び広場の荒廃について、今後の整備予定はどうか。②といたしまして、テニスコートの利用状況はどうか。

次に、大項目５であります。洋上風力発電について。

国は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用促進に関する法律に基づく海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域として、九十九里沖が令和４年９月３０日に洋上風力発電の整備を進める有望な区域として国に選定をされました。九十九里浜沖の洋上は風資源に恵まれ、洋上風力発電事業を導入する適地として、そのポテンシャルは高く評価をされております。その後、２年以上経過しております。

そこでお伺いをいたします。進捗状況はどうか。

最後に、大項目６番目であります。町バスについてであります。

町バスにつきましては、老朽化により安全性を重視しての更新の計画により、購入予算を令和４年度、５年度の２年間にわたり歳出予算に計上されました。しかし、自家用中型バスにつきましては、保安基準の変更等に伴い出荷停止の状況を受け、残念ながら実現されず、本年度はやむを得ない措置として、バスを借り上げての対応となりました。本年度はようやく自家用中型バスの製造が再開をされました。

そこでお伺いいたします。①購入に向けた取組状況について。②としまして、車種、購入価格についてどうかということでございます。

再質問につきましては自席にて行います。よろしく申し上げます。

○議長（中村義則君） 原田教光議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、浅岡厚君。

（町長 浅岡 厚君 登壇）

○町長（浅岡 厚君） それでは、原田教光議員の御質問にお答えいたします。

なお、小・中学校の施設整備についての御質問は、後ほど教育長から答弁いたさせますので、よろしくお願いいたします。

それでは初めに、農業施策についての御質問にお答えいたします。

1点目の地域計画の策定についての考え方はどうかの御質問ですが、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律が、令和5年4月に施行され、従来の人・農地プランが地域計画として法制化されたことに伴い、農地一筆ごとに将来の農地利用の姿を明確化した目標地図の作成が義務化されたところでございます。

人・農地プランは、担い手に農地を集約する方針であるのに対し、地域計画では地域農業の将来の在り方を計画するものでございますので、次の世代へ農地を着実に引き継ぐために、地域での十分な話し合いが必要と考えます。

2点目の地域計画の策定の取組経過及び進捗はどうかとの質問ですが、これまでの取組としましては、本年4月に準備作業として現況地図を作成、5月下旬から7月下旬にかけて工区単位による地域の話し合いを実施し、目標地図を作成いたしました。また、現在の状況としましては、地域における課題を取りまとめ、計画の素案を作成しているところでございます。今後、広告、縦覧を経て、本年度末の策定を予定しております。

3点目の地域計画策定に当たり、町基幹産業である農業の担い手対策、労働力対策はどうかとの御質問ですが、地域計画はこれまで地域の農業者が守り、発展させてきた農地を将来にわたって誰が担っていくのか、誰に集約・集積化していくのかを地域の話し合いを通じて決めていくものでございます。このことから、計画策定には農業者以外に農地中間管理機構、山武郡市農業協同組合、その他関係機関がメンバーとなり、それぞれの知見からサポートしていただいております。

4点目の農業振興するための町道・農道等のインフラ整備はどうかとの御質問ですが、インフラ整備については、地域の住民や産業を支える基盤として重要であると認識しております。町道整備を行う際には、地域の交通状況や地元自治区からの要望などに応じて整備を行っております。また、農道については、現時点で整備計画はありませんが、今後、地域計画における農地の集積状況や、それに起因する圃場整備の状況などを見ながら、状況に応じて個別に対応してまいります。

5点目の地域計画策定において、その課題はどうかとの御質問ですが、地域計画に必要な目標地図は農地一筆ごとに将来誰が耕作するかを示し、農地の集約化を図ることで、作業効率を高めるものでございます。このため、できるだけ多くの農業者の意向を反映させる必要

がありますので、本年度の策定以降も適時見直しをする必要がございます。

次に、農業振興についての御質問にお答えいたします。

1点目の令和6年度主食米、加工用米、飼料用米の生産状況はどうかとの御質問ですが、主食用米の作付面積は570haであり、前年比103haの増、加工用米については24ha、前年比1haの増、飼料用米は7haで49haの減となっております。

2点目の令和6年度生産者価格、主食用米と転作における加工用米、飼料用米の価格の乖離はどうかとの御質問ですが、山武郡市農業協同組合における令和6年度生産米出荷価格を基に、ふさがねで比較しますと、1俵当たりの主食用米の価格は1万9,570円でした。また、加工用米については補助金を含め1万4,372円、主食用米との価格差は5,198円、同様に飼料用米は9,968円で、価格差は9,602円となり、いずれも主食用米の価格が上回っております。

3点目の農業経営が資材コスト等の上昇において、依然として経営が圧迫されており、その支援策はどうかとの御質問ですが、近年、世界情勢の変化による物価高騰と円安が続く中、農業分野においても生産資材の高騰が続いていると認識しております。

町では、令和4年度に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した原油価格物価高騰対策緊急支援金として、農業者に対する支給を行ってまいりました。現在、町独自の支援は実施しておりませんが、引き続き国や県の支援制度に注視し、情報提供に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、作田農村広場リニューアルについての御質問にお答えいたします。

1点目の施設の老朽化及び広場の荒廃について、今後の整備予定はどうかとの御質問ですが、作田農村広場は地区住民の健康及び福祉の増進並びに休養を図ることを目的に、昭和54年に整備されました。これまで作田納屋自治区に管理をお願いしてまいりましたが、作田保育所の廃止以降、著しく劣化が進み、トイレは使用不能となり、テニスコートは人工芝が劣化し、応急的な補修でどうにか使用できる状態にあるものの、利用者からは全面的な改修が求められております。そういったことから、町としては地域の広場として活用が図れるよう、再整備について検討しているところです。

2点目のテニスコートの利用状況はどうかとの御指摘ですが、状況を申し上げますと、令和5年度、年間で延べ293名の方が、令和6年度は上半期の状況になりますが、延べ142名の方が利用されており、4月から6月に利用が多く、月平均で37.8人の方々が利用しています。

次に、洋上風力発電についての御質問にお答えいたします。

進捗状況はどうかとの御質問ですが、現在、九十九里沖は令和4年9月30日に有望な区域に選定されてから2年が過ぎ、いまだ国及び県による協議会の設置がされていない状況でございます。早期に協議会を設置していただけるよう、私も事あるごとに熊谷知事をお願いしているところでございます。

洋上風力発電事業については、産業の創出、雇用の拡大などによる地域の活性化が期待できる事業であることから、事業導入に積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続き協議会の早期設置に向け、要望書等により国及び県へ働きかけてまいります。

次に、町バスについての御質問にお答えいたします。

1点目の購入に向けた取組状況はどうかとの御指摘ですが、町有バスにつきましては、令和4年度一般会計予算にその更新に係る経費を歳出予算に計上していたところでございますが、中型バス等のエンジン製造会社によるエンジン認証不正問題の影響から、バス生産が停止したことで更新ができませんでした。令和5年度においても、一般会計予算に計上し、予算の執行手続を進めてまいりましたが、更新を計画していたバスにつきましては、保安基準の変更等に伴い、出荷停止が続いたことで更新ができない状況であったことから、令和6年度は暫定的措置としてバスを賃貸借して対応しているところでございます。

本年度の取組状況につきましては、町有バスの購入に向けて費用対効果などを検討した上で、バス購入に係る経費について令和7年度一般会計の歳出予算に計上を予定しているところでございます。

2点目の車種・購入価格等はどうかとの御質問ですが、車種につきましては、前の町有バスと同程度の乗車定員41人乗りの中型バスを見込んでおり、見積り金額につきましては、諸経費込みで約2,200万円となります。

以上で、原田教光議員からの御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（中村義則君） 教育長、鈴木弘君。

（教育長 鈴木 弘君 登壇）

○教育長（鈴木 弘君） 原田教光議員からの御質問のうち、私からは小・中学校の施設整備についての御質問にお答えいたします。

1点目の特別教室への空調設備（エアコン）設置に至る検討経過はどうかとの御質問ですが、各小・中学校では夏季の暑さ対策として普通教室及び一部の特別教室に空調設備を整備済みであります。未整備である特別教室はスポットクーラー、大型冷風機等の活用や空調が設置されている普通教室での授業展開など、場面に応じた工夫をしていただいていたとこ

ろです。

しかしながら、近年の異常な猛暑を鑑み、特別教室への空調設置についての御意見や要望を踏まえ、毎月開催している校長会議等にて学校との協議を重ね、児童・生徒の学習環境を考慮し、一部の特別教室へ空調設備を設置することといたしました。

学校施設の環境改善については、児童・生徒の安全を第一に考慮し、今後も各学校と連絡・連携を密にし、学習環境の整備について協議を重ね、検討してまいりますので、引き続き御理解、御協力くださるようお願いいたします。

以上で、原田教光議員に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（中村義則君） 6番、原田教光君。

○6番（原田教光君） それでは、再質問させていただきます。

まず、大項目1、①の再質問でございます。地域計画の対象面積及び筆数についてどうか。一問一答でいきます。よろしくお願いします。

○議長（中村義則君） 農林水産課長、作田延保君。

○農林水産課長（作田延保君） 地域計画の対象となります本町の農地でございますが、全体で1,148ha、1万9,536筆でございます。内訳を申し上げますと、田が666ha、8,322筆、畑が416haで6,825筆、その他の地目といたしまして66ha、4,389筆となっております。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 6番、原田教光君。

○6番（原田教光君） それでは次に、②地域計画の策定の取組経過及び進捗状況。その関係で再質問であります。

近隣自治体では農地所有者へアンケート調査が実施をされました。当町の取組についてはどうか。

○議長（中村義則君） 農林水産課長、作田延保君。

○農林水産課長（作田延保君） 地域計画についてでございますが、これは本年度末を策定期限としてございます。本町においては4月に準備を始めたところで、時間的余裕がございませんでしたので、アンケート調査は実施してございません。

しかしながら、アンケート調査を実施するということは、農業者の意見を聞く有効な手段であると理解しているところでございます。今後、変化する地域の実状を踏まえまして、計画の見直しを進めていく中で、必要に応じてご意見を伺いたいと考えてございます。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 6 番、原田教光君。

○6 番（原田教光君） それでは、その関係で再々質問になります。

この地域計画の策定は、大変難しく思われます。その完成度は、どの程度かと考えておりますか。

○議 長（中村義則君） 農林水産課長、作田延保君

○農林水産課長（作田延保君） この地域計画につきましては、議員御承知のとおり、おおむね10年後の地域農業の将来像を描く重要な設計図ということになります。また、この計画では誰が農地を利用し、どの農地を集約していくか、そういったことを明確にいたしまして、目標地図として一筆ごとに農地の将来像を示しているということになります。ですので、地域の実状に応じた柔軟な対応が必要なものと考えているところでございます。したがって、計画の策定期限につきましては、今年度末としてございますが、御質問の完成度といたしましては、これが完璧な計画というものではございませんで、段階的に計画を更新していくことが重要であると。したがって、今後、それぞれに応じて、きめ細かな話合いの場を設けてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 6 番、原田教光君。

○6 番（原田教光君） 続いて、③に対しての再質問であります。

担い手がない地区については、地域計画はどのように策定するのか。

○議 長（中村義則君） 農林水産課長、作田延保君。

○農林水産課長（作田延保君） 地域計画を策定していく上で、担い手がない地域についてでございますが、様々な農業の関係者、有識者の方々に計画の策定の段階にあって御参加をいただいております。そういった中で、それぞれの知見の方々から御意見を賜るということで、地域の実状に応じた実効性のある地域計画を策定できるものと考えてございます。

また、計画を策定していく上で重要なのは、地域全体で農地の将来像を描き、それに向けた具体的な取組を計画に盛り込むことと考えてございますので、御承知おき、よろしくお願いいたします。

○議 長（中村義則君） 6 番、原田教光君。

○6 番（原田教光君） 次に、⑤の地域計画において、その課題はどうかの再質問であります。

○議 長（中村義則君） 原田議員、④を抜かしちゃいましたけどいいですか。

○6 番（原田教光君） いいです。

○議 長（中村義則君） いいですか、⑤にいちちゃって。

○6番（原田教光君） 結構です。

課題の解決については、どのように考えていますか。

○議 長（中村義則君） 農林水産課長、作田延保君。

○農林水産課長（作田延保君） 地域計画の課題の解決ということでございますが、地域計画の策定というのは単なる行政手続というものではございませんで、地域の農業の未来を考える重要な機会でありまして、農地の有効的な利用、担い手の確保だけでなく、都市部からの農村部への人口流入促進など、より広い視野で議論が必要であると考えているところでございます。

また、農業で十分な所得を確保できる環境づくり、これが計画の大前提となりますので、地域計画の策定を通じまして、持続可能な農業と活力ある農村の実現に向けた具体的な道筋を示していくことが必要であると考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 6番、原田教光君。

○6番（原田教光君） 今、⑤に対しまして、再々質問となります。

地域計画が万が一不備により提出できない場合、デメリットはありますか。

○議 長（中村義則君） 農林水産課長、作田延保君。

○農林水産課長（作田延保君） 地域計画が策定できなかった場合のデメリットで、これは大きく2点ございます。

初めに、補助事業への影響といたしまして、農業機械の購入などに関する国等の補助事業を利用する際に、計画が策定されていることが要件となりますので、こういった補助金を受けられなくなる可能性がございます。

それから2点目といたしまして、農地の貸借に関する制約として、農地中間管理機構を通じた農地の貸借が円滑に進まなくなる可能性がございます。具体的に申し上げますと、農地の貸し借りに関しまして新たな契約を結ぶ際に、地域計画が必要要件となる場合があるようでございます。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 6番、原田教光君。

○6番（原田教光君） この項のまとめとしまして、地域計画の目指すものは、それぞれの地域の特性に合わせて担い手となる農業者が効率的な農業を展開し、安定的に収益を上げるこ

と。食料安全保障が重要さを増す中、兼業農家を含めて農業生産を維持していくこと。農地は産業基盤であるとともに、国土保全、防災などの多面的な機能があり、これを守っていくこと。守り切れない場合は、景観維持や鳥獣被害の防止などを含めて、最適な土地利用を図ることが必要であろうというふうに思います。

そういった中で現実の問題点としましては、3点ほどあります。

1つ目は、担い手の耕作地が点在して非効率な営農となっていること。2つ目、農業者がそれぞれ農業機械を所有しているため、設備投資が大き過ぎる。3つ目、受けて不在の農地は害虫が発生し、他の農地に支障があること。これらを解決するためには、自分の農地は自分で守るのではなく、みんなの農地はみんなで守ろうという考え方が有効であろうというふうに思います。所有よりも利用を優先した考え方であります。

次の項目に移ります。

大項目2の農業振興、米の生産についてということの中で、①再質問であります。

転作における加工用米、飼料用米、作付け減少についてどうお考えか。

○議長（中村義則君） 農林水産課長、作田延保君。

○農林水産課長（作田延保君） 加工用米、それから飼料用米が減少していることについてでございますが、今年度につきましては、主食用米の米価が上昇するということがあらかじめ予想されていたこと、それから飼料用米について複数年の契約であったものが、令和5年度をもって終了したと、そういったことによりまして、飼料用米から主食用米に移行する農家の方々が増加したものと考察してございます。

こういった状況が続きますと、米の需給バランスが崩れますので、国が示す主食用米の生産目安等々に注視しながら、状況に応じて柔軟に対応したい考えでございます。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 6番、原田教光君。

○6番（原田教光君） 次に、②の主食用米と転作米、価格の乖離の関係に関わる再質問であります。

主食用米と転作における加工用米、飼料用米と価格の乖離を現実に、今後の需要に応じた米生産をどのように取り組んでいくのか。

○議長（中村義則君） 農林水産課長、作田延保君。

○農林水産課長（作田延保君） 米の需給のバランスの調整、それから農家の収入の安定などを図るために、この転作というものは欠かせないものと理解しているところでございます。

そういった中で、国では水田利活用の直接支払交付金のうち戦略作物助成において、主食用品種での飼料用米に対する交付単価を段階的に引き下げることにしております。また、需要に応じた生産を重視しており、加工用米、飼料用米に加え、輸出用米等の安定した需要や新たな需要が期待できる作物への転換を推進していると聞いてございます。

町といたしましても、このような国の動向に注視をし、農業者への情報提供に努めるとともに、新規の需要米等の新たな取組も提案してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 6番、原田教光君。

○6番（原田教光君） ②の再々質問になります。

今後の米価について、どのようにお考えか。

○議長（中村義則君） 農林水産課長、作田延保君。

○農林水産課長（作田延保君） 今年度の主食用米の価格につきましては、高値傾向が続いているものの、来年度以降、作付けの状況、それから為替リスクによる生産コストの上昇等々によって見通しが立てづらい状況にございます。そういった中で、農家が安定した経営をしていくためには、地域計画の推進や新たな販路の提案、町といたしましても可能な限りの支援を続けてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 6番、原田教光君。

○6番（原田教光君） 次に、③の農業経営において経営の圧迫、その支援策についての再質問であります。

町が独自支援をする考えはどうか。

○議長（中村義則君） 農林水産課長、作田延保君。

○農林水産課長（作田延保君） 町の独自の支援についての御質問でございますが、農業は私どもの食を支える重要な産業でございまして、さらに物価高騰により農業経営が圧迫されるなど、国内の食料生産基盤が弱体化し、食料安全保障に影響を及ぼす可能性がございますので、農業者への支援は安定した食料供給を維持するために必要なものであると理解してございます。

しかしながら、現時点におきましては、町が特定の事業者、農業者に対する支援を行う計画はございません。現在のところ、国、県の動向に注視をするとともに、農業者に対し有益な情報の提供、そういったことにつきましては、積極的に進めてまいりたいと考えていると

ころでございます。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 6 番、原田教光君。

○6 番（原田教光君） この項のまとめとしまして、農政の喫緊の課題は米政策というふうに思います。長らく低迷が続けてきた米価の下で、米農家の多くは厳しい経営を余儀なくされてきました。そこに、ここ数年来の諸物価高騰が重なり、米生産は極めて困難な状況であります。このような中、我が町基幹産業、農業に対し、町執行部は実行力の見せどころだというふうに思っております。よろしくお願いをいたします。

続きまして、大項目 3、再質問いたします。小・中学校施設整備についての再質問であります。

特別教室において、特別教室へ空調設備を整備するスケジュール及び予算措置はどうかというところであります。

○議 長（中村義則君） 教育委員会事務局長、鍵田貴賜君。

○教育委員会事務局長（鍵田貴賜君） お答えさせていただきます。

本年、町議会第 3 回臨時会において、小・中学校の特別教室の空調設備の設計委託料の補正予算を御承認いただき、現在、業者選定を行うべく、入札を実施しておるところでございます。設計請負業者が決定次第設計を実施し、工事予算について補正予算対応させていただき、来年度の夏までには設置完了するよう進めておるところでございます。

なお、設計費については、いわしの応援基金を活用し、工事費予算については、いわしの応援基金、過疎債等を含め対応、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 6 番、原田教光君。

○6 番（原田教光君） この項のまとめといたしまして、一部特別教室への空調設備の設置が方向づけられたことに対しまして、お礼を申し上げる次第であります。

この施策は、児童・生徒の健康や学習効率の向上、そして安全、快適な学習環境の提供に寄与するものと確信をしております。教育現場での猛暑対策は、将来を担う子供たちのためにも早急な対応が求められている重要課題であります。

今後につきましても、他の特別教室が快適な学習環境の提供に向け、改善できますよう期待を申し上げます。

次に、大項目 4 の再質問になります。①施設整備予定についての再質問。

再整備の計画があれば、詳しく教えてほしいと思います。

○議 長（中村義則君） 農林水産課長、作田延保君。

○農林水産課長（作田延保君） 作田の農村広場の再整備についてでございますが、現在、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画を策定しているところでございます。この後、この計画を基にいたしまして、庁内、これは役場の内部でございますが、そこで組織されておりますマネジメント推進本部の中で、整備の方向性を協議することとしてございますので、詳細についてはまだ決定してございませんので、お答えは差し控えさせていただきます。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 6 番、原田教光君。

○6 番（原田教光君） 続いて、②のテニスコートの利用状況の関連、再質問であります。

再整備をした場合に、具体的な利用者の増員対策はどうか。

○議 長（中村義則君） 農林水産課長、作田延保君。

○農林水産課長（作田延保君） 作田のテニスコートにつきましては、これまで具体的な利用方法等々について周知は行ってまいりませんでした。そうしたことから、特定の団体の利用が大半を占めている状況にございます。

また、御質問の利用者を増やすための周知でございますが、町といたしましては、LINE町役場等々を立ち上げてございますので、こういった新たなツールの活用、そういったことも視野に入れながら増加策に取り組んでまいりる考えでございます。

○議 長（中村義則君） 6 番、原田教光君。

○6 番（原田教光君） 同じく、②に対しての再々質問となります。

そういった場合において、利用料の有料化というのは検討されておりますか。

○議 長（中村義則君） 農林水産課長、作田延保君。

○農林水産課長（作田延保君） 作田のテニスコートにつきましては、これまで管理を作田納屋自治区に依頼してございましたので、公金の取扱いが難しい状況にございました。議員おっしゃるとおり、今後、仮にリニューアルをするというのであれば、将来にわたり施設を安全に利用できるよう、定期的なメンテナンス等々も必要となりますので、管理方法と併せまして、有料化につきましても検討が必要であると考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 6 番、原田教光君。

○6 番（原田教光君） 次に、大項目の5の洋上風力発電の再質問であります。

進展が見られない理由及び今後の計画についてどうか。

○議 長（中村義則君） 商工観光課長、古関 保君。

○商工観光課長（古関 保君） お答えさせていただきます。

再エネ海域利用法に基づく大規模な洋上風力発電は、全国でも複数の地域で導入に向けた動きが進んでおりますが、国としては多くの事例を経験したことで、地域によって様々な課題が出ていることを実感して理解しているとのこと。そのため、国は協議会の設置前から漁業者などの地元関係者との調整を、これまで以上に丁寧に行いながら合意形成を図ろうという考えになってきております。そのため、県では国の考えを踏まえて九十九里沖の地元関係者等に改めて丁寧な説明を行っていることから、協議会開催までの手続を進められない状況と伺っております。

また、今後のスケジュールにつきましては、地元関係者との調整という性質上、実現時期を明示できないということですが、少しでも早く協議会を設置、開催できるように努めてまいりたいと県から伺っております。

以上です。

○議 長（中村義則君） 6 番、原田教光君。

○6 番（原田教光君） 同じ項目で再々質問となります。

昨年12月、本町に九十九里沖の洋上風力発電事業に関する計画段階環境配慮書の縦覧がありました。このことについてどうか。

○議 長（中村義則君） 商工観光課長、古関 保君。

○商工観光課長（古関 保君） お答えいたします。

計画段階環境配慮書は、事業への早期段階における環境配慮を可能とするため、風力発電事業を実施しようとするものが、事業の位置、規模等の検討段階において、環境保全のために適切な配慮をしなければならない事項について検討を行い、その結果をまとめた図書となります。

そのため、この地域で風力発電事業を実施しようとするものは、（仮称）九十九里沖洋上風力発電事業に関する計画段階環境配慮書を経済産業大臣に提出し、千葉県知事へ意見を求めなければなりません。また、計画段階環境配慮書は、民間、行政ともに広く意見収集を行うため、関連市町に対して配慮書を事前送付、公告及び告示から起算して1か月間縦覧を行うことが義務付けられております。そのため、株式会社ユーラスエナジーホールディングスと東京電力リニューアブルパワー株式会社の2業者より本町に縦覧の依頼があり、計画段階

環境配慮書の縦覧、意見の収集を実施しております。

なお、ユーラスエナジーホールディングスにつきましては、令和4年12月1日から令和5年1月5日、東京電力リニューアブルパワー株式会社につきましては、令和5年12月20日から令和6年1月26日の期間で縦覧を行っております。

以上です。

○議長（中村義則君） 6番、原田教光君。

○6番（原田教光君） この項のまとめといたしまして、2年間の長きにわたり進展が見られず、大変残念に思っております。

この洋上風力発電事業は地の利を生かした事業であり、この町にとって千載一遇のチャンスだと思います。また、同様に新九十九里大橋の建設、この2件につきましては、将来、九十九里町の大きな発展につながるものと私は確信をしております。実現に向け、今後も最大限の努力をお願いをしたいと思います。

次に、大項目6の再質問であります。

町バスの関連について、①の再質問。予定納車時期についてはいかがかということであり
ます。

○議長（中村義則君） 財政課長、鈴木桂君。

○財政課長（鈴木 桂君） お答えいたします。

町有バスの更新につきましては、町条例で指定する重要な契約になりますので、その契約
手続に約3か月を必要とし、また納期に約8か月を要することを確認しております。このこ
とから、町有バスの更新に係る経費の計上を予定している令和7年度一般会計予算を御承認
いただいた場合、納車時期につきましては令和8年2月、または令和8年3月になると見込
んでおります。

○議長（中村義則君） 6番、原田教光君。

○6番（原田教光君） 町バス関係で、②に対しての再質問であります。

バスの外装の一部デザインについては、町民より募集してはどうかと思っておりますが、
それについてはいかがでしょうか。

○議長（中村義則君） 財政課長、鈴木桂君。

○財政課長（鈴木 桂君） お答えいたします。

町有バスの外装のデザインにつきましては、バスの価格が採用する車体の基調となる色な
どから変動すること、また公用車であることから、華美にならないよう考慮する必要がある

と考えております。

しかしながら、議員の御指摘のとおり、当町の事務事業につきまして、町民の皆様がより関心を持ち、理解を深めていただけるような手法を取り入れ、実施することも重要でありますので、町有バスを更新するに当たり、外装デザインにつきましては、御提案をいただきました町民からの募集を含め、予算や納期時期等を踏まえながら、その決定方法を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 6番、原田教光君。

○6番（原田教光君） この項のまとめであります。

募集方法にはいろいろあると思いますが、公用車であり、今おっしゃられていました華美なデザインとならないことを前提に、また執行部については幾つかのパターンを用意していただき、利用者等に選択をする方法もあります。十分検討していただきたいというふうに思います。

いずれにしても、約30年振りの更新であります。購入に際し、町民の皆様方に話題性や関心を持っていただき、また喜んでいただけるよう、対応の検討についてはよろしく願いをしたいというふうに思います。

以上をもって、私の質問は終了します。

○議長（中村義則君） 暫時休憩します。

再開は3時といたします。

（午後 2時38分）

○議長（中村義則君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時59分）

○議長（中村義則君） 順次発言を許します。

通告順により、2番、阿井賢一君。

（2番 阿井賢一君 登壇）

○2番（阿井賢一君） 2番、阿井です。

議長のお許しを得ましたので、令和6年第4回定例会の一般質問をさせていただきます。

記録的な猛暑だった夏も過ぎ、夏本番を迎えるはずが10月に真夏日を観測するなど、夏から秋を通り過ぎ、冬を迎えてしまうのではないかと錯覚してしまうような季節が続いており、気温の乱高下で体調管理に気を使う今日この頃です。

さて、今回の一般質問につきまして、令和6年第3回定例会と同様、県道飯岡一宮線排水路の悪臭対策と機能別消防団員制度について質問させていただきます。

なお、この後、県道飯岡一宮線については、慣れ親しんでいる通称の産業道路という名称を使わせていただきます。

初めに、産業道路悪臭対策についてお伺いいたします。

第3回定例会において、産業道路排水路悪臭対策について質問を行った後に、改めて真亀から小関までの間、産業道路排水路、そして栗生に設置されている海水循環施設を観察させていただきました。じっくり観察してみると、海水循環施設から真亀納屋の排水路は流れがあり、汚泥の堆積も少なく、悪臭もあまり感じられませんでした。海水循環施設から片貝漁港までの排水路は一部で流れがなく、汚泥の堆積も確認され、悪臭もかなり感じられました。

前回の答弁で、平成27年2月に周辺住民に対し、海水循環施設の稼働による悪臭対策の効果についてアンケート調査を行った結果、24%がとてもよくなった、47%が多少よくなったとの回答があったとお聞きしました。しかし、前回も申し上げましたが、町の実施した対策が功を奏し、大変よかったという反面、いまだ周辺住民からの苦情があるということも事実です。現に、こうして観察してみると、私にはかなりの悪臭が感じられました。

そこでお伺いいたします。

1点目、海水循環施設が稼働して、またアンケート調査を行ってから、およそ10年が経過しようとしている中、この排水路に関する真亀納屋から小関納屋の住民に対し、今現在、悪臭をどのように感じられているのか現状を確認するため、いま一度アンケート調査を行ってみてはどうか。

2点目、今後、いろいろな対策を講じていくために、悪臭に対して抽象的な捉え方ではなく、計測器を導入し数値化してはどうか。

3点目、悪臭を放つ排水に対し、水質検査を実施していることがあるのか。ないのであれば、実施する予定があるのか。

以上、この3点について町当局の考えをお答え願います。

続きまして、消防団員及び機能別消防団員制度についてお伺いいたします。

令和6年第1回定例会で、機能別消防団員制度の導入について質問させていただきました。位置づけや処遇など具体的な活動について、消防団本部において協議を重ねている。また、導入後のメリット・デメリットについて、導入している消防団員の状況を確認しながら現在検討しているとの回答をいただきました。

今後、消防団員はもちろんのこと、機能別消防団員を確保するためには、地域との連携を一層深め、地域の人材を推薦していただくような仕組みも必要であると考えております。本年4月に女性消防団員制度の導入、今後は機能別消防団員制度の導入を進めるため、消防団員の確保に努めていただけるとのことですが、近年の人口減少や遠方への通勤など、通勤状態の変化により入団までたどり着かず、団員の確保が難しい状況であると感じております。

そこでお伺いいたします。

1点目、機能別消防団員制度の導入に向けた、その後の進捗状況はどうなっているのか。

2点目、今後の消防団員及び機能別消防団員の確保についてどうお考えなのか。

以上2点について町当局のお答えをお願いします。

なお、再質問については自席にて行わせていただきます。

○議長（中村義則君） 阿井賢一議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、浅岡厚君。

（町長 浅岡 厚君 登壇）

○町長（浅岡 厚君） それでは、阿井賢一議員の御質問にお答えいたします。

初めに、県道飯岡一宮線（産業道路）排水路の悪臭対策についての御質問にお答えいたします。

1点目のアンケート調査の実施についての御質問ですが、アンケートは住民の意見やニーズを直接収集し、施策に反映する重要な手段と考えます。アンケート調査の実施については、実施の時期、対象世帯、実施方法等を考慮し、実施に向け検討してまいります。

2点目の計測する計測器の導入についての御質問ですが、参考となるデータ収集のため、排水路から発生する臭気の強さを数値化することができる臭気測定器の導入については、今後検討してまいります。

3点目の水質検査の実施についての御質問ですが、県道飯岡一宮線（産業道路）排水路の水質検査は、悪臭の発生に関わる生物化学的酸素要求量BOD、浮遊物質量SSのほか5項目についての検査を年1回、町内14か所で実施し、検査結果は町ホームページで公表しております。

次に、消防団員及び機能別消防団員制度についての御質問にお答えいたします。

1点目の機能別消防団員制度の導入に向けた進捗状況についての御質問ですが、議員も御認識されているとおり、消防団員数は年々減少傾向にあり、平日の日中における出動人員の不足が懸念されております。

このようなことから、災害出動に特化した機能別消防団員制の導入に向けて消防団本部で慎重に協議を重ね、消防審議会へ意見を伺った結果、本定例会において関係条例制定を議案上程させていただいたところでございます。また、議案の御承認をいただきました後、適時機能別消防団員の募集を進めてまいりますので、御協力をお願いいたします。

2点目の今後の消防団員及び機能別消防団員の確保策についての御質問ですが、これまでも団員確保のため、町広報誌やホームページなどを活用した広報活動や消防団員による募集活動を展開してまいりました。また、団員確保策の一つとして女性消防団員制度の導入や機能別消防団員制度の導入も併せて進めてきたところでございます。引き続き、多くの団員確保が図られるよう消防団と密接に連携し、広報活動や募集活動を行ってまいります。

以上で、阿井賢一議員からの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（中村義則君） 2番、阿井賢一君。

○2番（阿井賢一君） 浅岡町長、御答弁ありがとうございます。

それでは、悪臭対策について再質問させていただきます。

1点目のアンケート調査の実施時期について質問いたします。

アンケートを関係する周辺住民に行う場合は、どのような方法で実施するのか。また、予算は確保できているのか、よろしくお願いします。

○議長（中村義則君） まちづくり課長、麻生雅弘君。

○まちづくり課長（麻生雅弘君） お答えいたします。

アンケートの実施については、関係する自治区を通じて回覧による調査を考えておりますので、適切な時期に実施できるよう検討してまいります。

なお、予算については自治区回覧による調査を予定しているため、予算は未計上となります。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 2番、阿井賢一君。

○2番（阿井賢一君） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

適切な時期のアンケート実施とのことですが、例えば暑い時期が非常ににおいが強くなる

と思いますので、夏場にアンケートの調査を実施したらどうか。

○議 長（中村義則君） まちづくり課長、麻生雅弘君。

○まちづくり課長（麻生雅弘君） お答えいたします。

阿井議員御指摘のとおり、暑い時期の悪臭がひどい傾向にありますので、梅雨から夏の時期にかけてアンケート調査の実施ができるよう検討してまいります。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 2 番、阿井賢一君。

○2 番（阿井賢一君） 続きまして、2 点目の悪臭測定器について再質問させていただきます。

私が調べた機種では、約20万円かかると想定しております。

なお、町長答弁では今後検討となっておりますが、7 年度の当初予算に計上してありますか。

○議 長（中村義則君） まちづくり課長、麻生雅弘君。

○まちづくり課長（麻生雅弘君） お答えいたします。

産業道路排水路の悪臭の強さの視覚化については、今後の判断材料としてのデータ収集方法として重要であることから、予算計上についても検討してまいります。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 2 番、阿井賢一君。

○2 番（阿井賢一君） 続きまして、3 点目の水質検査について再質問させていただきます。

町では毎年検査実施しているとありますが、その結果を町はどのようなことに活用し、どのように推移していきますか。

○議 長（中村義則君） まちづくり課長、麻生雅弘君。

○まちづくり課長（麻生雅弘君） お答えいたします。

水質検査は、九十九里町環境基本条例に基づき、地域の環境保全と住民の健康維持を目的として実施しております。住民の皆様により安全で健康的な生活環境を提供できるよう、産業道路排水路の水質の長期的な環境モニタリングとして活用しております。

検査結果の推移については、例年大きな変化はなく横ばい状態が続いております。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 2 番、阿井賢一君。

○2 番（阿井賢一君） それでは、2 回目の質問をさせていただきます。

○議 長（中村義則君） 阿井議員、3 回目だから。

○2番（阿井賢一君） それでは、再々質問をさせていただきます。

水質が横ばい状態であるなら、2点目で質問しましたが、視点を変える意味でもにおいを視聴化できる臭気測定器の購入を考えてみてはどうですか。

○議長（中村義則君） まちづくり課長、麻生雅弘君。

○まちづくり課長（麻生雅弘君） お答えいたします。

2点目の答弁と同じにはなりますが、臭気測定器の導入について前向きに検討させていただきます。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 2番、阿井賢一君。

○2番（阿井賢一君） 麻生課長、ありがとうございました。

前回の一般質問から町がいろいろな策を講じていることに心から感謝いたします。

続きまして、今後の消防団員及び機能別消防団員の確保策について再質問させていただきます。

1点目の九十九里町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例では、団員の定数が329人となっていますが、現状、実際に消防団員に登録されている団員の方は何人いるのか教えてください。

2点目、様々な募集活動をしていただいているのは分かります。しかし、現実、消防団員の確保が難しい状況であると思います。

そこで、今後地元事業所に働きかけをして、本町に勤務している方などを確保する対策は考えのでしょうか。

○議長（中村義則君） 阿井議員に確認していいでしょうか。

今、これは1、2まとめて質問しちゃっているということでもいいのかな。

じゃ、まとめだそうです。

総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それでは、お答えをさせていただきます。

まず1点目の消防団員数の御質問でございますが、令和6年12月1日現在で263名でございます。

続きまして、2点目の地元事業所に働きかけをして、本町に勤務している方などを確保する対策などはとのご質問でございますけれども、議員も御認識されているとおり、消防団員の確保につきましては、年々苦慮しているのが現状でございます。このことから、町並びに

消防団といたしましても、いざというときの団員確保を図るため、本定例会において機能別消防団員制度導入に向けた関係条例の改正を上程させていただいております。

また、地元事業者への働きかけにつきましては、居住地で消防団員となっているなど様々な状況が想定されますので、現況を確認しながら検討し、先ほどの町長答弁のとおり、より多くの団員確保が図られるよう消防団との連携を密にし、広報活動や募集活動を行ってまいりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

以上です。

○議長（中村義則君） 2番、阿井賢一君。

○2番（阿井賢一君） 篠崎課長、ありがとうございました。

全国的にも消防団員が減少している状況ですが、地域に密着し、災害への迅速な対応が可能である消防団には、地域住民の絶大な期待が寄せられており、地域の被害軽減には必要不可欠な存在となっております。

そのような中、平成27年9月1日から消防団協力事業所表示制度も始まっております。地域防災に欠かすことのできない消防団員を3名以上雇用しているなど、消防団活動へ積極的に協力している事業所に対し、社会貢献の証とし表示証を交付する制度で、事業所と消防団との協力体制を強化することに、地域防災体制を充実させることが目的とされております。

今後、こういった制度も活用し、消防団員の確保に努めていただけるようお願いいたします。

結びに、今回、2回目の悪臭対策を取り上げるに当たり、真亀から小関まで産業道路排水路の歩道を歩いて観察しました。そうすると、何気に車で走ってはいは見えないものが見え、新鮮な気持ちで九十九里町の新たな一面を発見した気持ちになりました。そして、漠然とですが、九十九里町にはいろいろな面でまだまだ伸びしろがたくさんあるなど、改めて感じることができました。これからも九十九里町の発展のため、町と議会が一体となり、様々な問題に取り組み、解決していきましょう。

それでは、令和6年第4回定例会の一般質問を終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

◎散会の宣告

○議長（中村義則君） 本日の日程はこれをもって終了いたしました。

明日6日は定刻より会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

散 会 午後 3 時 2 1 分

令和 6 年第 4 回九十九里町議会定例会会議録（第 2 号）

令和 6 年 1 2 月 6 日（金曜日）

令和6年第4回九十九里町議会定例会

議 事 日 程 （第2号）

令和6年12月6日（金）午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

日程第 2 休会の件

出席議員 （14名）

1 番	小野谷 元 伸 君	2 番	阿 井 賢 一 君
3 番	松 井 由美子 君	4 番	西 村 み ほ 君
5 番	小 川 浩 安 君	6 番	原 田 教 光 君
7 番	鎗 田 貴 俊 君	8 番	中 村 義 則 君
9 番	古 川 徹 君	10 番	内 山 菊 敏 君
11 番	善 塔 道 代 君	12 番	細 田 一 男 君
13 番	高 橋 功 君	14 番	谷 川 優 子 君

欠席議員 （なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	浅 岡 厚 君	副 町 長	藤 原 慎 君
教 育 長	鈴 木 弘 君	総 務 課 長	篠 崎 英 行 君
企画政策課長	羽 斗 伸 一 君	財 政 課 長	鈴 木 桂 君
税 務 課 長	川 島 常 嗣 君	住 民 課 長	古 川 紀 行 君
健康福祉課長	鶴 岡 正 美 君	社会福祉課長	鵜 澤 康 子 君
農林水産課長	作 田 延 保 君	商工観光課長	古 関 保 君
まちづくり課長	麻 生 雅 弘 君	会 計 管 理 者	小 森 克 彦 君
ガ ス 課 長	山 口 義 則 君	教 育 委 員 会 長	鎗 田 貴 賜 君
		教 務 局 長	

教育委員会 中 村 勝 君
教 務 局 主 幹

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 木 原 隆 行 君 書 記 鈴 木 克 奈 君

◎開議の宣告

開 議 午後 9 時 3 0 分

○議 長（中村義則君） ただいまの出席議員数は全員です。

これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議 長（中村義則君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 一般質問

○議 長（中村義則君） 日程第 1、12 月 5 日に引き続き一般質問を行います。

順次発言を許します。

通告順により、14 番、谷川優子君。

（14 番 谷川優子君 登壇）

○14 番（谷川優子君） 谷川です。

住民の福祉と暮らしを守る立場に立ち、令和 6 年 12 月定例議会の一般質問を行います。

大項目の 1 は、マイナ保険証についてお伺いいたします。

12 月 2 日に健康保険証の新規発行が停止され、マイナンバーカードと保険証の一体化がされました。マイナ保険証の利用率は 9 月で 13.87%、政府が 217 億円も血税を計上し、医療機関や薬局に支援金をばらまき、利用促進に駆り立てましたが、効果は極めて限定的でした。

マイナンバーカードの発行数は 9,000 万を超え、ひもづけられた 29 分野の個人情報数は数十億項目にもなります。自治体からは期限は柔軟に、あるいは自治体は大作業になると心配している。これは全国知事会平井会長から大きな懸念が表明されています。

職責上、マイナ保険証を推進する立場の国家公務員の利用率はどうか。何と 13.58%、全国平均よりも低いままです。また、制度を所管する総務省で 19.42%、厚生労働省でも 19.68%、デジタル庁を含む内閣府は 16.06% です。職員が国家機密を扱う防衛省は 10.69%、外務省は 10.53% と掲載されていました。

また、マイナンバーをめぐっては別人の情報が登録されるなど、トラブルが多発しています。医療機関ではいまだトラブルが続いていて、全国保険医団体連合会が 10 月発表したアンケートでは、今年の 5 月以降、7 割の医療機関でマイナ保険証、オンライン資格で確認に関するトラブルが発生しています。そのトラブルに持ち合わせていた保険証で資格を確認した

というのが8割でした。

一方、マイナ保険証には大きなリスクがあり、マイナンバーのひもづけの誤りは最も深刻な問題です。マイナンバーカードに被保険者の保健情報をひもづける作業には、住所の情報の照会、また、ひもづけで多数が不一致があり、個人が特定されず誤登録が避けられないといった構造的な欠陥があります。政府の総点検で誤登録は解消をまだされておらず、今後もひもづけのトラブルや不具合はさらに広がらざるを得ないと不安視されています。お伺いします。

小項目1点目、マイナ保険証の利用状況についてお答えください。

小項目2、資格確認書の発行についてお答えください。

小項目3、長期滞納者に対して交付されている短期証明書の対応についてお答えいただきたいと思います。

小項目4に関しては、短期証明書など保険証の発行継続についてお答えいただきたいと思います。

そして、小項目5は、カードの取得は任意であることの周知についてお伺いいたします。

12月2日から紙の保険証の新規発行が停止されますが、現行保険証が使えなくなると勘違いし、不安に思う人も大勢いらっしゃると思います。現に私のところにもどうなるのという高齢者の方から数本相談の電話がかかっています。厚労省の担当者は、12月2日は一つの節目だが、その日を境に医療現場が大きく変わるものではないと今説明しています。マイナ保険証を持っていなくても、これまでどおり医者にかかると説明をする高齢者向けリーフレットやポスターを新たに作り、医療現場などに周知するという回答がされました。

同省は10月24日付の日経には、「まだ、マイナ保険証をお持ちでなくても、これまでどおりの医療を、あなたに。」と5段広報を掲載しました。住民へのそういった周知はどのようにされているのか、あるいはまた、取消しや何かに対して自由にできるということの周知をどのようにされているのかお答えください。

大項目2、教職員の未配置問題について。

教員の長時間勤務に歯止めをかけ、豊かな学校教育を実現するよう求め、教育研究者有志が15日、文部科学省に18万2,226人分の署名を提出したとの記事が載っていました。このままでは学校がもたないとして制度の改正を求めました。署名は昨年5月に教育研究者20人が呼びかけ、全国の教職員、保護者らが取り組んできました。その中身は、教員に残業代を支給してくれと、学校の業務量に見合った職員配置をしてほしい、これらを実現すべく教育予

算を増額するように求めています。

署名提出後、呼びかけ人の5人が同省内で記者会見を行いました。片岡洋子千葉大学名誉教授は、国立学校の教員に残業代を支給しない法律、給特法、1971年に制定された、この下、教員の残業時間は増え続けていると指摘されていました。長時間労働が常態化した結果、病休者が増え、教員志望者が減る悪循環の中、学級担任も確保できない教員不足が深刻化していると述べました。教員の授業の持ちこま数自体が多く、標準授業の準備の時間もなく、現状では時間外労働なしでは学校は回らないとの実態が書いてありました。

そういう中、不登校が過去最多となるなど、教員だけでなく児童・生徒も学校から離れ始めている。公共財としての学校の危機だ。学校を再生し、もう一度楽しい場にしないといけない。教員の未配置は学級担任不在や自習授業が続く、教育が成り立たない授業になりかねない。また、子供へのきめ細かな対応ができず、いじめなどを見過ごすことになりかねない。未配置分の仕事も背負うことになる教員にとって一層苛酷な勤務となり、離職が増えるなど深刻な事態が今生じている。これは一般紙、あるいは教育新聞にも書いてありました。大変深刻な状況です。

早急に解決するには、法で定められている教員数を全員正規で雇用し、各学級に配当し、また年度をスタートさせることが多くの教職員の希望であり、将来を担う子供たちに豊かな教育を保障することではないかと思います。お伺いします。

公立学校、九十九里の小・中学校の教職員の配置状況はどうでしょうか。

教職員の働き方改革について。

文科省の諮問機関、中教審が学校における働き方改革についての中間まとめがされました。その中身を見ると、政府統計によると、持ち帰り授業を含めると公立小学校で約6割、中学校で8割近い教員が過労死ラインの時間を超えて働いている、これが現実です。小学校教員は1日平均4時間25分とすれば、それだけで1日9時間近い労働です。正規の職員についての計画はあるのでしょうか、お答えください。

第3項目め、地域公共交通についてお伺いいたします。

行政は住民に交通、移動の権利を保障し、安全を大前提に公共性を重視した交通政策が求められています。しかし、現実には車を重ねて運転に自信がなくなっても、車がなければ病院や買物といった社会活動に必要な不可欠なことがままならないため、手放したくても手放せない。今の九十九里町では車がなければどこにも出かけられない、こんな声が聞こえます。

高齢者の運転事故のニュースを見るたび、将来の自分のことのように複雑な思いで見えてい

ます。高齢者の運転講習強化や免許の返還呼びかけに加え、安心して免許を手放せる公共交通の受皿をつくっていくべきだと考えます。生活に身近な市町村自主運行バスやデマンドタクシーなどの充実について質問いたします。

令和2年、地域公共交通の活性化及び法律の改正で、地方公共団体に地域公共交通政策計画の作成が努力義務となりました。令和6年11月8日、第3回九十九里町地域公共交通会議が行われました。タクシー利用助成の拡大についての説明、また、委員さんからの意見が出されておりましたが、この意見を見ますと、住民はさんむ医療センターや東千葉メディカルセンターの検査に行くにも使えない、町外の外出に使用できないのでタクシー助成が使えないなどの苦情が出ていたような委員さんからの意見がありました。高齢者はデマンド型タクシーなど様々な形態を望む声があるとの意見も出ていました。

お伺いします。令和5年度タクシー実証実験についての見解を聞かせてください。

小項目2、アンケート回収で今後生かせる政策についてお答えください。

小項目3、地域の特性に合った多様な交通サービスについて、どのように対応するのかお答えください。

小項目4、助成金2万4,000円の根拠についてお答えいただきたいと思います。

再質問は自席で行います。

○議長（中村義則君） 谷川優子議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、浅岡厚君。

（町長 浅岡 厚君 登壇）

○町長（浅岡 厚君） 皆さん、おはようございます。

それでは、谷川優子議員の御質問にお答えいたします。

なお、教職員の未配置問題についての御質問は、後ほど教育長から答弁いたさせますのでよろしくお願いいたします。

では初めに、マイナ保険証についての御質問にお答えいたします。

1点目のマイナ保険証の利用状況との御質問ですが、令和5年度末時点のマイナ保険証の利用率は5.8%、令和6年10月時点での利用率は12.5%であり、徐々に増えてきております。

2点目の資格確認書の発行との御質問ですが、当分の間、マイナ保険証を保有していない方には、現行の健康保険証の有効期限内に健康保険証の代わりとなる資格確認書を交付します。

3点目の短期証明書、資格証明書の対応との御質問ですが、健康保険証が資格確認書へ移

行されることに伴い、これまで発行していた短期被保険者証や資格証明書は廃止となります。資格確認書は原則1年間有効なものが発行されます。

なお、国民健康保険税に滞納がある場合、一時的に医療費が10割負担となる特別療養費の資格確認書に切替えとなる可能性があります。

4点目の保険証の発行継続との御質問ですが、健康保険証の廃止を定めるマイナンバー法等の一部改正法により、令和6年12月2日以降、健康保険証が発行できなくなることから、継続発行は実施できません。

5点目のカードの取得は任意であることの周知との御質問ですが、マイナンバーカードの取得及びマイナ保険証の利用登録はあくまでも任意ではありますが、広報においてはマイナンバーカードの取得やマイナ保険証を登録することの利便性など、政府広報にのっとった周知をしております。今後も住民の皆様に分かりやすい周知に取り組んでまいります。

次に、地域公共交通についての御質問にお答えいたします。

1点目の令和5年度タクシー助成実証実験についての御質問ですが、公共交通空白地である真亀丘地区及び作田丘地区在住で、75歳以上の方または65歳以上の運転免許証を自主返納した方を対象に、年間最大2万4,000円分のタクシー利用助成券を配付し、原則町内限定で利用できる実証実験を行い、対象者293人のうち17名の方が延べ350回利用されました。

2点目のアンケート回収で今後生かせる政策はとの御質問ですが、本年3月にタクシー利用助成の対象となる293人の方に郵送でアンケート調査を実施し、63人の方から回答をいただきました。

タクシー助成券は交通弱者対策として効果があるかとの問いに対し、「そう思う」「ややそう思う」が67%、「そう思わない」「あまりそう思わない」が8%。タクシー助成券の助成額は妥当かとの問いに対し、「そう思う」「ややそう思う」が49%、「そう思わない」「あまりそう思わない」が17%。改善したほうがよい点はとの問いに対しては、「行き先の制限（町外への移動）」が41%、「助成内容（金額・枚数）」が30%となりました。

アンケートの調査結果を基に今後の公共交通施策を考えることは、利便性の向上、利用者満足度の向上、地域経済の活性化を促進するために重要であると認識しておりますので、引き続き本町に合った公共交通の実現に向け、公共交通会議の場で検討してまいります。

3点目の地域特性に合った多様な交通サービスなどについての御質問ですが、本町の特性に合った交通サービスにつきましては、九十九里町地域公共交通計画に沿って公共交通の専門家や公共交通事業者、町民代表者などの意見を伺いながら、公共交通会議の場で検討して

おります。

去る11月8日に開催した公共交通会議の場で様々な交通サービスについて検討し、現在実施しているタクシー利用助成を継続しつつ、住所要件を真亀丘地区及び作田丘地区から町全体に拡大して令和7年度から実施できるよう進めてまいります。

4点目の助成金額年間2万4,000円の根拠はとの御質問ですが、令和3年のタクシー利用助成実証実験スタート時は、公共交通空白地である作田丘地区から近隣の大型スーパーまでのタクシー利用料金900円の約半額500円を補助対象とし、1か月当たり2回の助成で年間1万2,000円を補助金額といたしました。

その後、令和4年3月に実施したアンケートの調査結果や実証実験開始からの利用者1人当たりのタクシー利用1回の平均額が2,200円であったことなどから、令和4年10月に助成金額を1万2,000円から2万4,000円に引き上げ、現在に至っております。

以上で谷川優子議員からの御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議 長（中村義則君） 教育長、鈴木弘君。

（教育長 鈴木 弘君 登壇）

○教育長（鈴木 弘君） 谷川優子議員からの御質問のうち、私からは教職員の未配置についての御質問にお答えいたします。

1点目の小・中学校における教職員の配置状況の御質問ですが、本町の全ての小・中学校では未配置の状況は生じておらず、定数に基づいた教職員が配置されております。今後も千葉県教育委員会と連携し、教職員の配置充足に努めてまいります。

2点目の教職員の働き方改革の進捗状況の御質問ですが、教職員が心身ともに健康を保つことができる環境を整えるため、町教育委員会として働き方改革に取り組んでおるところでございます。具体的には、客観的な在校時間の把握や校務支援システムの導入による業務効率化、夏季及び冬季に10日間前後の学校閉庁日を設けるなど、働きやすい環境づくりを進めております。

また、各小・中学校には配置基準に基づいた教職員のほか、各種支援員が在籍しております。各種支援員は県の会計年度任用職員のみならず、独自で採用した町の会計年度任用職員も雇用しており、教職員の業務負担軽減につながっております。そのほか町ホームページにおいても学校における働き方改革の取組を掲載し、地域の皆様にもその取組を御理解いただけるよう努めております。

教職員の働きやすい環境づくりに向け推進しておりますので、御理解くださるようお願い

いたします。

3点目の義務教育法に基づいた正規の職員の雇用の状況との御質問ですが、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の目的にもありますように、学級規模と教職員の配置の適正化は義務教育水準の維持向上に資するものであると認識しております。質の高い充実した教育を提供するために、今後も千葉県教育委員会と連携し、教職員の働き方改革の推進や教職員の適正配置など努めてまいります。

以上で谷川優子議員に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） マイナ保険証についての再質問、利用状況についての再質問を行います。

今現在、国民は現行の紙の保険証をほとんど使っていると、それが現状だと思うんです。紙の保険証を残してほしいと、今までどおり紙の保険証を残してほしいという願いの声が、やっぱりそういう取組が求められているんじゃないかと思うんですね。ましてマイナ保険証は5年ごとに自己申請が必要であって、今までのように誕生日の前に新しい保険証が送られてくる、こういう状況ではないと。申請をし忘れると幾ら保険料を払っても無保険状態になる。

そういった状況の中で、今後、今言ったように起こり得るであろう状況が考えられるわけで、その対応する不安の材料ですが、町の対応はどのように今後窓口で対応するのか。ずっと今でもマイナ保険証の窓口は確かに役場の中であると思うんですけれども、今後もそういった対応ができるのかどうか、お答えください。

○議長（中村義則君） 住民課長、古川紀行君。

○住民課長（古川紀行君） お答えさせていただきます。

国民健康保険税の関係なんですけれども、今までと特段変わらないように運営していくと、行っていくということを考えております。確かに保険証をお持ちでない方にはそういう御心配はあるかと思いますが、広報ですとか、また住民に直接窓口で内容をお知らせしたり、そういうことをもって不安のないように、解消に努めていきたいと考えております。よろしくお願いします。

○議長（中村義則君） 谷川議員、いいですか。

今、大項目のマイナ保険証についての1では、マイナ保険証の利用状況ということですが、けれども、ちょっと……。

(「議長がそれ説明して」と言う者あり)

○議長(中村義則君) いや、そんなことはないと思います。ちょっと質問がどうでしょうか。絡み合っていないような気がするんですけども。

(「議長、暫時休憩」と言う者あり)

○議長(中村義則君) 暫時休憩します。

(午前10時01分)

○議長(中村義則君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時04分)

○議長(中村義則君) 住民課長、古川紀行君。

○住民課長(古川紀行君) 大変申し訳ございませんでした。

現在窓口において、会計年度任用職員さん2名、こちらが一番前に立って、専門でマイナンバーカードの対応をしていると。当然本職の、職員の方も1人それらを統括しているという状況でございます。引き続き住民の皆様に来年度以降もこの状態を継続しながら、よりよいサービスが提供できるよう努力していきたいと考えております。

以上です。

○議長(中村義則君) 14番、谷川優子君。

○14番(谷川優子君) 私これに関して再々質問をするつもりはなかったんだけど、何か理解できなかったようなので、再々質問をします。

質問というよりも、とにかく住民の中にそういった不安な思いがたくさんあるので、そういう窓口をしっかりとサポートしてください。よろしいでしょうか。

今度は資格確認書の発行についてお伺いいたします。再質問です。

国では2日以降も現行の保険証が可とされていると思います。健康保険証の新規発行を停止するなどで現行保険証が使えなくなると勘違いしている人もいますけれども、10月31日、社会保険審議会の中で、不安払拭のための現行保険証が使えることを周知徹底することを明言しますと。町に対してそういった住民に対してのそういう周知はどのようにされているのか。

○議長(中村義則君) 住民課長、古川紀行君。

○住民課長（古川紀行君） お答えいたします。

町の広報紙、それからホームページにて、マイナ保険証を基本とする仕組みへ移行する記事の中で、12月2日以降につきましても紙の保険証が使用できる旨を周知しているところでございます。

以上です。

○議 長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） これも再々質問の中で、またマイナ保険証をお持ちでない方もこれまでどおり医療をという、そういった広告を日経新聞に出したと思うんですけども、そういった5段で広報されて掲載されましたけれども、そういった国で出している、そういったのも使われているのか。なかなか見やすいので私は分かりやすくいいなと思ったんですけども、どうでしょう。

○議 長（中村義則君） 住民課長、古川紀行君。

○住民課長（古川紀行君） 先ほどとかぶる点もございますけれども、町のホームページにて12月2日以降も紙の保険証が使用できるということを、紙の保険証の有効期限が切れても、またマイナ保険証を持っていない人には資格確認書を発行する、こちらの旨を周知しているところでございます。

以上です。

○議 長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 次は、小項目、短期証明書、資格証明書の対応について再質問をいたします。

先ほど町長の答弁の中でも、健康保険証が資格確認書へ移行されることによって、これまで発行していた、いわゆる滞納されている方に郵送される短期証明書が廃止となると、こういった発言がありました。特別療養費の資格確認書になると、こういったことになる。そうすると、滞納されている方が今まで短期証明、3か月、6か月のそういった短期証明を持って安心して医者にかかれたと。それが今後、そういった特別療養費の資格証明書になるということなので、その対応はどうなんでしょうか。

○議 長（中村義則君） 住民課長、古川紀行君。

○住民課長（古川紀行君） お答えいたします。

国民健康保険税に滞納がある場合、機械的にかつ即座に特別療養費に切り替わるわけではございません。特別療養費への切替えは、保険料の納付の勧奨、それから納付に係る相談の

機会の確保などの保険料の納付に資する取組を行ってもなお災害等の特別の事情がなく、一定期間滞納が継続している場合としているため、こちらについて大きな影響はないかというように考えております。

以上です。

○議 長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 短期証明、資格証明の対応についての再々質問をさせていただきます。

どうもこれ見ますと、自治体職員がオンラインで資格確認を用いて一方的に資格証明書に、いわゆる特別療養費の資格証明書に変えることができるというふうになっているんですけども、これ町の判断でできるんじゃないかと思うんですけども、どうなのでしょう。

○議 長（中村義則君） 住民課長、古川紀行君。

○住民課長（古川紀行君） 確かに議員のおっしゃるとおりだと思います。その中のどういう場合にどうするかということは今までどおりですけども、なるべく皆さんに平等な方法を考えていければと思っています。

以上です。

○議 長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 再々質問……。

○議 長（中村義則君） 次の質問、4番ですね、次。

○14番（谷川優子君） つまり保険証の発行継続に関しては、町の判断でできるということで今理解しました。

5番目のカードの取得は任意であることの周知について、再質問をいたします。

今まで短期証明が発行されることで、先ほど言ったように医療を保障してきたという部分はあるんですよね。今度そのカードの取得に関しても、これは周知してほしいんですけども、カードの取得は任意であると同時に解除も任意だと思うんですよね。それに対しての周知。住民が例えば保険証をひもづけしたけれども、やっぱりそれは不安だから解除してくれと、それも任意だと思うんですけども、そういった周知はきちっとされているのかどうか。

○議 長（中村義則君） 住民課長、古川紀行君。

○住民課長（古川紀行君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、マイナンバーカードは住民の申請により市区町村長が交付すること

としており、カードの取得は義務ではございません。また、マイナ保険証の登録解除は10月28日から可能となっておりますので、今後周知の際には住民皆様に誤解のないよう配慮してまいりたいと考えております。

また、窓口での対応時、それから電話での問合せ、そちらの際も取得についてはあくまでも任意ですよという、その旨お伝えしております。

以上です。

○議 長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） よろしくお願ひします。

大項目、教職員の未配置問題の再質問を行います。

常勤講師、今臨時教員など非正規教員と正職の割合の状況はどのように九十九里はなっているのかお答えください。

○議 長（中村義則君） 教育委員会事務局主幹、中村勝君。

○教育委員会事務局主幹（中村 勝君） お答えいたします。

先ほど教育長答弁にもございましたが、本町での教員の未配置は発生しておりません。ですが、非常勤講師として、小学校において3名の図工や理科の特定の教科に千葉県の配慮により配置しております。これにより学級担任の空き時間が増え、働き方改革にもつながっているものと考えております。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） いろいろ新聞や何か見ますと、若い教師の方がこれから出産だとか、あるいはそういったので産休や何か取ると思うんですね。今のままでこの非常勤が3人ということで、あと正規の職員の増員については教育委員会として要望しているのかどうか。

○議 長（中村義則君） 教育委員会事務局主幹、中村勝君。

○教育委員会事務局主幹（中村 勝君） お答えいたします。

千葉県では、公立小中義務教育学校定員配置基準に基づき教職員が配置されているため、本町の未配置はいないことから職員を増員するのは難しいと考えております。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 職員が、子供たちが安心して、やっぱり学校に通ってこられる。またそれには、先ほど一番最初に私が言ったように、今の教員、先生方一人一人が抱えている

勤務時間というのが大変だと。小学校で4時間半だけれども、その倍、つまり9時間準備に全部でかかると、こういった統計が出ていますよね。ですからやはり子供たちが安心して学校に通う。あるいはいじめや何かがあったときにすぐ目が届くような、そのためには安心して働ける教職員が必要だと思うので、やはり正規の職員の要望をお願いします。

次は、働き方改革の進捗状況についてお伺いいたします。

教員1人が受け持つ、先ほど言ったように授業時間数の上限設定等、基礎設定の大幅増についてどのように今考えているのか。先ほどから言っているように、先生方が置かれているそういう状況を教育委員会としてはどのように考えているのか、お答えください。

○議長（中村義則君） 教育委員会事務局主幹、中村勝君。

○教育委員会事務局主幹（中村 勝君） お答えいたします。

それぞれの学校で職員数に違いがあるため、特に教員1人が受け持つ授業時数の上限は設定されていません。教員一人一人がゆとりを持って教育活動に専念できるよう、公立義務教育学校学級編制及び教職員定数の標準に関する法律がございますので、定員配置基準の基礎定数を増やすことを国及び県に要望しているところでございます。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 再々質問をさせていただきます。職員の働き方改革の進捗状況について。

どうも新聞や何かを見ますと、残業代を支給しない代わりに月給の4%を教職調整額として上乗せをする残業代不払い制度に、そういった手をつけずに調整額を10%以上にする方向性が示されたようだと。先生不足の解消がこれで本当に図れるのかということなんですけれども、それはどのように教育委員会としては考えていますでしょうか。

○議長（中村義則君） 教育委員会事務局主幹、中村勝君。

○教育委員会事務局主幹（中村 勝君） お答えいたします。

教員の待遇改善と教員不足の解消を目指して、教職調整額についての話合いが各所で行われていると聞いております。しかしながら、調整額の割合によってすぐに教員不足が解消されないかもしれませんが、まずは教員の待遇改善にはつながると考えております。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 最後に、義務教育法に基づいた正規の職員の雇用の状況ということ

で、これに関しては今までの回答の中であつたので、ただ、やはり子供たちは今、小学校、中学校までは少なくとも家庭にいる時間よりも学校にいる時間のほうが長いわけだから、もう少し教員の増員をきちっと要望しながら、子供たちにゆとりのある教育をお願いします。

最後に、地域公共交通についてお伺いいたします。再質問。

令和6年11月8日のこの公共交通会議の議事録を読んでも、過去のアンケートから、そもそも75歳以上の高齢者の方であっても、日常的な移動に不便を感じているという方が大体13%と書かれていましたよね。令和5年の実証実験で実際にタクシー助成券を使った方は293人中17人で5.8%、アンケートの中の13%であるならば40人ぐらいの利用がされると思いますけれども、それはどのように考えているのか。

○議長（中村義則君） 企画政策課長、羽斗伸一君。

○企画政策課長（羽斗伸一君） 私のほうからお答えをさせていただきます。

こちらの会議でお示しました過去のアンケートにつきましては、令和5年10月に実施いたしました公共交通計画策定時のアンケートでございます。15歳以上の町民の方3,000人を対象に実施し、39%の方から回答をいただきました。

このアンケートの設問の一つといたしまして、外出手段の困り事の有無についてお伺いしております。町内の店、病院、診療所等まで行く手段に困っていると回答された方が13.1%と、日常生活に必要な買物、通院に困難を感じている方が一定数いらっしゃる事が分かりました。

一方、議員御指摘のとおり、令和5年の実証実験の利用者割合は5.8%でございます。ただ、利用券の交付を申請された方につきましては35名で、申請率としては11.9%ということで、おおむね町内の移動に困難を感じる方に近い割合となっておるというふうに考えてございます。

今後、独り暮らしの方の増加や近所付き合いの希薄化などによりまして、外出手段を確保できない人の割合はさらに増えていくものと考えております。移動に困難を感じているものの利用に至らない潜在的なニーズは必ずあるとの認識の下、引き続き制度の周知に努めてまいります。

以上です。

○議長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 再々質問をいたします。

この地域公共会議でも多く出されていたのは町外への移動ニーズだと思いますけれども、

買物や医療関係など町内で済まないことが多いようなので、町外への移動ニーズに対してはどのような計画があるのでしょうか。

○議 長（中村義則君） 企画政策課長、羽斗伸一君。

○企画政策課長（羽斗伸一君） お答えをいたします。

アンケート調査によりますと、ふだんの買物先におきまして、大多数の方が町内のスーパーやドラッグストアなどを利用されておりますが、議員御指摘のとおり一定数の方が近隣市のスーパーなどを利用しているのが実態でございます。

町の公共交通計画では、町内の移動はタクシーで、町外への移動は路線バスの利用により行い、路線バスのバス停まではタクシーで移動していただくことを想定してございます。先ほどの町長答弁にありまして、令和7年度はタクシー利用助成の住所要件を緩和した上での事業実施に向け準備を進めてまいります。利用状況の把握やアンケート調査を実施し、その結果などを基に引き続き本町に合った公共交通の実現に向け、公共交通会議の場で検討してまいります。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） すみません。もう時間がなくなっちゃったので、助成金額についての再質問を、最後の再質問をさせていただきます。

令和4年10月に助成金額を1万2,000円から2万4,000円に引き上げたことは評価できると思いますが、他の市町村では、例えば山武市などでは既に地域公共交通サービスを実施しているところ。定額で目的地まで行かれるようになっていますが、このほうが住民にとって安心して使えるんじゃないかと思うんですけれども、そういった考えはないのでしょうか。

○議 長（中村義則君） 企画政策課長、羽斗伸一君。

○企画政策課長（羽斗伸一君） お答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、近隣自治体ではデマンド型乗合タクシーが実施されており、一定の金額でサービスが利用できる状況となっております。その反面、予約の集中によりまして希望した日時に利用できない、あるいは直前のキャンセルが発生しているなど、真にサービスを必要とする方が利用しづらい状況にあるとも伺っております。

公共交通施策につきましては、その地域の地理的、社会的、経済的な地域ごとに異なる特性によりまして運行形態や運営方法が異なるものであり、地域によって望ましく、かつ持続可能なサービスに取り組む必要がございます。本町におきましては、まずは町内全域でのタ

クシー利用助成という新たなサービスに早期に取り組みますとともに、引き続き住民ニーズの把握に努め、サービスの改善に取り組んでまいりたいと考えてございますので、御理解をお願いいたします。

以上です。

○議 長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 最後ですからまとめさせていただきます。

公共交通は、私も平成15年から何度も取り上げて今までやってきました。課長が替わるたびに内容が元に戻っちゃうと。全然進展がなく今まで来ましたが、今回そういったいろんな、私個人や住民の立場からすればもっとこうしてほしいという気持ちはたくさんあるけれども、まず一歩ということでやっていただき、そして住民の声をもっと聞いて、使いやすい公共交通にしてほしいと思うんです。

先ほど言ったこの2万4,000円の金額、それはお金のことから解決できると思うんです、やろうと思えば。他の市町村のように目的地まで定額で行かれると。あと町外が必要だったら町外にも行かれると。そういったこととか、あと福祉タクシー券や何かとの使い方とか、まだ研究することはたくさんあると思うので、今後十分に住民の足を確保するという立場で、町の責任としてやっていただきたいと思います。終わります。

○議 長（中村義則君） 暫時休憩します。

再開は10時45分です。

（午前10時29分）

○議 長（中村義則君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時43分）

○議 長（中村義則君） 順次発言を許します。

通告順により、12番、細田一男君。

（12番 細田一男君 登壇）

○12番（細田一男君） 12番、細田です。

令和6年12月定例会において、通告してあります4項目5点について一般質問を行います。世界を見渡すと、いまだウクライナ戦争やイスラエル紛争は続いており、多くの人命が失

われております。一日でも早く終結できるよう祈るばかりです。

一方、国内に目を向けると、10月15日衆議院選挙が執り行われ、与党自民党は大敗を喫しました。一番の敗因は政治不信です。国税である政治資金の使い道がきちんと説明できなかったことは、有権者に批判、判断された結果なのではないでしょうか。

質問に入ります。

1点目の高齢者や交通弱者などの交通対策についてであります。谷川議員が同じような質問をされており、答弁を聞いておりましたので、ある程度の理解はできました。今まで何度となく質問、お願いをしてまいりました。本町の立地条件や高齢者率46%になっている状況に合った交通対策をどのように考えておるのか、答弁を求めます。

次に、2点目、人口減少や高齢化率が著しく進行しているが、高齢化対策はどのように進めておるのか。また、高齢化率が上昇している中で高齢者世帯はどれくらいあるのか、数字的な捉え方はできておるのか答弁を求めます。

次に、3項目め、防災対策として片貝漁港などに防潮堤の建設計画は構築されておりました。その後の進捗状況はどのようになっていますか。

先般県より片貝漁港の新規事業計画（案）が示されておりますが、その計画の中に防潮堤の建設計画は入っておりませんでした。町は防潮堤の建設計画は済んでいると捉えておるのか答弁を求めます。

次に、4点目として、海の駅の整備計画と運営状況についてであります。具体的に質問をとなっており、執行部には通告してありますので詳細に分けて質問をいたします。

①長きにわたり、ちびっこ広場にトイレの設置をお願いしてきました。前回の定例会では観光ビジョン政策の中に取り入れていくとの答弁でありましたが、具体的にどこで取り組んでいただくのか答弁を求めます。

②指定管理者選定方法について質問します。

公募で行ったとのことですが、何月何日から何月何日まで公募したのか答弁を求めます。

③説明会に4者しか来ていないのに、公募には5者が参加している。

○議長（中村義則君） 細田議員、申し訳ございません、③入っておりませんね。

○12番（細田一男君） ここの下を細かく聞くので。

○議長（中村義則君） じゃ、③じゃないですね。③じゃなくて2ですね。2の中で細かく話すということですよね。

○12番（細田一男君） 2の3、説明会に4者しか来ていないのに公募には5者が参加して

いる。応募をするには必要書類の提出を求められると思いますが、そういう説明するために説明会を開くのではないのでしょうか。その法人はどこでどの時点で必要書類の種類が分かったのでしょうか。

②の４、指定管理者選定審査会要領で開いたとのことですが、間違いありませんか。

あわせて、プレゼン方式で行ったとのことですが、全員協議会で説明資料として審査基準の集計表が配付されました。その審査結果を見ると、審査基準、審査項目、審査内容、採点法などに何点か理解に苦しむ点が見えました。採点法は５点法と１０点法と２通りでされています。なぜ２通りの方法を用いたのか、根拠と意図はどのようなになっているのか。

○議 長（中村義則君） 細田議員、一旦休憩させていただきます。

暫時休憩します。

（午前１０時５１分）

○議 長（中村義則君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時５２分）

○議 長（中村義則君） １２番、細田一男君。

○１２番（細田一男君） 指定管理者選定に漁業関係者は関与していると聞いておりますが、そのような事柄はあったのでしょうか。

全員協議会の説明の中で同僚議員から質問があり、町内の農家の皆さんが出店しており、処遇対応はどのようになりますかの質問答弁が、できる限り採用していただけるよう対応しますとの答弁であったと思いますが、間違いないのでしょうか。

本社を九十九里町に持ってきてくれればよいとの話が出ているのですが、応募した５者のうち３者は町外なのですが、審査会でそのような説明提示はされたのでしょうか。

以上、詳細に質問をいたしました。明瞭簡潔な答弁をお願いいたします。

なお、再質問は自席にて行います。

○議 長（中村義則君） 細田一男議員の質問に対する町当局の答弁を求めます。

町長、浅岡厚君。

（町長 浅岡 厚君 登壇）

○町 長（浅岡 厚君） それでは、細田一男議員の御質問にお答えいたします。

初めに、高齢者や交通弱者などの交通対策についての御質問にお答えいたします。

公共交通会議などを設けて対策に取り組むとのことでしたが、進捗状況はどのようになっていますかとの御質問ですが、本町では令和4年10月に法定協議会である九十九里町公共交通会議を設置し、公共交通の専門家や公共交通事業者、住民代表者などの意見を伺いながら、パブリックコメントを経て、本年2月に九十九里町地域公共交通計画を策定いたしました。

この計画では5つの方向性と18の取組が示されており、その取組の一つが町民の外出手段の効率的な確保であり、本町にとって買物や通院などの外出手段を確保することは、高齢者や交通弱者などの生活に直結する重要な課題として位置づけております。

この課題解決に向けた具体的な事業として、現在実施しているタクシー利用助成事業の利用者住所要件を、真亀丘地区及び作田丘地区のみから町全体に拡大することについて、去る11月8日に開催した公共交通会議において議論され、全会一致で賛同をいただくことができました。今後は令和7年度からの事業開始に向け、引き続き関係事業者との調整や課題解決について公共交通会議での議論を深めてまいりますので、議会の皆様の御支援をお願いいたします。

次に、人口減少や高齢化率が著しく進行しているが、高齢化対策はどのように進めているのかとの御質問にお答えいたします。

高齢化率が上昇している中で高齢者世帯がどれくらいあるのか、数値的な捉え方はできておりますかとの質問ですが、本町における65歳以上の世帯員のみで構成される高齢者世帯数につきましては、生活実態の把握を目的に、独り暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯調査を毎年町独自調査として実施しております。その調査によりますと、令和5年度の対象世帯数は2,586世帯であり、そのうち独り暮らしの高齢者単独世帯が1,524世帯となっております。

次に、防災対策として片貝漁港などに防潮堤の建設計画が構築されていましたが、その後の進捗状況はどのようになっているのかとの御質問にお答えいたします。

片貝漁港の新規事業計画（案）が県（銚子漁港事務所）より示されておりますが、その計画の中に防潮堤の建設は入っておりませんでした。町は防潮堤の建設計画は済んでいると捉えておりますかとの御質問ですが、県が示した片貝漁港の新規事業計画は、津波対策事業の機能保障としての泊地移転と水産流通基盤整備事業による拡張整備を同時に行うものです。これにより第1泊地については廃止をし、陸上施設として防潮堤整備を行うこととしております。

また、防潮堤の建設計画は漁港施設整備と並行して引き続き進めていくと聞いております。町としても津波対策事業の早期完成に向けて県に対し要望してまいります。

次に、海の駅周辺の整備計画と運営状況についての御質問にお答えいたします。

1点目のちびっこ広場にトイレの建設、設置を要望しており、前回の定例会では観光ビジョン政策の中に取り入れていくとの答弁がありました。その後の進捗状況はどのようになっていますかとの御質問ですが、トイレの整備につきましては令和6年3月に策定した観光振興ビジョンに取り入れておりますので、今後その計画に基づいて進めてまいります。

2点目の指定管理者の運用期間の更新が来年のため指定管理者を公募をかけて選定したとなっておりますが、選定方法の具体的な説明を求めますとの御質問ですが、令和7年3月31日をもっていわしの交流センターの指定期間が満了となることから、本年7月12日より町ホームページに募集要項等を公表いたしました。

その後、7月26日に施設概要説明会を実施、8月19日から9月13日までの期間で事業者を募集したところであります。募集した結果、5事業者の応募があり、第一次審査として書類審査を行った結果、5事業者とも問題がなかったことから、10月11日、指定管理者候補者選定審査会でプレゼンテーションを実施いたしました。

審査会の審査基準として、1つ目は、事業計画書の内容が町民の平等な利用を確保することができるものであるかとして5項目、2つ目は、事業計画書の内容が当該公の施設の効果を最大限に効果的に発揮するとともに、管理に係る経費の縮減が図られているかとして10項目、3つ目は、事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な能力を有しているかとして6項目、4つ目は、その他町長が別に定める事項として3項目、合計で24項目を審査項目としております。

審査会当日は、プレゼンテーションを20分、質疑応答に15分、有識者講評に5分のスケジュールで実施しております。

また、外部有識者として県内金融機関の支店長、県外郭団体で中小企業診断士の資格を持つ職員の2名に助言をいただきながら、12名の審査員が審査基準に沿って採点を行ったところです。

以上で細田一男議員からの御質問に対する答弁とさせていただきます。

○議 長（中村義則君） 12番、細田一男君。

○12番（細田一男君） ただいま町長よりるる詳細に御答弁をいただきました。ありがとうございました。

それでは再質問を行います。一問一答で行いますので、よろしくお願いをいたします。

1 点目、高齢者や交通弱者などの交通対策についてであります。今まで何回となく要望していた施策に対して的確に対応していただいていると受け止めました。引き続き高齢者や交通弱者が温かく力強い御支援が受けられますよう、政策推進に向けて努力していただけますようお願いをいたします。

2 点目、高齢化率が上昇する中での人口減少や高齢化率が著しく進行しているが、高齢化対策はどのようなになっているかの答弁について再質問いたします。

自治区内での高齢者世帯の把握はどのようなになっているのか、地域の災害対策にもつながることであり重要と考えるが、町の見解を伺います。

○議 長（中村義則君） 健康福祉課長、鶴岡正美君。

○健康福祉課長（鶴岡正美君） お答えをさせていただきます。

災害時に御自身では避難することが困難な高齢者等の避難には、自治区や民生委員、消防団員など地域の方々の支援が必要であり、地域にどのくらいの支援が必要な高齢者等がいるのか日頃から把握していただくことは大変重要なことであると認識をしております。

町では現在進めております高齢者等の災害時個別避難計画の作成を通じて、自治区などの支援者と地域の高齢者世帯の情報について共有を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解、御協力をお願いいたします。

以上です。

○議 長（中村義則君） 12番、細田一男君。

○12番（細田一男君） ただいま御答弁いただきました。

早急に高齢者等の災害時個別避難計画の推進に取り組んでいただけますようよろしくお願いをいたします。

次に、4 点目、海の駅の整備計画と運営状況の中に、長きにわたりちびっこ広場にトイレの設置をと対する答弁、ただいま町長から答弁ありました。令和6年の予算で設置していただけると答弁でありました。できる限り早く実施していただくようよろしくお願いをいたします。

○議 長（中村義則君） 細田議員、3 番の片貝漁港を抜かしていますけれども、よろしいでしょうか。

（「よろしくない」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） よろしくないですか。では先に3 番のほうを。3 番、片貝漁港の新

規事業計画のほうを先に。

- 12番（細田一男君） 戻りまして、3点目の片貝漁港の防潮堤の建設計画の答弁に対して、町は捉えておると、私は済んでいないと受け取っております。防潮堤の建設計画は県単事業でありますのでとの答弁が続いております。後に質問ができるような機会があれば、質問をさせていただきます。

指定管理者の選定方法についての質問に対する答弁に……。

- 議長（中村義則君） 暫時休憩します。

（午前11時09分）

- 議長（中村義則君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時09分）

- 議長（中村義則君） 12番、細田一男君。

- 12番（細田一男君） 海の駅の整備計画と運営状況の中のトイレの設置についての答弁ですが、令和6年の予算で設置していただけるとの答弁でありました。できる限り早く実施していただけますようよろしくお願いをいたします。

指定管理者選定方法についての質問ですが、その答弁に対し、7月12日から7月26日に実施したとの答弁でした。確認ができました。ありがとうございました。

説明会に4者しか来ていないのに公募には5者で、プレゼン方式で審査を行ったと。その結果が、審査会での審査の結果が出たと、それで理解ができましたので、指定管理者選定審査会要領で開いたとのことですが間違いありませんかは今の質問で理解できたということで。

指定管理者選定に漁業関係者が関与していると聞いておりますが、そのようなことがあったのでしょうかについて、ありませんとの答弁でありました。確認ができました。ありがとうございます。

（発言する者あり）

- 12番（細田一男君） まだ言っていない。

漁業関係者が関与していると聞いておりますが、そのような事柄はあったのでしょうか。

- 議長（中村義則君） 商工観光課長、古関保君。

- 商工観光課長（古関 保君） お答えさせていただきます。

そのような事実はございません。あくまでも選定審査につきましては、九十九里町指定管理者候補者選定審査会において厳正に審査を行っております。

以上です。

○議 長（中村義則君） 12番、細田一男君。

○12番（細田一男君） ただいまありませんとの答弁がありました。確認ができました。ありがとうございました。

全員協議会の説明の中で、同僚議員から質問があり、町内の農家の皆さんが出店しておりますが、処遇対応はどのようになっているか。

○議 長（中村義則君） これで3回目ですね。まとめなくて大丈夫でしょうか。

○12番（細田一男君） 処遇はどのようになっていますか、答弁を求めます。

（発言する者あり）

○議 長（中村義則君） 細田議員、もうこれ質問3回目になっちゃうので、まとめて質問してもらっていいですか、まだあるなら。

○12番（細田一男君） まとめて……一問一答でしょう。

○議 長（中村義則君） 暫時休憩します。

（午前11時14分）

○議 長（中村義則君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時14分）

○議 長（中村義則君） 12番、細田一男君。

○12番（細田一男君） 本社を九十九里町に持ってくればよいとの話が出ている中で、応募した5者のうち3者が町外なのですが、審査会でそのような説明提示はされたのでしょうか。なぜ……。

（発言する者あり）

○議 長（中村義則君） 暫時休憩します。

（午前11時15分）

○議 長（中村義則君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11 時 16 分)

○議長（中村義則君） 12番、細田一男君。

○12番（細田一男君） 再質問を行います。

全員協議会の説明の中で同僚議員から質問があり、町内の農家の皆さんが出店しておりますが、処遇対応はどのようになっておりますかの質問答弁が、できる限り採用していただけるよう対応しますとの答弁であったのですが、間違いないでしょうか。

本社を九十九里町に持ってくればよいとの話が出ているのですが、応募した5者のうち3者が町外なのですが、審査会でそのような説明提示はされたのでしょうか。なぜしていないのにそのような話が出たのでしょうか。九十九里町に本社を移転させれば、九十九里町に法人税として税収になるからですか。答弁を求めます。

○議長（中村義則君） 商工観光課長、古関保君。

○商工観光課長（古関 保君） お答えさせていただきます。

全員協議会の中の説明については、なるべくという発言をしてしまったことについては訂正をさせていただきます。

なお、町内の出荷者が引き続き出荷できるよう引き継いでいただけるということで確認は取れております。

2点目の本社に持ってくればよいのではという話があったとのことですが、そういう事実はなく、私たちもそれは知りません。10月11日の審査会において、プレゼンテーションでの質疑の際、委員より支店等の設置や法人登録についてはどう考えているかと質問に対し、町外の3者とも選定された際には、本町に営業所もしくは支店を設置するといった回答をいただいております。

以上です。

○議長（中村義則君） 12番、細田一男君。

○12番（細田一男君） 先ほどの農家の皆さんの待遇については確認ができていると、ありがとうございます。

その下の本社を九十九里町にもというのも審査会でやったかどうか、それやったのかどうか。

○議長（中村義則君） 質問できませんよ。

○12番（細田一男君） なぜ必要ないのにそのような話が出たのでしょうか。九十九里町に本社を移転させれば法人税との答弁に対して、本社か営業所を九十九里町に持ってくると、そういう話は聞いていないということなのですが、ある課長さんに説明を伺ったときには、豊海保育園の無償貸付けがありましたよね。そのときに業者に対して本社を九十九里町に移転してくれるんですかと条件を出したと。それでこういう公募等の取り入れのときにはそういうことをやりましたという説明を受けたんだけど、それ間違いかな。

○議長（中村義則君） 細田議員、もう説明はできませんので、まとめていただきたいと思います。

○12番（細田一男君） 回数が来たということなので、10日の議案審議の中で、また質問させていただきます。終わります。

◎休会の件

○議長（中村義則君） 日程第2、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

12月9日は議案調査のため休会としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（中村義則君） 異議なしと認めます。

よって、12月9日は休会とすることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（中村義則君） 本日の日程はこれをもって終了いたしました。

12月10日は定刻より会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

散 会 午前11時21分

令和 6 年第 4 回九十九里町議会定例会会議録（第 3 号）

令和 6 年 1 2 月 1 0 日（火曜日）

令和6年第4回九十九里町議会定例会

議 事 日 程 （第3号）

令和6年12月10日（火）午前9時30分開議

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 議案第 1号 令和6年度九十九里町一般会計補正予算（第6号）

議案第 2号 令和6年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第 3号 令和6年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第 4号 令和6年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第 5号 令和6年度九十九里町ガス事業会計補正予算（第2号）

日程第 3 議案第 6号 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 7号 九十九里町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 4 議案第 8号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第 5 議案第 9号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

日程第 6 議案第10号 指定管理者の指定について

日程第 7 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて

日程第 8 請願第 3号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願書

追加日程第1 議案第11号 令和6年度九十九里町一般会計補正予算（第7号）

出席議員 （14名）

1番 小野谷 元 伸 君

2番 阿 井 賢 一 君

3番 松 井 由美子 君

4番 西 村 み ほ 君

5 番	小 川 浩 安 君	6 番	原 田 教 光 君
7 番	鎗 田 貴 俊 君	8 番	中 村 義 則 君
9 番	古 川 徹 君	1 0 番	内 山 菊 敏 君
1 1 番	善 塔 道 代 君	1 2 番	細 田 一 男 君
1 3 番	高 橋 功 君	1 4 番	谷 川 優 子 君

欠 席 議 員 （なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	浅 岡 厚 君	副 町 長	藤 原 慎 君
教 育 長	鈴 木 弘 君	総 務 課 長	篠 崎 英 行 君
企画政策課長	羽 斗 伸 一 君	財 政 課 長	鈴 木 桂 君
税 務 課 長	川 島 常 嗣 君	住 民 課 長	古 川 紀 行 君
健康福祉課長	鶴 岡 正 美 君	社会福祉課長	鵜 澤 康 子 君
農林水産課長	作 田 延 保 君	商工観光課長	古 関 保 君
まちづくり 課 長	麻 生 雅 弘 君	会 計 管 理 者	小 森 克 彦 君
ガス課長補佐	平 井 豊 君	教 育 委 員 会 事 務 局 会 長	鎗 田 貴 賜 君
教 育 委 員 会 事 務 局 主 幹	中 村 勝 君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	木 原 隆 行 君	書 記	鈴 木 克 奈 君
---------	-----------	-----	-----------

◎開議の宣告

開 議 午後 9 時 3 0 分

○議 長（中村義則君） ただいまの出席議員数は全員です。

これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議 長（中村義則君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎諸般の報告

○議 長（中村義則君） 日程第 1、諸般の報告をいたします。

町長より、本定例会の説明者について、ガス課長、山口義則君が都合により本日の会議を欠席するため、ガス課長補佐、平井豊君が代理出席する旨通知がありましたので御了承願います。

次に、執行部から発言訂正の申出があり、議長においてこれを許可いたしましたので、お手元に配付の印刷物によって報告をいたします。

次に、文教民生常任委員会委員長より委員会審査報告書の提出があり、これを受理いたしました。

◎日程第 2 議案第 1 号 令和 6 年度九十九里町一般会計補正予算（第 6 号）

議案第 2 号 令和 6 年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 3 号 令和 6 年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 4 号 令和 6 年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 5 号 令和 6 年度九十九里町ガス事業会計補正予算（第 2 号）

○議 長（中村義則君） 日程第 2、議案第 1 号 令和 6 年度九十九里町一般会計補正予算（第 6 号）、議案第 2 号 令和 6 年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 3 号 令和 6 年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 4 号 令和 6 年度九十九里町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 5 号 令和 6 年度

九十九里町ガス事業会計補正予算（第2号）を一括議題といたします。

議案第1号から議案第5号までについて、順次提案理由の説明を求めます。

財政課長、鈴木桂君。

（提案理由説明）

○議 長（中村義則君） 住民課長、古川紀行君。

（提案理由説明）

○議 長（中村義則君） 健康福祉課長、鶴岡正美君。

（提案理由説明）

○議 長（中村義則君） ガス課長補佐、平井豊君。

（提案理由説明）

○議 長（中村義則君） これより質疑を行います。

質疑は分割して行います。初めに、一般会計補正予算について質疑を行います。次に、特別会計補正予算及び事業会計補正予算について質疑を行います。

ただし、質疑の内容が各議案に関連する場合はこれを許します。

これより一般会計補正予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 14番、谷川です。

2点ほど、ちょっとお伺いしたいと思います。

9ページの款16県支出金が1,756万3,000円というふうに負担金が増えている。その中の障害者自立支援給付金だとか、あと障害者自立支援費等、訓練給付費653万とか、やっぱり使われる障害者の対象というか、どのくらい増えているのか、分かれば教えてください。

それと、10ページの款18寄附金、農林水産業費寄附金の中で、この花・みどりによる環境づくり159万1,000円というお金が出ているんですけども、これが具体的にどのように使われているのかお答えください。

○議 長（中村義則君） 社会福祉課長、鶴澤康子君。

○社会福祉課長（鶴澤康子君） 私からは、9ページの県負担金、1節社会福祉費負担金の増額の件についてお答えさせていただきます。

今回の補正につきましては、人数というよりもサービスの単価、報酬単価が改定になったことによるものになります。特に重度障害者支援加算が拡充されたこと、また、生活介護や

サービスなどの利用量ですね、利用する量、人数ではなくてサービス量が増えたことによる増額となっておりますので御理解のほどお願いいたします。

○議 長（中村義則君） 農林水産課長、作田延保君。

○農林水産課長（作田延保君） それでは、私からは10ページ、花・みどりによる環境づくりに対する指定寄附金159万1,000円についてお答えをさせていただきます。

この原資となりますものが令和6年3月に九十九里町産業振興会議、かつて元旦祭等に大鏡餅を作っていた団体でございます。これが解散するに当たりまして、残余金として159万円の処分方法について宮島池の整備に使用するという事で、全額町に寄附することを議決したということでございまして、この受入れに対して歳出でございしますが、13ページ、5款農林水産業費、2項林業費、この中でみどりの基金積立金159万1,000円、同額を一旦基金へ積立てをいたします。

さらになんですが、10ページにお戻りいただきまして、みどりの基金繰入金30万7,000円、同様に、またすみません、13ページをお願いいたします。5款1項5目農地費、この中の10節の需用費消耗品費で29万3,000円、11節の役務費、その他保険料で1万4,000円、これ合計いたしますと30万7,000円、繰入金と同額になります。この金額を活用いたしまして宮島池に桜を植樹するということになります。

なお、基金の残がまだあるかと思いますが、これは後年度、また植栽等々で活用させていただくことになろうかと思えます。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） 最初の質問は大体分かりました。単価が上がったということで、人数が増えているわけじゃないと。

この花・みどりによる環境づくりに対する指定寄附金なんですけれども、宮島池の桜の植樹にということなんですけれども、ただ、私たち身近な婦人会や何かの方見ていると、産業道路を一生懸命、夏でも汗をかきながら草を取ったり、花植えをしたりしてくれている。あそこは県の、もともと産業道路だから県の管轄かもしれませんが、やっぱりそういう婦人会の人たちにもそういった支援というのができるように、何とかしてあげてほしい。そのお金が使えるならやってほしいと思うんですけれども、どうでしょうか。法的に例えばできませんというならしょうがないですけれども。

○議 長（中村義則君） 農林水産課長、作田延保君。

○農林水産課長（作田延保君） 基金の使途でございますが、これは産業経済振興会が解散するときに宮島池の整備をするに当たりということで、詳細を確認したところ、桜が寂しいので植樹をしてほしいというような内容でございましたので、使途につきましては宮島池ということで限定させていただいております。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 14番、谷川優子君。

○14番（谷川優子君） そうすると、この寄附金は宮島池の植樹以外は使えないという解釈でいいんですかね。

○議 長（中村義則君） 農林水産課長、作田延保君。

○農林水産課長（作田延保君） 御寄附いただきました159万円につきましては、おっしゃるとおりでございます。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） 11番、善塔です。

13ページ、6款商工費、3目観光費、14節工事請負費、九十九里ビーチタワーの改修工事なんですけれども、今年度無理ということなので、来年度のいつ頃完成予定になっているのかお聞かせください。

○議 長（中村義則君） 商工観光課長、古関保君。

○商工観光課長（古関 保君） お答えさせていただきます。

来年1月に選定審査会を終えまして、できれば2月の契約、標準工期を4か月見まして6月の末までには完成予定となっております。

以上です。

○議 長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） 6月末ということは、夏に向けてやってくださるということですよ。できれば本当はゴールデンウィークまでにはできればいいなと思っていたんですけれども、なかなか難しい改修工事になっているのかなと思っています。

前にスポットライトをやっていたんですけれども、それもまた含めてやるのか、またイルミネーションとかも考えているのか、ちょっとお聞かせください。

○議 長（中村義則君） 商工観光課長、古関保君。

○商工観光課長（古関 保君） 今回の工事につきましては、イルミネーション、そういうものではなくて、展望台に木質の樹脂ベンチ、こちらのほうを高さ40cm、長さ約2 m、それを4つつなげて展望台のほうに設置するというようなことを考えております。

以上です。

○議 長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） 観光のパンフレットなんかもそのまま載ったままになっているので、やはり九十九里町のシンボルマークのタワーなので、なるべく早くの完成を望んでおりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○議 長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

9番、古川徹君。

○9番（古川 徹君） 9番、古川徹です。

3点ほどお聞きします。

歳出のほうで12ページ、2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、17節備品購入費、イージーシステムパネル24万9,000円、これは先ほど持ち運び可能なバックパネルというような御説明があったと思いますけれども、これ持ち運び可能ということで、金額も金額なので、どのような大きさなのか、そのサイズをちょっとお聞きしたいのと、あの形式ね。

あと、その下、18節負担金補助及び交付金、地区コミュニティ環境施設整備事業補助金12万円、屋形地区ということでございましたけれども、この環境施設整備の内容を教えてください。

次に、今ほどありましたように、私も10ページの18款寄附金、1項寄附金、4目農林水産業費寄附金、1節の農林水産業費寄附金の159万1,000円でございますけれども、これ桜の木を植樹ということで指定を受けて宮島に植樹していくというようなお話がありましたけれども、そのほかのことというものでは宮島に関することでは使えないのでしょうか。

例えばベンチが傷んでいるとかいろいろあるんですけれども、そういったところの活用というものはできないものなんでしょうか。全て桜の植樹をしなきゃいけないのか、そしてその桜の植樹はどのように行われるのか、どのような形で行われるのか御答弁をください。

以上です。

○議 長（中村義則君） 企画政策課長、羽斗伸一君。

○企画政策課長（羽斗伸一君） 私のほうからは、12ページ、2款1項6目企画費の1点目、

17節、イーजीシステムパネルについてお答えをさせていただきます。こちらにつきましては、大きさは幅が3.7m、高さが2.3mのものの購入を予定してございます。

2つ目の御質問、18節負担金補助及び交付金の地区コミュニティ環境施設整備事業補助金12万円でございますが、こちらのほうは屋形区民会館のシャッターが腐食をしてございます。こちらの修繕に対して補助を行うものでございます。補助の割合は3分の1となっておりまして、御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 農林水産課長、作田延保君。

○農林水産課長（作田延保君） それでは、私からは寄附金の159万1,000円の御質問にお答えさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、当初この使途につきましてはベンチの修繕等々も視野に入れてございました。しかしながら、寄附者と協議を重ねる中で、まず桜が寂しいということもあり、さらに全額一気に使い切れないということもありまして、一旦基金に全部積み立てようという話になり、基金の目的を申し上げますと、町民と行政が一体となって貴重な緑の保全を図り、緑豊かな郷土を形成するといった目的がございまして、その目的に即して、さらには宮島池といった目的に合わせて活用を考えてございます。

今年度なんですが、ボランティアさん、今さくらの会というものを立ち上げているようでございます。構成が公園の日常管理をしているヘラブナの会、それから、ため池の機能管理をしている片貝環境保全会、それから桜フェスティバルを観光協会と共催してございましてNPO法人コネクト99、こういった方々がさくらの会というものを構成いたしました。その方々がまずは自分たちの手でソメイヨシノを2月に試験的に10本程度植栽をし、3月ないし4月の開花状況によって翌年度の植栽を検討するというところでございます。

また、全額使い切れないというようであれば、宮島池、今後も樹木の管理等々が必要になるものと考えてございますので、そういったところで活用させていただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（中村義則君） 9番、古川徹君。

○9番（古川 徹君） 古川です。

まず、イーजीシステムパネルですね、そこらいきます。

3.7の2.3と言いましたね。結構24万9,000円という金額でありましたので、私が調べると

6 mの2.3で15万ぐらいなんです。金額も金額なのでこういったパネルなのかなと。自動式で、こうやってピッとボタン押せば上がるようなものなのかなと、そのようなことも考えたんですけども、そのようなことはないということです。手動でやる分ですね、あくまでも。分かりました。

屋形地区でシャッターが壊れたということで、これは3分の1が補助されると。どこの地区が何かあっても、そのような形で補修がある場合には補助されるということで間違いないですよ。そこをちょっと確認したいんです。シャッターだけに補助が出るのか、そういうものじゃないですよ。修繕として3分の1は、例えば公民館だとか、そういったものに補修されるに当たって補助されるという認識でよろしいでしょうか。その再確認したいと思います。

一気に言ったほうがいいですか。

○議長（中村義則君） もう一つ。

○9番（古川 徹君） 宮島の桜の木、10本程度植えていくと。今後年度を分けてどんどん増やしていくというようなお話もありましたけれども、全部使い切れないときには、ほかの緑に関わる植木等に使っていこうかなと考えていると。あくまでも緑に関わる問題しか使えないということですよ。指定がされているということでよろしいでしょうか。よろしいですか。それについてもう一回お願いします。

○議長（中村義則君） 企画政策課長、羽斗伸一君。

○企画政策課長（羽斗伸一君） 私のほうからお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、修繕に対しましてはシャッターのみではございません。屋根、外壁等、修繕が必要になった場合にはこちらを補助するという形になってございます。修繕につきましては3分の1で、補助上限額を200万と定めてございます。

ただ、お気をつけいただきたい部分がございます、本町におきましては神社の一部を公民館として御利用になっていらっしゃる自治区もございます。こういった部分については政教分離の観点から、神社公民館については補助対象外としてございますので、その点だけ御留意いただければというふうに思います。

もし修繕が必要な自治区ございましたら、事業に取りかかった後では補助ができませんので、事前の申請が必要になります。毎年4月の自治区の総会のときにお知らせをさせていただきますが、議員の皆様方もお近くでそういうようなお声を聞いたときは、企画政策課のほうに一言お声をかけいただければというふうに思います。よろしくをお願いします。

以上です。

○議 長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 質疑なしと認めます。

これで一般会計補正予算の質疑を終わります。

続いて、特別会計補正予算及び事業会計補正予算について質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 質疑なしと認めます。

これで特別会計補正予算及び事業会計補正予算の質疑を終わります。

これより一般会計補正予算、特別会計補正予算及び事業会計補正予算の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

採決は各議案ごとに行います。

議案第1号の採決をいたします。

議案第1号 令和6年度九十九里町一般会計補正予算（第6号）を原案のとおり決すること
に賛成の諸君の起立を求めます。

（起 立 全 員）

○議 長（中村義則君） 起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号の採決をいたします。

議案第2号 令和6年度九十九里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を原案のと

おり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(中村義則君) 起立多数であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号の採決をいたします。

議案第3号 令和6年度九十九里町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(中村義則君) 起立多数であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号の採決をいたします。

議案第4号 令和6年度九十九里町介護保険特別会計補正予算(第2号)を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(中村義則君) 起立多数であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号の採決をいたします。

議案第5号 令和6年度九十九里町ガス事業会計補正予算(第2号)を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(中村義則君) 起立全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。再開は10時35分です。

(午前10時24分)

○議長(中村義則君) これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時33分)

◎日程第3 議案第6号 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の

一部を改正する条例の制定について

議案第 7 号 九十九里町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の

一部を改正する条例の制定について

○議 長（中村義則君） 日程第 3、議案第 6 号 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 7 号 九十九里町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを一括議題といたします。

議案第 6 号、議案第 7 号について順次提案理由の説明を求めます。

総務課長、篠崎英行君。

（提案理由説明）

○議 長（中村義則君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

採決は各議案ごとに行います。

議案第 6 号の採決をいたします。

議案第 6 号 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(中村義則君) 起立全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号の採決をいたします。

議案第7号 九十九里町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(中村義則君) 起立全員であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第8号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例の制定について

○議長(中村義則君) 日程第4、議案第8号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案第8号について提案理由の説明を求めます。

総務課長、篠崎英行君。

(提案理由説明)

○議長(中村義則君) これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(中村義則君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(中村義則君) 討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議 長（中村義則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第 8 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起 立 全 員）

○議 長（中村義則君） 起立全員であります。

よって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 5 議案第 9 号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

○議 長（中村義則君） 日程第 5、議案第 9 号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

議案第 9 号について提案理由の説明を求めます。

総務課長、篠崎英行君。

（提案理由説明）

○議 長（中村義則君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（中村義則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第9号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合規約の変更に関する協議についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（中村義則君） 起立全員であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第10号 指定管理者の指定について

○議長（中村義則君） 日程第6、議案第10号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

議案第10号について提案理由の説明を求めます。

商工観光課長、古関保君。

（提案理由説明）

○議長（中村義則君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番、小野谷元伸君。

○1番（小野谷元伸君） 1番、小野谷です。

町指定管理者候補者選定審査会の集計表の項目についてですが、3点お伺いいたします。

1点目、集計表の⑨安定的な運営が可能となる財政的基盤、団体の財政状況は健全かの点数についてですが、60点満点中38点と低いですが、今後の運営は大丈夫か。

2点目、集計表の⑩類似施設の運営実績、実績からして本件を良好に管理運営できる可能性はどうかの点数ですが、こちらも60点満点中14点と点数がかなり低いですが、適切に管理運営できるのか。

3点目、集計表の⑫地域貢献の取組内容は適切かの点数ですが、120点中100点となっておりますが、この企業はどのような地域貢献を行っているか、具体的にどのようなことをしているのか、詳細に説明していただきたいので町当局の明快な回答を求めます。よろしくお願

いします。

○議 長（中村義則君） 暫時休憩します。

（午前 10 時 50 分）

○議 長（中村義則君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10 時 51 分）

○議 長（中村義則君） 商工観光課長、古関保君。

○商工観光課長（古関 保君） お答えさせていただきます。

先ほどの 1 点目、2 点目、こちらにつきましては審査会の中で有識者の方々、そういう方から貴重な意見をいただきまして、その辺については問題ないということで確認を取らせていただいておりますので、そういう回答をさせていただきたいと思います。

3 点目、地域貢献、こちらについてはこれからの実施事業、そういうものを行った今後の観光の入り込み、そういうものを確認しながら地域貢献、そういうものに伝わってくるのかなということでちょっと回答させていただきたいと思います。

以上です。

○議 長（中村義則君） 1 番、小野谷元伸君。

○1 番（小野谷元伸君） 小野谷です。

どのような点が評価につながったのか、町当局の明快な回答を求めます。

○議 長（中村義則君） 商工観光課長、古関保君。

○商工観光課長（古関 保君） お答えさせていただきます。

今回の指定管理の選定に際しましては、いわしの交流センターが観光の魅力を発信する拠点としてより機能を発揮することを主眼に審査を行っております。リピーターはもとより新たな来館者の開拓につながるようなイベントや観光客誘致、そういうものを審査した結果、この業者が選定されたというような回答となります。

○議 長（中村義則君） 1 番、小野谷元伸君。

○1 番（小野谷元伸君） 御説明ありがとうございました。終わります。

○議 長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

11 番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） 11番、善塔です。

私もちっと集計表からなんですけれども、この集計表を見て、今回選定したこの団体の点数がかなり高く評価されていますけれども、この団体にどんな魅力があったのかお聞かせください。

もう1点、2点質問します。もう1点は、1階、2階の出店、出品者及び1階直売コーナーの従業員は令和7年度からどうなるのか、この2点お聞かせください。

○議長（中村義則君） 商工観光課長、古関保君。

○商工観光課長（古関 保君） 先ほど小野谷議員のほうから言われたことで重複してしましますが、今回の指定管理の選定については、いわしの交流センターが観光の魅力を発信する拠点としてより機能を発揮することを主眼に審査を行っております。

リピーターはもとより新たな来館者の開拓につながるようなイベントや観光客誘致、特産品の確保やブランド力の向上、情報発信力の強化など各施策の取組はどうか、また、民間の創意工夫を生かした経費削減効果として指定管理料の提案などについて、審査基準に基づき審査を行った結果、本事業者の提案が指定管理者候補者の選定につながったものであります。

2点目の質問につきましては、現在1階の直売コーナーに出店いただいている生産者の方々につきましては、引き続き出店できるよう引き継いでいると伺っております。2階フードコートの出店者の方々につきましては、継続出店についての意向を確認していただけるとのことです。

また、1階直売コーナーの従業員の方々につきましては、継続雇用の希望を確認した上で、町民優先で雇用していただけると伺っております。

以上です。

○議長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） ありがとうございます。

魅力ってここというのがないというのか、一言では言えないということですよ。いろんなことを考えて、イベントや観光客誘致、またブランド力の向上とかも入れたり、情報発信のこととかの取組ということからと、民間の創意工夫を生かした経費削減効果として指定管理料の提案などが今回の指定管理者の候補者に結ばれていったのかなと思います。本当にイベントを多くやっていただくということが必要だと思うんですけれども、その点よろしくお願ひしたいと思います。

ちよっと再質問ですけれども、2点目の質問で、この2階のフードコートですが、もしも

ですよ、1店舗でも撤収した場合、新たに募集をかけたり、また改修工事などで一旦閉鎖することに、閉鎖というか、閉めることになる時期があると思うんですけども、そうすると、そのところがどのようになっていくのかというか、オープンが遅くなっていくんじゃないかと思うんですけども、そういう点、ちょっと分かる範囲で教えていただきたいと思います。

○議長（中村義則君） 商工観光課長、古関保君。

○商工観光課長（古関 保君） お答えさせていただきます。

仮に2階のフードコートの出店者について出店取りやめの意向が例えば出された場合、そこについてはお客様に御迷惑をおかけすることを避けるためにも、交流センター全体の営業は継続していきます。その上で必要な改修等がある場合については、4月中に新たな出店者に営業を開始いただきたいという意向で伺っております。

以上です。

○議長（中村義則君） 11番、善塔道代君。

○11番（善塔道代君） いずれにしても来店者、せっかく来てくださる方たちには本当に迷惑はかけないようにしていただきたいと思うし、今私も平日買物にも行くんですけども、平日でも来てくださっているお客様もいますので、しっかりと計画を立てて、にぎわいと活気ある、一言で言うと海の駅を目指していただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

6番、原田教光君。

○6番（原田教光君） 6番、原田でございます。

町のそれこそ重要な財産をいかに運用するか、重要な課題であります。そこで1点お聞きいたします。

現指定管理者と今回の提案されております指定管理者との委託金及び利益金、いわゆる町に収入を得る金額、その実績、計画について比較の説明を求めたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（中村義則君） 暫時休憩します。

（午前10時59分）

○議長（中村義則君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11 時 01 分)

○議 長（中村義則君） 商工観光課長、古関保君。

○商工観光課長（古関 保君） お答えさせていただきます。

本年度の指定管理料につきましては250万円になっています。来年度の指定管理料の町のほうで予算を組んでいるものは371万円。ただ、今回の指定管理料の、クリエイティブエイトのほうから指定管理料の提案があったのが190万円というような形で、結構な低い数値で言われております。

また、利益還元につきましては、クリエイティブエイトから提案があったものについては、余剰金額、そちらのほうを目標額を超えた差し引いた30%、そういうことで提案のほうをいただいております。歳入から歳出を引いた、さらに目標額を設定した30%を利益還元金として提案いただいております。

以上です。

○議 長（中村義則君） 6 番、原田教光君。

○6 番（原田教光君） これは単年度ではなくして今までの実績、5 年間の実績、あるいは今回は新しい業者の関係が出ていますけれども、その予定数字と比較するのは難しいかと思えますけれども、委託金についてはもう確定してあるわけでありまして、これからの余剰金の計画、これについてもこの間頂いた冊子の中にはあったと思えますけれども、それについての比較をしてみたいと思いますが、いかがですか。

いわゆる 5 年間の今までの実績がありますね。これから 5 年間、今度新しいところに貸し出すということになったときに、どのくらいの、まだあくまで予定だと思えますけれども、どういう計画が示されているのかと。町としてはどれだけの利益があるのかということと比較としてお尋ねをしたいというふうに思います。

○議 長（中村義則君） 副町長、藤原慎君。

○副町長（藤原 慎君） 原田議員の還元金に関する比較についての御質問にお答えいたします。

現在指定管理を行っている事業者の還元金の実績でございます。これは令和 2 年から令和 5 年でございますが、決算値で合計いたしまして502万3,213円となっております。

今回指定管理となる団体として御提案させていただいている団体の事業計画書によりますと、5 年間で税込みで1,582万9,800円という計画となっております。

以上でございます。

○議 長（中村義則君） 6 番、原田教光君。

○6 番（原田教光君） ありがとうございます。

そこでもう 1 問だけ。あくまでもそれは計画だと思いますけれども、計画が著しく下がったということの場合に、町としてはどのような対応を考えているのか、そのことだけ一つお聞きしたいと思います。

○議 長（中村義則君） 商工観光課長、古関保君。

○商工観光課長（古関 保君） お答えさせていただきます。

町からの指定管理料を、今後赤字が出たからといって、そういうものの追加はございません。あくまでも事業者のほうの計画、そういうイベント等、そういう収入を得ながら事業のほうの運営、そういうものを図っていくということで、利益還元につきましてはそういうものを、とにかく人を集めるようなイベント、そういうものをしていただきながら利益の還元に努めていただくようにお願いしたいと思います。

以上です。

○議 長（中村義則君） 6 番、原田教光君。

○6 番（原田教光君） 私は、あくまでこれから新しい業者が計画として予定を立てるということの中で、恐らくそういったものも含めた中で今回審議されたと思うんですね。それが大幅に、いや当初の計画と随分違ったよというときには、町としていかがするんですかというお尋ねです。

○議 長（中村義則君） 原田議員、最後の質問でいいですか、それ。

○6 番（原田教光君） 結構です。

○議 長（中村義則君） 商工観光課長、古関保君。

○商工観光課長（古関 保君） お答えさせていただきます。

あくまでも 5 年の計画を事業者のほうから立てていただいておりますので、その計画について、その計画どおり事業のほうを遂行していただけるように、こちらからとしてはお願いをしながら事業を運営していきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いします。

○議 長（中村義則君） ほかに質疑ありますか。

12 番、細田一男君。

○12 番（細田一男君） 12 番、細田です。

質問に入る前に、この場をお借りいたしまして一言おわびを申し上げます。

12月6日に開催された定例会の一般質問の質疑の中で、支離滅裂な発言をし、執行部の皆様や議員の皆様に不愉快な思いを感じさせてしまったり、御迷惑をおかけしてしまったことに対し心からおわびを申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

それでは質問に入ります。

私は指定管理者選定方法を問いているのではありません。行政運営の在り方を聞いております。今回の指定管理者の選定に当たり、本社を九十九里町に移転するかしないかは法人税の問題だと思います。

指定管理者業務を行ってくれる法人が九十九里町に本社があれば、法人税は九十九里町の税収となります。法人税は国税です。町は法人税として国に納めます。県も法人税は国に納めます。国はそれぞれの自治体が納めた税額の総額を基準値とし、案分して法人県民税、法人町民税としてそれぞれの自治体に交付します。その交付金が町の財源の一部となります。税収を求めるにはそういう行政運営をしなければ、町の振興、経済の活性化は図れないのではないのでしょうか。

この指定管理者候補者は、指定管理者手数料の売上げ利益を本社に入金し、本社のある市に法人税を納付します。町には税としては1円も納付されません。今回の指定管理者選定はそのような処置がなされていないと思いますが、町の見解をお伺いいたします。

○議長（中村義則君） 商工観光課長、古関保君。

○商工観光課長（古関 保君） お答えさせていただきます。

10月11日の審査会におきまして、プレゼンテーションでの質疑の際、委員より支店等の設置や法人登録についてはどう考えているかというような質問に対しまして、選定された際には本町に営業所もしくは支店を設置していただくと。今後、法人町民税や例えば固定資産税、そういうものが見込まれるといったような回答をさせていただきます。

以上です。

○議長（中村義則君） 12番、細田一男君。

○12番（細田一男君） 課長、それは違うんじゃないですか。

本社であるこの指定管理者は、公募で応募して、プレゼンの結果、審査の結果、この業者に決まったと。決まった後に今度は支店を持ってくるとか営業所を持ってくるとするのは、それ話が違うんじゃないですか。最初は営業所はこっちに来てプレゼンに応募すればいいんだけど、後づけじゃないですか、それ。

○議 長（中村義則君） 商工観光課長、古関保君。

○商工観光課長（古関 保君） お答えさせていただきます。

指定管理者募集要項につきましては、地域要件といったものは設定しておりません。あくまでも法人、その他の団体またはグループ、そういうものが条件ということで、本社が九十九里町にある、なし、そういうような条件は募集要項の中で設定しておりませんので、よろしく願いいたします。

○議 長（中村義則君） 12番、細田一男君。

○12番（細田一男君） 12番、細田です。

○議 長（中村義則君） 細田議員、これ3回目になっちゃうので、言いたい質問があれば、またまとめて質問してください。

○12番（細田一男君） プレゼンのやるときにはそういう案はないと。それで今度はそういう営業所を持ってくるというのは違うんじゃないですかと聞いているんですよ。

○議 長（中村義則君） いいですか。そこだけでよろしいですか、質問。質問そこだけ。

○12番（細田一男君） まだあるけれども。

○議 長（中村義則君） そのまままとめて言っちゃってください。

○12番（細田一男君） 商業集積、道の駅は町が税収を求めようとして設置したのよ。その税収が町に返ってくればいいけれども、先ほどもあったけれども、指定管理者をやっていたいて、上がりの諸経費を払った純利益の何%かは町に残すと。残りの70%か75%はこの会社は本社へ持っていっちゃうんだよ。ということは、あの施設を第三者に提供しているんじゃないですか、そういう考え方になりませんか。

○議 長（中村義則君） 商工観光課長、古関保君。

○商工観光課長（古関 保君） お答えさせていただきます。

先ほども言ったように、条件にはありませんが、少しでも町のためになればと思い、プレゼンテーションの中で確認を行ったことであります。

また、利益があった場合については、その次の年の事業運営として、その辺については運用していくというような認識をしております。

また、利益の一部が町外へ出てしまうと、これについては町外の事業者の方が運営することによって、どこの事業者さんも同じような条件になると思いますので、そういう回答をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議 長（中村義則君） 細田議員、まとめになりますよ。

12番、細田一男君。

○12番（細田一男君） 12番、細田です。

この後にもまた反対討論を行いますけれども、私にはとても理解のできない指定管理者の選定だと思います。

○議 長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

12番、細田一男君。

○12番（細田一男君） 細田一男です。

本議案に対し、反対討論を行います。

今回の指定管理者選定は、行政運営を行う上で大きなマイナスです。税収財源の求め方は根拠が大きくかけ離れております。地場産業の育成や産業の構築、経済の活性化などを唱えておりながら、逆方向な行政運営になっております。

いわしの交流センターは、商工会が指定管理者としてスタートしました。3年半が経過したとき、商工会が不祥事を起こしました。当時の会長は理事会にもかけず、個人の判断で指定管理者を降りてしまいました。町長に口頭で申し入れ、管理者である当時の町長はそれを認めてしまいました。町長の管理ミスが問われると思います。

商工会が指定管理者を降りてしまい、町に赤信号がともり、町は観光公社に助け船を出し、観光公社に救われました。その観光公社は本社が九十九里町にあり、飲食事業を行っており、食材などは地元の法人から仕入れており、当然その法人は法人税を町に納税します。観光公社は本社を千葉市に移転すれば、法人税は千葉市に納付されます。

ましてや物品を納入している法人やメンテナンスを請け負っている法人を町外に変えると、今まで納品などを行っていた法人は売上げが大きく減少し、かなりの痛手を被るのではありませんか。ましてや納入業者を町外に変えると、法人税は町以外の市町に納付されます。町営ガスも大量に使用しており、プロパンガスや電化方式に変えたりしたら、町営ガスの売上

げも大きく減少すると思います。町にとっては大きな税の減収になるのではないのでしょうか。

観光公社と地元の法人は共存共栄で町の産業を育てており、本社が町内にある法人が指定管理者業務を請け負えば双方で法人税を納めます。それが経済の活性化ではないのでしょうか。町内に本社がない法人が指定管理者業務を請け負うと、指定管理者手数料の収入利益はそっくり本社の入金となり、本社のある市に法人税として納付されます。本町には税としては1円も納付されません。そのような行政運営でよろしいのでしょうか。

私は行政運営がきちんと正しく行われておるのかを説いています。行政運営が逆方向を向いていることが反対討論の起因です。

以上の観点から反対討論とします。

○議 長（中村義則君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

9番、古川徹君。

○9番（古川 徹君） 議案第10号 指定管理者の指定について、賛成の立場から討論を行います。

町は指定に当たり十分な選定方法で行っており、選定組織による厳正な採点で決定したわけであります。指定管理料も今までよりも格安で提示していて町の財源負担も減ることや、また新たな手法で町の還元料も今まで以上に大いに期待して、私からの賛成討論といたします。

以上です。

○議 長（中村義則君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議 長（中村義則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第10号 指定管理者の指定についてを原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起 立 多 数）

○議 長（中村義則君） 起立多数であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(午前 11 時 21 分)

○議長（中村義則君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11 時 23 分)

◎日程第 7 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについて

○議長（中村義則君） 日程第 7、諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてを議題といたします。

諮問第 1 号について提出者の説明を求めます。

町長、浅岡厚君。

(町長 浅岡 厚君 登壇)

○町長（浅岡 厚君） 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについてでございますが、令和 7 年 3 月 31 日で任期満了となります長野恵子氏を引き続き人権擁護委員に推薦する当たり、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

長野氏は人権擁護と人権思想の普及啓発に積極的に取り組まれており、地域の人権問題に対するよき理解者であります。また、令和 5 年 4 月からは千葉人権擁護委員協議会事務局員を務められており、年々複雑多様化する人権問題の相談役として御活躍されております。人柄、健康面も極めて良好で、人権擁護委員として適任であると認められるものでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中村義則君） 暫時休憩いたします。

(午前 11 時 25 分)

○議長（中村義則君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11 時 26 分)

○議長（中村義則君） お諮りいたします。

本件は、ただいまお手元に配付した意見のとおり答申したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(中村義則君) 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号はお手元に配付した意見のとおり答申することに決定いたしました。

◎日程第8 請願第3号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定
を早急に行うことを求める請願書

○議長(中村義則君) 日程第8、請願第3号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願書についてを議題といたします。

文教民生常任委員会の審査結果について、文教民生常任委員会委員長より報告を求めます。
文教民生常任委員会委員長、内山菊敏君。

(文教民生常任委員会委員長 内山菊敏君 登壇)

○文教民生常任委員会委員長(内山菊敏君) 報告をいたします。

文教民生常任委員会に付託されました訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願書について、請願の趣旨及び内容について本委員会で慎重審議した結果、不採択と決定しましたので、会議規則第94条第1項の規定により報告をいたします。

○議長(中村義則君) 文教民生常任委員会委員長の報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(中村義則君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

14番、谷川優子君。

○14番(谷川優子君) 14番、谷川です。

訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願

書に対する賛成討論を行います。

訪問介護の基本報酬とは、介護事業者が利用者に訪問介護サービスを提供した際、その対価として支払われる介護報酬の基礎となる部分です。訪問介護の基本報酬の単位数が改定されて、全てのサービス、訪問介護の基本報酬が下げられたことで、訪問介護業界の現場は大変な状況になっています。時間の単位数が下がっていることから、訪問介護の基本報酬が減額されています。

訪問介護事業所がなくなることにより、住み慣れた家で暮らしてはいけません。3年に一度の介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が2024年4月から引き下げられたことに、怒りや不安の声が広がっています。身体介護、生活援助などの訪問介護は、とりわけ独居の方をはじめ、要介護者の家族の在宅での生活を支える上で欠かせないサービスです。このままでは在宅介護が続けられず、介護崩壊を招きかねません。

介護報酬は介護保険から介護事業所に支払われますが、今回の引下げで訪問介護事業所、小規模あるいは零細事業所が経営難に陥り、在宅介護の基盤が壊滅的になるおそれがあります。厚生労働省の調査でも、訪問介護事業所のうち36.7%が収支率ゼロ%未満の赤字であることが明らかになっているにもかかわらず、厚生労働省は引下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことを挙げています。

しかし、これはヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や、都市部の大手事業者が利益率の平均値を上げているものであり、実態からかけ離れた数字を根拠にしています。九十九里町のような地域では訪問宅が離れ、移動するにも時間がかかるなどの実態など考慮せず、訪問介護費を切り下げたと言っても過言ではありません。

現在の訪問介護は特に人手不足が深刻であり、長年にわたる訪問介護の基本報酬が引き下げられた結果、ヘルパーの給与は常勤でも全産業の平均を月額約6万円も下回っていて、ヘルパーの有効求人倍率は2022年度で15.5倍と異常な高水準です。もともとぎりぎり頑張ってきた訪問介護の事業所が、今回の介護報酬の引下げによってどれほど追い詰められる状況となったのか、今現場の声に耳を傾け、寄り添うことが議会に求められています。

全国で訪問介護事業所を展開している全日本民医連では、8月に財務省と厚労省と懇談、要請しました。内容は訪問介護基本報酬の引下げの撤回と、引下げ分を補填するための本年度中の予算措置、来年度予算で介護報酬の臨時改定、また、介護職員給与の全産業平均水準への引き上げるための予算計上、有料紹介業者に対する社会的規制を要望するとともに、介護事業所や利用者から寄せられた970件の意見、要望を併せて提出しました。幾つかの現場

の声を紹介します。

日々へとへと、それでもヘルパーを待っている利用者がある。だから頑張れる。こんな思いを打ち砕く基本報酬の引下げがされ、このままでは若い人は他業種に行き、高齢の職員は辞めていきます。人材不足どころか介護崩壊しかありません。あるいは雨でも猛暑でも自転車で移動し、エアコンをつけていない利用者への訪問等、あるいは労働環境の悪さ、その上低賃金で新しい人はなかなか入ってこない。事業所閉鎖で依頼は来るけれども受けられない。さらに報酬引下げではますます深刻です。介護報酬の引下げはヘルパー全体のモチベーションが下がります。報酬が下がり、事業継続が困難です。経費がかかり、利益が上がらず、加算を取ってもこの5年くらい赤字です。ぎりぎりの状態で、報酬引下げの撤回と引上げの改定を求めます。これらのコメントが970人から寄せられました。

そして第2に、データや報道からも報酬引下げが介護現場の倒産につながっているような経営難、人材不足の実態が明らかであり、速やかな対策が必要だからです。

11月28日付毎日新聞を見ますと、「訪問介護、崩壊の危機 衝撃の基本報酬下げ 倒産最多、利用者にしわ寄せ」とのタイトルで実態を報じていました。様々な団体が訪問介護報酬引下げの影響調査を行い、大変深刻な実態が示されています。

日本医療労働組合連合会が訪問介護事業所182事業所を対象に行ったアンケートでは、報酬引下げによる経営悪化が68%、新規職員採用困難が38%、また、夏のボーナス減額27%、今後はさらに悪化すると回答がありました。人が足りない、定着しない、若い人が働けない。訪問介護で働いている人は利用者のために踏ん張って、歯を食いしばって、一生懸命働いているが、もう耐えられないというところまで追い詰められている、このような訴えです。

介護崩壊を食い止め、住み慣れた九十九里町で安心して暮らし続けられるよう、また、介護の現場で働く方々が誇りを持って働き続けられるよう、請願への賛同を呼びかけ、賛成討論を終わります。

○議長（中村義則君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（中村義則君） 討論なしと認めます。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（中村義則君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

文教民生常任委員会委員長の報告は不採択です。

請願第3号 訪問介護費の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願書を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立少数)

○議長（中村義則君） 起立少数であります。

よって、請願第3号は不採択とすることに決定いたしました。

暫時休憩します。

(午前11時39分)

○議長（中村義則君） これより再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時39分)

◎日程の追加

○議長（中村義則君） ただいま町長、浅岡厚君より、議案第11号 令和6年度九十九里町一般会計補正予算（第7号）が提出されました。

配付漏れはございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（中村義則君） 配付漏れなしと認めます。

お諮りいたします。

議案第11号を日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（中村義則君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎追加日程第1 議案第11号 令和6年度九十九里町一般会計補正予算（第7号）

○議長（中村義則君） 追加日程第1、議案第11号 令和6年度九十九里町一般会計補正予

算（第7号）を議題といたします。

議案第11号について提案理由の説明を求めます。

財政課長、鈴木桂君。

（提案理由説明）

○議長（中村義則君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番、西村みほ君。

○4番（西村みほ君） 4番、西村です。

1点だけお聞きいたします。

5ページ目の8款消防費、1項消防費、4目災害対策費、12節の委託費、こちらになりますが、財政課長のほうより片貝防災備蓄倉庫兼津波避難タワーの設計書の見直しというふう
に伺っておりますが、この見直しについて詳細をお聞かせください。

○議長（中村義則君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） それではお答えをさせていただきます。

詳細についての御答弁を求めているかと思いますが、入札前となりますので詳細についてはお答えできませんが、適正な設計価格を確認するための委託料となります。よろしくお願いいたします。

○議長（中村義則君） 4番、西村みほ君。

○4番（西村みほ君） それでは、もう一度確認させていただきたいのですが、一般質問でも申し上げたとおり、労務費については年度内ということで変更はないと私のほうでは理解しております。だとすれば、部材の単価の変更、これに関しては11月度は今のところマイナスというふうになっておりますので、この設計業務委託料で必ずしも設計費、設計金額が増額になるわけではなく、金額が下がる可能性もあると判断してよろしいでしょうか。

○議長（中村義則君） 総務課長、篠崎英行君。

○総務課長（篠崎英行君） その辺を確認するために委託をかけるものでございます。

今議員おっしゃったとおり、価格変動しているようであれば、その価格に合った工事設計
価格ということになると思いますので、御理解をお願いいたします。

○議長（中村義則君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（中村義則君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(中村義則君) 討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(中村義則君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第11号 令和6年度九十九里町一般会計補正予算(第7号)を原案のとおり決すること
に賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(中村義則君) 起立多数であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長(中村義則君) 以上で今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって令和6年第4回九十九里町議会定例会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

閉 会 午前11時48分

この会議録は、会議の顛末を録したものでその真正なるを証するためここに署名する。

九十九里町議会議長 中 村 義 則

署 名 人 松 井 由 美 子

署 名 人 善 塔 道 代